

## 令和2年第1回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 3月9日(月曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○町長の施政方針	6
○選挙第 1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙について	9
○発議第 1号 板倉町議会基本条例の一部を改正する条例について	10
○議案第 1号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	11
○議案第 2号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について	12
○議案第 3号 板倉町印鑑条例の一部を改正する条例について	13
○議案第 4号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について	13
○議案第 5号 板倉町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	14
○議案第 6号 板倉町公平委員会設置条例の廃止について	15
○議案第 7号 板倉町交通指導員設置条例の廃止について	16
○議案第 8号 板倉町ふるさとづくり事業基金条例の廃止について	18
○議案第 9号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について	22
○議案第10号 館林地区消防組法規約の変更に関する協議について	22
○議案第11号 板倉町総合計画について	23
○議案第12号 第2期板倉町子ども・子育て支援事業計画について	30
○議案第13号 令和元年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について	35
○議案第14号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につい て	35

○議案第15号	令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	35
○議案第16号	令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	35
○議案第17号	令和元年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	35
○議案第18号	令和2年度板倉町一般会計予算について	37
○議案第19号	令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について	37
○議案第20号	令和2年度板倉町国民健康保険特別会計予算について	37
○議案第21号	令和2年度板倉町介護保険特別会計予算について	37
○議案第22号	令和2年度板倉町下水道事業特別会計予算について	37
○散会の宣告		40
散 会	（午前11時48分）	40

第2日 3月10日（火曜日）

○議事日程		41
○出席議員		41
○欠席議員		41
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名		41
○職務のため出席した者の職氏名		42
開 議	（午前 9時00分）	43
○開議の宣告		43
○諸般の報告		43
○一般質問		43
森 田 義 昭 議員		43
本 間 清 議員		55
青 木 秀 夫 議員		68
荒 井 英 世 議員		81
○議案第13号	令和元年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について	94
○議案第14号	令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい て	94
○議案第15号	令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	94
○議案第16号	令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	94
○議案第17号	令和元年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	94
○散会の宣告		96
散 会	（午後 2時40分）	96

第11日 3月19日（木曜日）

○議事日程		97
-------	--	----

○出席議員 .....	9 7
○欠席議員 .....	9 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	9 7
○職務のため出席した者の職氏名 .....	9 8
開    議    （午前 9時00分） .....	9 9
○開議の宣告 .....	9 9
○諸般の報告 .....	9 9
○議案第18号 令和2年度板倉町一般会計予算について .....	1 0 0
○議案第19号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について .....	1 0 0
○議案第20号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計予算について .....	1 0 0
○議案第21号 令和2年度板倉町介護保険特別会計予算について .....	1 0 0
○議案第22号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計予算について .....	1 0 0
○閉会中の継続調査、審査について .....	1 0 2
○町長挨拶 .....	1 0 2
○閉会の宣告 .....	1 0 7
閉    会    （午前 9時34分） .....	1 0 7

板倉町告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和2年第1回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年3月5日

板倉町長 栗 原 実

1. 期 日 令和2年3月9日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	今 村	好 市	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	延 山	宗 一	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

# 3 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)



3番	森	田	義	昭	議員	4番	本	間	清	議員	
5番	小	林	武	雄	議員	6番	針	ヶ	谷	稔	議員
7番	荒	井	英	世	議員	8番	今	村	好	市	議員
9番	黒	野	一	郎	議員	10番	青	木	秀	夫	議員
11番	市	川	初	江	議員	12番	延	山	宗	一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗	原	実	町	長	
中	里	重	義	副町長	
鈴	木	優	教	育長	
落	合	均	総	務課長	
根	岸	光	男	企画財政課長	
丸	山	英	幸	税務課長	
峯	崎	浩	住	民環境課長	
橋	本	宏	海	福祉課長	
小	野	寺	雅	明	健康介護課長
伊	藤	良	昭	産	業振興課長
高	瀬	利	之	都	市建設課長
多	田	孝	会	計	管理者
小	野	田	博	基	教育委員会 教育事務局長
伊	藤	良	昭	農	業委員会 農事事務局局長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事	務	局	長
川	野	辺	晴	男	庶	務	議事係長
福	知	光	徳	行	政	庶	務係長兼 議事事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

ただいまから告示第7号をもって招集されました令和2年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○延山宗一議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、  
ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、  
ご了承願います。

次に、議員配付のみの陳情につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおり提出されてお  
ります。

次に、今定例会に付議される案件は、選挙1件、発議1件、条例の一部改正議案5件、条例の廃止議案3  
件、公平委員会共同設置に関する議案1件、一部事務組合の規約の変更に関する議案1件、議決を要する計  
画2件、補正予算議案5件、令和2年度予算議案5件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○会議録署名議員の指名

○延山宗一議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

9番 黒野一郎 議員

10番 青木秀夫 議員

を指名いたします。

---

○会期の決定

○延山宗一議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告をお願  
いいたします。

青木議会運営委員長。

[青木秀夫議会運営委員長登壇]

○青木秀夫議会運営委員長 それでは、本定例会の会期及び日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、2月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月9日  
から19日までの11日間と決定いたしました。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針、選挙第1号による選挙の後、発議第1号、議案第1号から議案第12号について、提案者から提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、補正予算関係5議案については、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、審査の上、委員会採決を行います。次に、新年度予算関係5議案については、同じく提案理由説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託いたします。

第2日目の10日は、4名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係5議案について、委員長から審査結果報告の後、審議決定を行います。

第3日目の11日は、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第4日目の12日から休会、休日を挟み、第9日目の17日まで、予算決算常任委員会を3日間開催し、新年度の予算関係5議案について審査の上、委員会採決を行います。

第10日目の18日は休会とし、最終日の19日は新年度予算関係5議案について、委員長による審査結果報告の後、審議決定いたします。また、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○延山宗一議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日から19日までの11日間と決定いたしました。

---

### ○町長の施政方針

○延山宗一議長 日程第3、町長より令和2年度の施政方針を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 おはようございます。

今年は、ずっと暖冬と言われておりますが、予報によると桜の開花も10日以上も早まるだろうというような、そんな予測でもございましたが、果たしてどうでありましょうか。いずれにしても暖かい冬であったというふうに理解をしております。令和2年第1回の定例会をこうして招集をさせていただきましたところ、新型コロナウイルス拡散防止策対応で、国中大騒ぎの中ではありますが、こうしてご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、そういうことで変則的にマスクを全員が着用ということで、そういう意味でも異様な雰囲気の中での町議会でもございますが、郡内皆同じような形が、最近はケーブルテレビさんが入ることによって、理解が分かるわけありますので、やむを得ないかなという感じもいたしております。

さて、国会というか、国ではここ1年近く、安倍首相の「桜を見る会」問題を中心に、法相の辞任あるいは選挙違反絡み、あるいは議員のその他の不祥事の問題、カジノの疑惑あるいは最近になって、検事長の定年延長問題等々、その中心部分の説明責任あるいは文書の隠蔽もあるかと思われるような扱い、あるいは付

度の構図等々が感じられ、その根幹が森友・加計問題と類似しているとの野党の指摘をもとに、激しい論戦がずっと行われてまいりました。それらを一気に一時中断をせざるを得ないというようなコロナウイルスの対応がもっともであるというようなことで、大きな国内問題になってまいりました。

我が町もそれなりの対応を既にさせていただいておりますが、群馬県はまだ感染者がいないというような、神話に近いような昨今の状況が、つい7日、群馬県でも正式に太田市の保育士の陽性が確定し、県内感染者が初めて発生したことを受けての新たな段階に入ったことが知事及び太田市長の会見で明らかになりました。我が町にとりましても、交流域内の発症ということですので、患者の2週間以内の活動範囲の接触状況等々により、もしかするととか、あるいはさらなる感染の広がりと考えられることもあるということで、今後の対策の変化や、あるいは強化も予想されるという範囲内に入っております、そういう意味では県の対応を注視をしているところであります。

さて、ちょっとそれですが、明後日、先ほど東日本大震災9年目に入ることに対してのいわゆる3.11被災者の安らかな眠りと被災地のさらなる復興を祈念しての黙祷を行わせていただきました。

また、ただいまは開会前を利用して、黒野、市川両氏に対しての勤続15年以上の県知事感謝状及び全国町村議会議長会自治功労者表彰、そして今村、荒井氏に対しては、同じく勤続10年以上の県町村議会議長会自治功労者表彰が行われたところであります、そういう意味では、それぞれ長い議員活動が評価をされての受賞ということですので、執行部からも町全体を代表してお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。

さて、迎える新年度、令和2年度においては、消費税率の引上げに伴う収入等を見込んで、国の国家予算は102兆6,000億円、前年度対比、プラス1兆2,000億円でございます。また、国及び地方の長期債務残高は約1,125兆円ということで、前年度より8兆円増でございます、国の債務残高936兆円は令和2年度国の一般会計税収予算額約64兆円でありまして、その14年分に相当することとなり、国民1人当たり723万円、4人家族で2,892万円という数字が公債残高の累計となっております。したがって、そのことは厳しい財政運営が続いていると、依然としてということであろうと思います。

県においては予算総額7,451億円と、前年対比0.8%の減となり、投資的経費の抑制により、県債は160億円の久しぶりの大幅減少となり、昨年の1,125億円から965億円と減少し、1人当たりの県民の債務残高は、県債残高は66万円、4人家族で264万円となります。重点施策に災害に対し、安全・安心と安定した経済活動の実現あるいは2番目として、県の魅力とブランド化、ライフスタイルの構築と発信、3として、競争とデータ活用のリソースの創出の3本柱に当然財政健全性の確保を加えての総合的な緊縮予算であります。

このような中での当町当初予算の編成ですが、課題であった新庁舎が完成し、加えて広域防災システム、防災ラジオのことでありますが、その整備も完了をしたわけではありますが、これらの大事業完成に伴い、一般会計の積立金残高は平成27年度末の37億600万円をピークに、平成30年度末には約10億円減少の26億6,000万円となり、逆に町債残高は平成27年度末37億6,000万円だったものが、8億1,000万円増加の45億7,400万円と増加し、8年ぶりに将来負担比率3.6%が算定されるという結果に至っているところであります。町債は1人約30万円、4人家族で120万円の残高となります。したがって、板倉町民の1人当たりの債務残高は、ざっとですが、国723万円、県66万円、町30万円の合計830万円になり、4人家族では3,320万円になる。計算上はそういうところでございまして、そのくらいの貯金を持っていても国、県及び町の債務と合わ

せると帳消しと、貯金なしということと同じ状況になるという理屈であります。

令和2年度予算において、年歳入面、1年間の歳入面においては、最上位を占める町税収入が順調な企業誘致による当町においては初めて21億円を突破をし、最高記録をこのところ連続毎年更新をしている中で、固定資産税の全部または一部を交付する、返還をすることで置き換えてもよろしいと思いますが、産業施設及び商業誘致の促進奨励金が毎年5,000万円を超える状況が現在も続いておりますが、まだ数年間は続くことが見込まれる状況でありまして、さらに税収増と相反、相反する関係にある地方交付税は12億円程度と予想されることから、実質的な税収増は数年先となる見通しであります。

また、平成30年度末時点での今後の町の公債費は、近年の大型事業実施の影響もあり、平成30年度3億5,500万円から令和元年度3億8,800万円、令和2年度、本年です。4億300万円と増加をしていく見込みでありまして、令和元年度以降の借入金の返済費もさらにそれに加算をされていくこととなります。

また、ご承知のとおり、館林市厚生病院の建て替えや広域ごみ処理施設の建設、そして現在は消防組合本署の建設等々による元利返済費も令和2年度以降、今年以降本格的に始まるということから、経常経費の増加は当分避けられない状況となっております。加えて、旧役場庁舎、八間樋橋の解体・撤去も控えており、南・北小学校の廃校後の利活用も検討をしていかなければなりません。想像以上のスピードで進行する人口減少問題の中で、今後既存の施設の継続だけでも大変な時代に突入しつつあるという現実を直視をしますと、そして持続可能な財政運営を考えると、既存施設の統廃合や再配置の検討を進めることは当然の流れでありまして、以上の状況から、令和2年度は従来にも増して気を一層引き締めた財政運営を行っていかねばならないと思っております。

このことを踏まえて、新年度予算計上に当たり、重点的に検討する事項として、順序は別として、南・北小学校の利活用及び旧資源化センターと東側町有地の利活用あるいは利根川・渡良瀬川架橋の推進、そして中央通り等主要道路の延伸、新しい統合後の小学校の円滑な運営、これはスクールバス等も含めた総合的な子育て支援も考えてのことです。

さらに、既存施設の解体・撤去及び生活インフラ整備、そして企業・商業誘致並びに移住促進、住宅分譲推進等、そして農・工・商の産業振興、さらには健康増進等々、安全・安心の総合的な事業等々を中心に、他の事業の圧縮もやむを得ず視野に入れた中で、限られた財源あるいは影響を総合的に勘案の上、優先的に扱うよう、ただいまの7項目を優先して扱うよう指示をいたしましたものであります。

また、当然のこととして、最大の効果を生むための最少の経費、それらを含めたPDCAの徹底、町民目線での応対接遇あるいは任務遂行のスピード感、そして的確な管理職の率先垂範をモデルとした頑張り、そういった職務の確実な実行を職員に対するいわゆる要望ということで既に話を申し上げているところであります。

今議会におきましては、そういう意味で議案第1号から22号まで、先ほど議長、議運の委員長さんのおりご審議を頂き、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げ、冒頭でも触れましたが、新型コロナ対策として、公としての多数参加の室内における、または室内に準ずるそういった状況の事業、行事の休止・中止をはじめとして、小中学校における登校中止及び公的機関の臨時閉館等々、賛否両論もあることは承知ではございますが、国、県からの指示、要請に基づく対応措置については、さらに町として慎重な対応も検討を加え、さらには郡内協調を視野に入れながら対応を現在いたしているところであります。現対応が結果と

して適切だったか、不適だったかは後の判断になるのは間違いないことではありますが、拡散・蔓延防止のための措置あるいは命を守るという、そういった前提のやむを得ない措置ということでもありますので、今後の進み方の次第によっては、さらに対応が変化、強化していくことも十分想定されますので、議員各位には推移を見守っていただき、さらには状況の変化等によってご進言も頂ければありがたいというふうにも思っております。

風評流布により、マスクがないとか、トイレトーパーあるいはインスタント食品、米までがないというような事案が報道で紹介をされておりますが、我々も国、県に対し、そういったことの鎮静化については、強く地元の東部振興局長等々を通してお話を申し上げております。そういった意味での指導を国にもさらに強い指導も求めたいと思っております。パンデミックというか、世界的大流行状況に近づいているのか、ここ1週間あるいは10日で終息に向かうのか、国内状況はこの一、二週間で分水嶺と言われてから、もう2週間が正直たっておりまして、そういう意味ではなめてかかるというのは非常に危険な状況かなとも思います。人の集まり、人の動きを制限するのがやむを得ずですが、最重要政策と、これに対する施策と、それに伴う経済的負担の影響を注視しながら、かじ取りに余談はないという状況が続いているということでもありますので、今後この地域におきましても、3月の末に行われるオリンピックの聖火リレー等々も含めて、私は私の考え方を既に伝えておりますので、県に対しては、それらも含めてどうなるか分からない状況の中で、町民あるいは県民が一体となつてできるだけ対応をできるように協力を願うものでございます。

議員各位には最終日まで、そういう意味では私どもも同じであります、体調に留意され、審議いただくようお願い申し上げまして、ざっとではございますが、今年の所信表明に代えたいと思っております。ありがとうございます。

○延山宗一議長 町長の施政方針が終わりました。

---

#### ○選挙第1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○延山宗一議長 これより提出された議案の審議に入ります。

日程第4、選挙第1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、板倉町朝日野、山内正充氏、板倉町大字西岡、奥澤洋二氏、板倉町大字飯野、稲村茂氏、板倉町大字海老瀬、高山弘文氏、以上の諸氏を指名いた

します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸氏を選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました山内正充氏、奥澤洋二氏、稲村茂氏、高山弘文氏、以上の諸氏が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員の指名を行います。

順位1番、板倉町大字板倉、塩田和雄氏、順位2番、板倉町大字岩田、増田孝夫氏、  
順位3番、板倉町大字細谷、宇治川公三氏、順位4番、板倉町大字下五箇、川田尚子氏、  
以上の諸氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸氏を補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました塩田和雄氏、増田孝夫氏、宇治川公三氏、川田尚子氏、以上の諸氏が補充員に当選されました。

---

#### ○発議第1号 板倉町議会基本条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第5、発議第1号 板倉町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提出者より提案理由の説明を求めます。

青木議員。

〔10番 青木秀夫議員登壇〕

○10番 青木秀夫議員 それでは、発議第1号 板倉町議会基本条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本案につきましては、板倉町が策定する板倉町中期事業推進計画の名称が板倉町総合計画に変更されることに伴い、板倉町議会基本条例第6条及び第8条第2項中の板倉町中期事業推進計画を板倉町総合計画に改めることと、あわせて板倉町の中期事業推進計画を議会の議決事件として定める条例（平成24年板倉町条例第1号）を廃止するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第1号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第6、議案第1号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、議案第1号の提案理由、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げたいと思います。

本案につきましては、昨年10月に群馬県市町村総合事務組合退職手当支給条例の運用方針が制定され、町長、副町長及び教育長の退職手当について、本年4月1日から町長等の給与の特例に関する条例により、特例的な給料が規定されている場合で、金額を明示して給料が規定されていない場合は、特例条例がないものとして、給与条例に規定されている給料を町長等の退職手当の算定基礎とするというふうに定められましたことから、当町においては、特例条例の制定以降、特例条例の規定による減額後の給料月額が町長等の退職手当の算定基礎とされてまいりましたが、現行の特例条例における給料月額の規定は、給料の金額を明示していないことから、本年4月1日以降についても、特例条例の規定による給料月額を町長等の退職手当の算定基礎とするため、給料月額の規定について改正を行うものであります。

改正内容につきましては、町長の給料の月額を79万5,000円に100分の70を乗じて得た額である。それが現行で3割カットとずっと言わせていただいておりますが、そういった額である55万6,500円と、副町長の給料の月額、同じく2割カットと申し上げてきましたが、64万3,000円に100分の80を乗じて得た額である51万4,400円と、教育長の給料の月額を同じく2割カットとずっと申し上げてきましたが、59万3,000円に同じく100分の80を乗じて得た額である47万4,400円と改めて数字をしっかりと規定し、引用元の条例の改廃に基づき、関係規定の整備を行うものであります。

以上、ご説明を申し上げましたが、2割カットとか、3割カットとか、そういったものではだめだよという、そういう表現ではだめだよということに対しての町村事務組合の支給条例の運用方針が変わったことにより、数字を明記をするものであります。

ということで、改めて担当課長からの説明はこの先予定をしておりますが、そういったことでございますので、よろしく願いをいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第2号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第7、議案第2号 板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 引き続き、議案第2号でございます。板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてということで、その提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和2年4月1日から公平委員会を群馬県市町村総合事務組合を代表団体として共同設置とすることに伴い、公平委員は町の非常勤の特別職ではなくなるために、公平委員会委員長及び公平委員を報酬額を定める別表から削除をするものでございます。

また、地方公務員法の改正により、同じく令和2年4月1日から非常勤特別職の任用要件が変更され、交通指導隊員は非常勤特別職から除外されるということでありまして、そのことから交通指導隊長及び交通指導副隊長及び交通指導隊員を報酬額を定める別表から同じく削除をするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、そういったことでありまして、よろしくご審議をいただくわけでありませんが、改めてこれ以上の説明は予定をいたしておりませんので、踏まえてご審議をお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第3号 板倉町印鑑条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第8、議案第3号 板倉町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第3号 板倉町印鑑条例の一部を改正する条例についてということでありませ

す。  
本案につきましては、住民票、マイナンバーカード等への旧氏を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、また成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、令和元年6月14日に公布されたことに伴い、住民基本台帳法により定められている印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、板倉町印鑑条例においても関連する規定の改正を行うものであります。

これについても以上申し上げたとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げますが、改めての課長の説明は予定をいたしておりません。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第4号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第9、議案第4号 板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第4号をお願いいたします。板倉町小口資金融資促進条例の一部を改正する

条例についてということであります。

本案につきましては、群馬県と連携して実施している小口資金融資制度について、売上げ減少等の要件を満たした場合の借換え制度を継続して実施をすべく、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を併せて行うものであります。

改正内容につきましては、附則に定める借換え融資の申込み期間をさらに現行より1年延長し、令和3年3月31日までとするものでございます。

以上申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

同じく、担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第5号 板倉町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第10、議案第5号 板倉町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第5号 板倉町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から改正され、あわせて公営住宅法及び公営住宅管理標準条例案が一部改正されることに伴い、板倉町町営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容につきましては、1つ目が町営住宅の入居時に徴収する敷金の扱いにつきまして、これまで退去のときに敷金を滞納家賃等へ充てることができる規定でありましたが、民法の一部改正により、入居中の滞納家賃等へも敷金を充てることができることになったことから、この規定を新たに加えるものでございます。

2つ目は、不正行為によって入居した者に対する請求の算定に利用する利率につきましては、民法で定め

る法定利率である5%としておりますが、民法の一部改正により、5%から3%に引き下げになり、また3年に1度見直されることになったことから、条文の記載を「年5分の割合」から「法定利率」に改めるものでございます。

その他、上位法等の改正に伴い、関係規定を改めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

同じく、担当課長の説明は、ただいまのとおりでございますので、予定をしてございませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第6号 板倉町公平委員会設置条例の廃止について

○延山宗一議長 日程第11、議案第6号 板倉町公平委員会設置条例の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第6号 板倉町公平委員会設置条例の廃止についてということで説明を申し上げます。

令和2年4月1日から群馬県内の市町村一部事務組合及び広域連合のうち、34団体が効率的な公平委員会を運営するため、関係団体において協議の上、規約を定め、群馬県市町村総合事務組合を代表団体として、群馬県市町村公平委員会を共同で設置する予定であることから、板倉町公平委員会設置条例を廃止するものでございます。

以上のようなことでございますので、これも改めての課長の説明は予定してございませんが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第7号 板倉町交通指導員設置条例の廃止について

○延山宗一議長 日程第12、議案第7号 板倉町交通指導員設置条例の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第7号 板倉町交通指導員設置条例の廃止についてということであります。

本案につきましては、地方公務員法の改正により、令和2年4月1日から非常勤特別職の任用要件が変更され、交通指導員を非常勤特別職として任用することができなくなることから、板倉町交通指導員設置条例の廃止を行うものでございます。いわゆる上位法の変更によるということでございますので、これも同じくご説明は以上のとおりであります。改めての担当課長の説明は予定しておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○8番 今村好市議員 この案件につきましては、地方公務員法もしくは地方自治法の改正で、任用ができなくなったと、特別職非常勤職員としての任用ができなくなったということで、やむなく要綱で制定をして、町は今までどおり運営していくものというふうに理解してまず第1点についてはよろしいのかどうか。

それと、任用形態についてはどういう形になるのか。

それと、公務災害、当然該当にはなりませんので、災害補償保険という形で対応していくのだと思うのですが、公務災害とこの保険の内容については何か違うところがあるのかどうか。交通指導員といいますと、国で判断しているよりは、市町村に来ると非常に業務が多くて、場合によっては消防と同じように危険業務もありますので、現実には、なかなか人が今後難しくなってきますので、補償がしっかりしていないと、これ困ることになるのかなと思いますので、その点について分かる範囲でお願いしたいと思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

〔落合 均総務課長登壇〕

○落合 均総務課長 それでは、ただいまのご質問に対しましてご説明を申し上げます。

まず、今回条例のほうを廃止いたしまして、町のほうで交通指導員に関する要綱というものを制定いたし

まして、この要綱に基づいて、任用形態につきましては、これまでの任命から有償ボランティアとしての委嘱という形、町長からの委嘱という形に変更をさせていただくこととなります。

3点目の補償関係につきましては、町村会のほうを通しまして、災害補償保険ということで加入を予定しております。こちらは新年度予算のほうにも予算計上させていただいていますが、交通指導員さんの報償額、全員11人を考えておりますが、11人の報償額に対しまして、1,000分の12.11円で、年額で1万5,572円でございますが、こちらの額が災害補償保険という形で新たに加入をするような形となります。こちらにつきましては、交通指導員さんだけでなく、行政区の役員さん、区長さんをはじめ役員さんについても、これまでの非常勤特別職から同様に、有償ボランティアという形で整理がされますので、区長さん等につきましても、同様の災害補償保険に加入をいただくような形で変更を予定しております。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 保険料ではなくて、保険の内容をお聞きしたいのです。公務災害と、この災害補償の内容があまりにも違ってしまうと、やはりせっかくボランティアでお願いしてやっていただいて、何かあったときに、町が全て補償すればいいのかもしれませんが、せっかく保険に入るので、公務災害とどう点が違うのか。違う点についてはどういうふうな対応を今後していくのかという中身を聞きたかったのですが。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 すみません。補償の内容につきましては、現在ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。すみません。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 それは同等の補償をするということの方向で町は対応していただければいいなと思っております。

それと、報酬は条例のときと同額で、特別職の報酬の条例が変わって、なくなった。そこから抜けてしまいますので、多分要綱の中ではうたっているでしょうけれども、毎年予算の範囲内の話の場合によってはなってくる可能性があるんで、それは特別職の報酬額をそれをずっと維持していくということのほうが私はいいかなと思っておりますので、その辺の考え方もよろしくお聞きしたいと思っております。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 報償額につきましては、先ほど特別職の条例のほうで、条例の別表から削除をいただきました。隊長につきましては、年額13万5,000円、副隊長13万円、隊員12万5,000円という、この額を継承しまして、要綱の中で支給をさせていただくような予定しております。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 要綱と条例の違いというのは、条例で定めたものは予算があろうが、なかろうが、その仕事の内容で支給しなくてはならないのです。要綱になってきますと、場合によっては、その年度の予

算の範囲内で下げられることもできてしまうのです。それご理解いただけますよね。だから、報酬審議会等で決まった額を堅持していくという町の姿勢を取っておいてもらわないと、変わってしまう可能性があるのです、お願いしたいということなのですが。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 議員おっしゃるとおり、現在の報酬の額から報償に変わっても、額の引き下げというのは考えておりませんので、少なくとも現状の額をこのまま維持していくということで考えております。

○延山宗一議長 よろしいですか。

○8番 今村好市議員 はい。

○延山宗一議長 そのほか質疑ありますか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第8号 板倉町ふるさとづくり事業基金条例の廃止について

○延山宗一議長 日程第13、議案第8号 板倉町ふるさとづくり事業基金条例の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 本案につきましては、議案第8号ということで、板倉町ふるさとづくり事業基金条例の廃止をするということについての議案でございます。

板倉町ふるさとづくり事業基金条例の廃止につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議決を求めますのでございます。

板倉町ふるさとづくり事業基金は、板倉町のふるさとづくりに寄与する事業の実施のため、昭和63年度に設置以降、平成9年度までの間、地方交付税の基準財政需要額に増額算入された金額を積立て、残高は5億4,617万円となりました。

その後、平成10年度からこの基金から取り崩した繰入金を一般会計のふるさとづくり費に計上した事業の財源として投入をしてまいりましたが、本年度の繰入れをもって基金の残高がなくなり、この基金の役割が終了することから、この基金条例を廃止するものでございます。

以上、ご説明を申し上げたとおりでございますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても、改めて課長の説明は予定しておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○8番 今村好市議員 目的基金でありますので、当然議決が必要ということなのでしょうけれども、このふるさとづくり基金の原資については、交付税の中で算定をされてきて、ずっと今までは基金として維持してきたのですけれども、廃止の理由が基金の額がなくなってしまうから廃止をするという理由なのか、ふるさとづくり事業そのものがもう終了、ほとんど終わったから基金は要らないだろうというのか、その辺を明確にしていなければというふうに思います。

今年度については、ふるさと事業は予定どおり基金から繰り入れてやるのでしょうかけれども、来年度以降のふるさと事業についてはどういう対応をするのか。全部やめてしまうのか、もしくはその目的達成したからやめてしまうのか。縮小して事業を継続していくのか、この辺の考え方についてよろしくお願ひいたします。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 ふるさとづくり事業の基金の関係であります、理由といたしますと、基金がなくなるからということであり、現在行っているふるさとづくり事業、これについては同様に来年度以降もやっていくということであり、

現在、今年度が板倉町の歩み記録事業、テレフォンサービス事業、ふるさと納税事業、住宅用太陽光発電システム設置補助事業、産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業を取り上げておりますけれども、来年度以降、それぞれ違う項目での引き続きの事業継続ということになります。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 そうすると来年度以降も今までふるさと事業という形でやってきた事業は、全て今度は一般の事業として行っていくと。財源裏づけについては、一般財源で、基金からの取り入れではなくて、財調も含めてでしょうかけれども、その中でやっていくと。そうすると今年が幾らですか、5億何千万円、そんなではないのですか。全部の額ですか、これは。基金は。今、全体事業費としては幾らぐらいだったのか。その財源の裏づけというのは、今までは基金から繰り入れてやってきたのでしょうかけれども、基金から繰り入れがないものですから、財源どこかで確保しなくてはならないと思うのですよね、同じ事業をやっていくには。その財源の確保はどういう形で財源確保するのでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それぞれ違う項目での予算計上になっておりますが、これについては一般財源の中で財源確保をしていくということであり、

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 そうすると、さっきの話ではないですけども、借金を増やすとか、ほかの事業を削るとか、ふるさと事業をそのまま継続していくのだと、そういう形に一般財源だとならざるを得ないということなのですが、そういうことですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今の論理でいくと、そういった論理も成り立たないでもないという感じもしますが、基本的に今までも町のいわゆる総支出は、必要に応じてやる事業を勘案し、総支出はどこか貯金通帳から持ってきてもお金が出ることには間違いないと、そういったものを踏まえて収入、支出を計算し、健全性を確保しているのとありますので、ふるさと事業という財布が1つなくなったとて、その事業の重要性を鑑みやるといことになれば、一般会計のほうから今までと同じようにという感じで、私はそう考えておりますが、それがお答えになるかどうか、また財政当局はどう考えるのか、別の答えがあるかもしれません。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 令和元年度、平成31年度の予算のふるさとづくり費、一般財源で5,600万円であります。特定財源で3,500万円ということであります。令和2年度の予算につきましては、それぞれの項目で取っているわけですけども、例えば産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業8,400万円でありますけれども、これにつきましては一般財源で対応ということになります。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 貯金が1つなくなるわけですから、そこから下げられない部分の財源をどうするかという話をしているわけですから、事業トータルとしてはやっていくということで、財源調整については一般財源ですから、いろんな調整はできるというふうに思いますので、では町の事業そのものは、今までどおり優先順位をつけてやっていく中で調整を当然していくという理解でよろしいですね。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 議員おっしゃるとおり、財源の調整につきましては、一般財源の中でやりくりをしていると、そういうことになります。

○延山宗一議長 よろしいですか。

○8番 今村好市議員 はい。

○延山宗一議長 そのほか質疑ありますか。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 このふるさとづくり事業基金というのですか、これ残高幾らあったのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 令和元年度3,500万円の残高でありました。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 今日ここに配付されている例月…

○延山宗一議長 マイクを使ってください。

○10番 青木秀夫議員 例月出納検査報告書というのにも載っていますよね、これ。3,500万円あと残っているわけね、この令和元年度はまだ終わっていないのだけれども、3,500万円残るわけだ。その残ったお金をどうされるのですか、これ基金をなくすということは。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 3,500万円につきましては、今年度の財源として活用するということでありまして、今年度それが使い切るので、この事業を廃止するということであります。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 新規にこれ積立てはなかったわけね。過去にあったものを毎年度取り崩してきて、減ってきて、これ令和元年度の当初のときは7,000万円あったのが、平成31年度か、そういうことか。に3,500万円取り崩して、残高が今3,500万円残っていて、それを2年度にこれ充当するとゼロになるということで、この取り崩すから。今のところはだから3月時点ではあるのでしょうか、この3,500万円。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 現在はそれがあって、今年度中に解約をして、令和元年度の予算の財源として活用したいということでもあります。使い切るということでもあります。今年度で使い切るのでなくなるということでもあります。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 そうすると、何、今年度にもう解約、基金取り崩して使ってしまったということ、これからも3月は幾日しかないのだけれども、既に使ってしまった、今ないということなの。だから。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 今年度の財源として3月中に今いわゆる使い切るという考え方です。

○延山宗一議長 よろしいですか。

○10番 青木秀夫議員 いいです。

○延山宗一議長 そのほか質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第9号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について

○延山宗一議長 日程第14、議案第9号 群馬県市町村公平委員会の共同設置についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほどから関係する議案において、公平委員会云々あるいは設置云々というのが出てきておりますが、一応この議案第9号が県の市町村の公平委員会にしっかりとした公平委員会の制度を設け、それを共同で運営していくことにより、各町の公平委員さんは不要になるという、そんな仕組みの中での議案第9号であります。

本案につきましては、令和2年4月1日から群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が効率的な公平委員会を運営するため、渋川市外33団体が群馬県市町村公平委員会を共同設置することについて協議をしたいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求めるものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、改めての課長の説明はございませんが、よろしくご審議をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願ひます。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第10号 館林地区消防組合同規約の変更に関する協議について

○延山宗一議長 日程第15、議案第10号 館林地区消防組合同規約の変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第10号でございます。館林地区消防組規約の変更に関する協議についてということでございます。

本案につきましては、ご承知のとおり、館林地区消防組合消防本部及び館林消防署の移転により、事務所の位置が変更となるため、規約の一部を変更するものでございます。

以上の内容だけの変更の協議ということでございますので、改めての課長の説明も用意をいたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 (午前10時15分)

---

再 開 (午前10時30分)

○延山宗一議長 再開いたします。

---

#### ○議案第11号 板倉町総合計画について

○延山宗一議長 日程第16、議案第11号 板倉町総合計画についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 引き続きお願いいたします。議案第11号 板倉町総合計画についての提案理由であります。

本案につきましては、板倉町総合計画を定めることについて、板倉町議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町は、平成24年に計画期間を8年とした第1次中期事業推進計画を策定し、まちの将来像である「みんなが安心して暮らせるまち」の実現に向け、様々な取組を進めてまいりました。この8年の間に、本町を取り巻く社会情勢は大きな変化がありました。特に全国的な傾向でもあり、本町においても例外ではない少子高齢化による人口減少問題については、これまで経験したことの無い大きな問題であり、町民の皆様と行政

が協力して対応に当たることが必要不可欠であります。

そこで、新たなまちづくりの指針となる板倉町総合計画を策定をいたしました。この計画は、令和2年度から令和9年度までの8年を計画期間とし、まちの将来像を「地域で支え合う安全なまち いたくら」と決めました。これは、町民の皆様と行政が協力し、防災、防犯、交通、教育環境、住宅などの様々な分野において、安全に暮らすことのできるまちを目指すものであります。

本計画は、基本構想において優先的、重点的に取り組むべき事項を示し、基本計画においては、これまでの取組や課題を踏まえて、今後取り組むべき施策の方針を体系的に整理し、町民の皆様にとって分かりやすい構成としています。

計画策定に当たっては、町内各団体の代表者などによって構成した検討委員会において、ご意見やご提案を聴取し、人口減少、高齢化を強く意識をしながら、持続可能なまちづくりをするため、実効性、実現性の高い計画を目指して策定作業を進めたところでございます。

この計画をもって、各施策を着実に実行し、町民の皆様一人一人が本町に「住んでよかった」、「住み続けたい」と感じ、住み続けることを誇りに思えるようなまちづくりを進めてまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、議案第11号 板倉町総合計画の細部についてご説明申し上げます。少し説明が長くなりますが、ご了承ください。

初めに、本計画の構成については、基本構想、基本計画、実施計画の3つの構成であります。本日は、基本構想、基本計画についてを板倉町議会基本条例で定める議決事件とし、実施計画につきましては、毎年度見直しを加えてお示しすることになりますので、ご了承を頂きたいと思っております。

資料を1枚めくっていただきます。計画の資料を1枚めくっていただきますと、計画の冒頭に町長の挨拶文を掲載しています。

次のページをごらんください。目次になります。大きく分けまして、基本構想序論、基本構想本論、基本計画、実施計画、資料編としています。基本計画は、どのようなまちづくりを目指すかといった理念、計画の構成、期間、目的等を示すほか、まちづくりを支える6つの方針を掲げています。基本計画は、基本構想を実現するため、施策を21に分け、課題や取組の方針を示すものです。実施計画は、基本構想、基本計画の内容を具現化するための具体的な事業を位置づけるものとなっております。

次のページ、1枚めくっていただきますと、基本構想の扉のページとなっております。

次のページをお願いします。1ページです。1、これまでの計画とまちづくりで、町がこれまで策定してきた5つの計画について、計画期間、将来像、計画人口などの概略を時代背景と絡めて紹介をしています。

2ページ、2、計画策定にあたっては、本計画を策定するにあたっての大きな方針を示しています。

2ページ、下の段、まちの概況は、本町の地勢について示しています。

次のページ、3ページ、4ページをごらんください。4、人口減少社会と目標人口です。国の状況として、総人口は平成16年をピークに人口減少時代に入ったということ、また国の総合戦略策定時よりも、地方から

東京圏への転入者は増加し、東京圏から地方への転出者は減少しており、東京一極集中の傾向が変わらない状況が続いていることを述べています。

次に、町の状況ですが、ここ数年、本町における出生数は100人を下回り、合計特殊出生率は1.0を割り込む状況であります。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和7年頃に老年人口も減少する転換点が訪れ、今後人口減少のペースが早まるとされています。

4ページでは、以上の状況を踏まえ、本計画における目標人口を令和9年に1万3,300人としました。これは、第1期板倉町人口ビジョンにおける社人研推計人口と目標人口の中間の値を継承して算出したものであります。

次に、5ページ、6ページをごらんください。5、町民の意向です。まちづくり町民アンケートの調査結果の概要を示しています。また、アンケート報告書は、計画の巻末に資料として示す予定であります。

次に、7ページ、8ページをお願いします。1、目指すまちの姿です。一番左側、まちの将来像については、「地域で支え合う安全なまち いたくら」としています。この安全なまちという言葉は、災害対策や交通安全だけでなく、青少年の安全、防犯により地域の安全を保つなど広い意味での安全を指しています。そして、地域で支え合うという言葉については、様々な分野において行政だけでなく、地域住民の皆様の自助、共助あるいはボランティア精神の醸成、活動の促進を図り、安全なまちとするため、住民と行政が協働して地域で支え合う安全なまちとするものであります。そのような考えのもと、「地域で支え合う安全なまち いたくら」というまちの将来像を掲げています。

次に、その右側になります。まちづくりを支える6つの方針を掲げています。これらの6つの方針に基づき、その右側の基本計画における21の施策を展開していくこととします。

また、一番右の実施計画（主要事業）については、基本計画における21の施策を推進するための具体的な事業として位置づけます。

また、一番下の枠をごらんください。持続可能なまちづくりへの取組として、まち・ひと・しごと創生第2期人口ビジョン総合戦略とSDGsの推進について示しています。

次のページをお願いします。9ページ、2の計画の構成と期間です。計画の構想は、三角形の図で示しており、基本構想、基本計画、実施計画の3つの構成です。基本構想は8年間、基本計画は前期4年、後期4年とします。実施計画については8年分を策定し、毎年度改定します。

10ページ、3の計画の目的・役割・構成です。計画の目的は、本町の目指す将来像などを町内外に示し、各施策に本町が向かうべき方向性を与え、事業の選択と集中を促します。

11ページをごらんください。まちづくりを支える6つの方針です。まちの将来像「地域で支え合う安全なまち いたくら」を目指すために、優先的、重点的に推進する事項を示します。1で生活環境。安全・安心で快適に暮らせるまちでは、昨年の台風19号の課題対応などの防災面、防犯や空き地・空き家対策、電車やバスなどの公共交通の充実を推進します。

2で、健康福祉。生涯にわたっていきいきと生活できるまちでは、子育て、健康、介護、地域福祉の向上、地域づくりの推進、ボランティア体制の構築などを推進します。

3、産業振興。活力ある産業で活気があふれるまちでは、板倉ニュータウンへの企業や商業施設誘致、新規産業用地の整備、農地の基盤整備、農業、商業、工業の後継者対応、観光資源の活用などを推進します。

右側、4の教育文化。充実した教育環境と歴史文化の薫るまちでは、小学校再編への対応や児童生徒の安全対策の充実、ICT環境の進化などを推進します。

次、5、都市基盤。住みよい都市の整備と良好な景観のまちでは、国道354号バイパスの4車線化、農村公園の整理、街路樹管理、幹線道路の整備、利根川・渡良瀬川新橋の建設促進、ニュータウン住宅販売促進、移住者増加などを推進することとしております。

6の行財政。社会変化に対応する効率的な行政運営をするまちでは、南・北小学校等の公共施設利活用、健全財政を維持し、課題への対応、ふるさと回帰センター等の連携による自治体間交流、交流人口、関係人口の増加、県とのテレビ会議による事務の効率化などを推進します。

以上が基本構想の概要であります。

1枚めくっていただきますと、基本計画の扉のページになります。次のページを1枚めくっていただきまして、15ページをごらんください。SDGsの推進です。SDGsは持続可能な開発目標と訳され、国連において採択された17の目標のことであります。世界には貧困や格差、地球温暖化など私たち一人一人が協力しないと解決できない課題が多くあります。国や県においてこの取組を推進していることから、町においても推進することを示しています。

16ページをごらんください。これから説明する基本計画の21の施策の見方が出ております。構成についてを説明しています。

次のページをごらんください。この17ページ以降で基本計画について説明いたします。17ページ、1―①、災害への備えです。現状と課題において令和元年度台風19号の教訓と課題を整理し、その対応などが求められていることを述べています。

その下の四角の黒枠で施策の方針では、その対応として、避難所安全性の調査検討及び広域避難、自主的な防災体制の強化などの取組を推進することとします。

右側、1―②、防犯体制の強化です。現状と課題において、犯罪の低年齢化や特殊詐欺などの高齢者を狙った犯罪、サイバー犯罪など犯罪の様態が複雑・多様化していることや少子高齢化などの影響により、町内にも空き家が増加傾向にあることを述べています。

施策の方針では、防犯意識の高揚、防犯カメラの新設など防犯施設の充実、防犯パトロールの強化、危険性のある空き家・空き地の発生抑止、所有者などに対して適正管理を促すことを主眼に置いて取り組むものであります。

次のページをごらんください。1―③、公共交通の充実です。現状と課題において、少子化により、公共交通全体の利用者数は減少傾向にあること、一方で高齢者などの交通弱者の移動手段の確保や運転免許証自主返納者に対する支援など公共交通に求められるニーズが増加していることを示しています。

施策の方針では、板倉東洋大前駅と館林駅を結ぶ路線バスの運行、板倉東洋大前駅の利用促進、交通安全対策について推進するものであります。

次に、1―④、環境衛生の確保です。現状と課題において、平成29年度より1市2町のごみの共同処理が始まったこと、災害発生時の災害ごみの処理対策、特定外来生物対策について述べています。

施策の方針では、近年多発する自然災害により発生する災害ごみの適正処理計画の作成、水質浄化センターの維持管理、クビアカツヤカミキリなどの特定外来生物対策を推進するものであります。

次に、2-①、子育て支援の充実です。現状と課題において、共働き世帯、独り親家庭の増加などにより、保育ニーズが高まっていること、子育てに不安を感じる保護者への支援、虐待の未然防止や、その対応、町立保育園の施設老朽化について述べています。

施策の方針では、子育て支援サービスの充実、妊娠期から子育て期にわたるまでのワンストップ相談窓口を保健センターに設置すること、仮称でありますけれども、保育園運営検討委員会を設置し、町内にある保育施設全体の将来計画を検討することを推進するとしております。

次に、2-②、健康の増進です。現状と課題において「健康づくりのまち」を宣言していること、特定健診を受診したことがない人など健康無関心層への対策、地域医療を支える医療体制を将来にわたり確保する必要性について述べています。

施策の方針では、生活習慣病予防教室やハイリスク者への保健指導、重症化予防事業を行うこと、地域社会において健康づくりの意識が高まるようリーダーを育成すること、医療事務組合の構成市町、医師会などと連携により、医師不足解消に向けた取組を推進するとしております。

次に、2-③、高齢者・介護（予防）サービスの充実です。現状と課題において、高齢者人口が増加するとともに、いわゆる元気高齢者も増えることから、元気高齢者を地域社会の担い手として位置づけ、支えられる高齢者から支える高齢者といった方向転換の実現が課題になっていること、在宅で高齢者を介護している家族へのサポート体制の整備について述べています。

次に、施策の方針では、独居高齢者など生活上の支援が必要な方については、介護・福祉サービスだけでなく、地域住民や民間企業と連携して、地域ぐるみでの見守り支援等により、生活支援体制の充実を図ることや地域の高齢者が集うコミュニティサロンや通いの場等の拡充を推進することとしております。

次に、2-④、地域福祉の推進です。現状と課題において、公的な制度によるサービスだけでなく、相互に助け合い、安心して暮らせるための仕組みづくりが求められています。そういった仕組みを持続させるためには、住民による支え合いが必要であることを述べています。

施策の方針では、地域で支え合いを促進するため、町民がボランティアに取り組みやすい仕組みづくりを目指すことなどを推進するとしております。

次に、3-①、農業の振興です。現状と課題において、農業従事者の高齢化や後継者の不足、農業を担う者の確保の面で深刻な状況にあること、農地の基盤整備に加え、農地中間管理事業を活用した地域の担い手への農地の集積、集約化に取り組む必要について述べています。

施策の方針では、担い手の確保及び支援として、農業者の経営安定を図るため、農業用機械や施設の導入にあっては、国や県などの補助事業や融資制度の活用を支援するほか、簡易補助整備事業などによる面的な農地の整備の推進、農地中間管理事業の推進などに取り組むとしております。

次に、3-②、商工業の振興です。現状と課題において、板倉ニュータウン産業用地が分譲済みとなりつつあり、新規産業用地の整備が必要となっていること、一方、板倉東洋大前駅西口の商業・業務用地が空き区画として存在しており、板倉ニュータウンの宅地分譲を促進させるためにも、商業施設等の誘致早期実現が必要となっていることを述べています。

施策の方針では、企業が進出しやすいように、きめ細やかな支援、新規産業用地の整備に向けて、用地の選定や整備計画の策定などの検討、商業・業務用地への企業誘致について県企業局とともに、多方面へのP

R活動を推進していきます。

次に、3-③、観光の振興です。現状と課題においては、重要文化的景観や渡良瀬遊水地、三県境などの観光資源を有効に活用し、交流人口の拡大により、町の活性化につなげることを述べています。

施策の方針では、重要文化的景観の観光への活用、渡良瀬遊水地や三県境など他市町と共有する観光資源を連携して活用すること、農地を活用する市民農園、日帰り農業体験や渡良瀬遊水地を利用するなど板倉町らしい体験型観光の推進などを図るとしております。

次に、4-①、児童生徒の育成です。現状と課題においては、子供たちの学力の向上を目指すため、指導法、指導内容の改善、家庭学習と読書の習慣化などを積極的に推進することや小学校再編に伴う児童のケアや統合後の学習環境など学校施設及び安全管理体制の充実を述べています。

施策の方針では、社会の変化に対応する教育の推進や少人数指導員や外国語指導助手の配置により、きめ細やかな指導を実践し、基礎学力の向上を目指します。

次に、4-②、芸術と文化の振興です。現状と課題は、町民の芸術・文化活動への参加など発表機会の充実や文化財の保護の必要性を述べております。

施策の方針は、文化施設の整備を計画的に実施、文化財の保護と理解、重要文化的景観の保全を図る必要があります。

次に、4-③、スポーツの振興です。現状と課題は、年齢を問わず、誰もがスポーツを楽しむための環境整備が求められていること、少子化により、少年スポーツ団体や部活動における団体スポーツの継続に影響が出ていることを述べています。

施策の方針では、ジュニアからシニアに至るニーズに応えられるよう、多様なスポーツ・レクリエーションに関する情報の提供や交流事業を推進、スポーツ団体・指導者の育成、スポーツ施設の適切な環境整備を推進することとしております。

次のページをごらんください。4-④、生涯学習の推進です。現状と課題は、町民の多様な学習ニーズへの対応、学習した成果を生かせる環境づくり、スマートフォンやインターネットの普及による対人関係の希薄化や犯罪に巻き込まれる危険性について述べております。

施策の方針では、学びの成果が還元できる学習社会を目指し、公民館を拠点とした地域づくりの推進、PTAと連携した家庭教育の推進、青少年の健全育成を推進することとしております。

次に、5-①、都市計画の推進です。現状と課題は、都市計画マスタープラン策定時の想定より、少子高齢化による人口減少が進んでいることから、新たな課題に対する方針を定めていく必要があります。

施策の方針では、都市と自然のバランスの維持、計画的な土地利用と適時適切な見直し、公園の維持管理等を推進することとしております。

次に、5-②、道路網の整備です。現状と課題は、道路網は生活の基盤であり、災害時に重要な役割を果たします。道路や橋梁などの老朽化に対しては、長寿命化など計画的な修繕が必要です。水害対策における広域避難経路の確保として、利根川及び渡良瀬川新橋の早期実現が求められています。

施策の方針では、国道354号板倉バイパスの4車線化の実現、道路維持管理としての街路樹の高木から低木への変更の検討、利根川・渡良瀬川新橋建設促進に向けた国及び県への要望活動等を推進することとしております。

次に、5―③、住宅対策の推進です。現状と課題は、移住・定住策充実、町営住宅の老朽化、板倉ニュータウンの宅地分譲の長期低迷などを述べております。

施策の方針では、各種移住・定住策については、人口減少を緩和する観点から強化、ふるさと回帰センター等と連携した移住者の増加を目指します。板倉ニュータウン住宅分譲地の販売促進は、県企業局と連携し、民間のノウハウを活用するなど販売戦略の再検討を行い、住宅用地の早期分譲を目指します。

次に、6―①、町民参加によるまちづくりの促進です。現状と課題は、町民と行政との協働、地域ボランティアの育成・支援、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりが重要であることを述べています。

施策の方針では、かつてない少子高齢化社会を迎え、多様な主体によって公共を支えていく仕組みである町民と協働によるまちづくりや、まちづくりボランティア活動の促進、ふるさと回帰センター等と連携し、本町とゆかりのある都市との交流により、関係人口、交流人口の拡大を推進します。

次に、6―②、情報の発信です。現状と課題は、複雑化する行政ニーズに応えるため、多様な広聴の仕組みが求められています。また、移住・定住のまちとして板倉町が選ばれるためには、町内外に対して積極的に町の魅力を発信する必要があります。

施策の方針では、情報発信として、SNSなどの活用について検討します。また、行政懇談会などの広聴活動や町の魅力を発信するためのシティプロモーションの推進を図ります。

次に、6―③、財政運営の効率化です。現状と課題は、新庁舎建設などの大型事業により、借入金の増加と積立金が減少しています。また、旧資源化センターや小学校再編による南・北小学校の利活用など想像以上のスピードで進行する当町の少子高齢化と人口減少により、今までよりも少ない人口で町の財政を支えていくことを述べています。

施策の方針では、健全な財政運営を図るため、今後の財政的影響を見通した予算編成により、持続可能な財政運営を行うとともに、公共施設等総合管理計画の見直し、企業誘致の推進など自主財源の確保、業務量を把握し、適正な人員配置を推進するとしております。

以上、総合計画の基本構想、基本計画についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第12号 第2期板倉町子ども・子育て支援事業計画について

○延山宗一議長 日程第17、議案第12号 第2期板倉町子ども・子育て支援事業計画についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第12号 第2期板倉町子ども・子育て支援事業計画についてであります。

本案につきましては、子ども・子育て支援法第61条の規定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他同法に基づく業務を円滑に実施するため、平成27年3月に定められた現計画の期間が令和2年3月をもって満了となることから、第2期計画を定めるため、板倉町議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、お聞き留めの上、よろしくご審議を頂きますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 橋本福祉課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 それでは、議案第12号 第2期板倉町子ども・子育て支援事業計画についてご説明申し上げます。

本計画につきましては、町長の提案理由の説明のとおり、子ども・子育て支援法第61条の規定によりまして、平成27年3月に策定された現計画が令和2年3月をもって満了となることから、第2期計画を策定するものでございます。

第2期計画案につきましては、現行の第1期計画策定以後、その内容に大きく影響を及ぼすような国の指針の変更、法令等の改正がなかったことから、基本的に現行の第1期計画を踏襲しながら、平成30年度に実施しましたニーズ調査の意向や、ただいまご説明いたしました町の総合計画の基本方針を踏まえつつ、経年変化に伴います子育て支援事業の提供体制の状況の更新、今後の推計を含めた各種統計データの更新を主に見直しをした策定内容でございます。

計画の概要につきましては、お手元の議案書をごらんいただきたいと思います。1ページをごらんください。第1章、計画の策定にあたってでございますが、計画策定の趣旨につきましては、計画年度のスライドに伴います時代背景の記述の修正や国の制度の概要等を記述したものでございます。

2ページをごらんください。計画の位置づけにつきましては、国、県の関連計画の改定に伴う計画年次の変更を、町関連計画については、具体的な名称を記載いたしました。

3ページをごらんください。計画期間につきましては、平成27年度から平成31年度を令和2年度から令和6年度に5年間スライドさせ、策定体制につきましては、策定プロセスなどを詳細に記述いたしました。

続きまして、第2章、板倉町の現況でございます。4ページから8ページにつきましては、人口・世帯、施設の状態等についての統計データの経年修正でございます。前計画期間と同様、少子高齢化と人口減少が続いております。施設関連の内容では、平成27年度、29年度に認定こども園の移行があったことから、若干の変動が見られます。

9ページをお願いいたします。今回実施しましたアンケートの概要でございます。平成30年12月に就学前児童世帯367件、小学生児童世帯541件、合計908件を対象に実施し、90.6%の回答を得ました。

10ページから17ページにつきましては、アンケート結果の抜粋でございます。就学前児童世帯、小学生児童世帯ともに就労率が高く、保育園、こども園、放課後学童クラブの利用意向が高いことがうかがわれます。また、土曜・日曜・祭日の保育所の利用意向は、前回調査時より若干減少している状況でございます。

18ページをごらんください。板倉町子ども・子育て支援事業計画（第1期）に係る分析・評価でございます。平成27年度から平成30年度の実績値等を記載いたしました。少子化の影響により、1号認定から3号認定の利用者数は年々減少の傾向が見られますが、延長保育や病児・病後児保育、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業の利用者は増加傾向にあります。

19ページをごらんください。子どもの将来人口については、令和6年に0から5歳児が401人、6歳から11歳児が521人、合計922人と推計されます。社会保障・人口問題研究所の推計値を引用したものであります。

20ページをごらんください。第3章、計画の基本的な考え方についてでございますが、前回計画の基本理念を踏襲する旨を記述し、「豊かな自然とふれあい 子ども・親・地域がともに育つまち いたくら」を掲げ、3つの基本方針を記述いたしました。

21ページから28ページの第4章、子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策についてですが、過年度の実績や人口動態、ニーズ調査等を踏まえ、教育・保育施設の必要量を検討し、適正規模による教育・保育環境の整備に努める内容でございます。

また、24ページからの地域子ども・子育て支援事業の推進につきましては、おおむね現状を維持した内容でございます。

続きまして、第5章、子ども・子育て支援に関する施策の展開ですが、29ページから30ページをごらんください。1の基本目標ですが、第1期計画を踏襲し、9つの基本目標を掲げ、各施策を推進するものでございます。推進方策については、最近の傾向や方向性を踏まえた内容となっております。

31ページ、32ページ、施策の体系ですが、体系図をごらんください。先ほど申し上げました「豊かな自然とふれあい 子ども・親・地域がともに育つまち いたくら」の基本理念のもと、9つの基本目標と28の基本施策を掲げました。

33ページ以降の施策の展開ですが、現計画の既存施策をもとに、軽微な変更や表現の修正等を実施し、現状の施策を継続する内容でございます。

33ページから40ページの基本目標1の地域における子育ての支援につきましては、相談窓口の充実や地域ぐるみでの子育て支援環境の推進を基本施策に掲げ、33の個別施策を展開するものでございます。

41ページから45ページ、基本目標2の母子の健康の確保と増進につきましては、妊娠期から出産、子育てに至るプロセスを親のみならず、子供も併せてケアするような事業等23の個別施策を展開するものでございます。

46ページから50ページ、基本目標3の子どもの健やかな成長を促す教育環境の整備につきましては、子供たちが豊かな人間性やたくましさを身につけられるよう、教育環境の整備や家庭や地域の在り方を推進するとともに、使い方によっては健全育成の障害ともなるインターネット上の適正な利用を促す22の個別施策を展開するものでございます。

51ページから54ページ、基本目標の4の子育てを支援する生活環境の整備につきましては、良好な住宅や居住環境の確保や誰もが安心・安全に生活できる各種公共施設の実現に向けて、12の個別施策を展開するものでございます。

55ページをごらんください。基本目標5の仕事と生活の調和の推進につきましては、多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し実現のため、3つの個別施策を展開するものでございます。

56ページから58ページ、基本目標6の子ども等の安全の確保につきましては、子供たちを交通事故や犯罪被害、そして虐待やいじめから守る取組を推進するため、6つの個別施策を展開するものでございます。

59ページから62ページ、基本目標7の要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進につきましては、児童虐待防止対策の充実や独り親家庭の自立支援、障がい児施策の充実など17の個別施策を展開するものでございます。

63ページをごらんください。基本目標8の次世代の親の育成につきましては、若者や独身男女の支援を掲げ、3つの個別施策を展開するものでございます。

64ページ、65ページ、基本目標9の推進と啓発の取組につきましては、子育て支援事業の内容の充実、新たな伝達手段の検討、推進体制の機能強化を掲げ、3つの個別施策を展開するものでございます。

66ページ、67ページの第6章、計画の推進に向けてでございますが、取組の方針といたしましては、この計画は、板倉町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものでございます。各施策や事業の推進につきましては、関係各課が連携し、全庁的に取り組むと同時に、昨今叫ばれております共生社会、地域と連携したまちづくりの推進が不可欠であることから、家庭・地域・事業所等、そして行政とそれぞれの役割分担を明確にし、よりよい子育て環境の実現を目指すものでございます。そして、その推進管理と点検・評価につきましては、板倉町子ども・子育て会議において点検・評価を実施するとともに、子供の声、子育て家庭の声に耳を傾け、多くの町民の声を反映できるようにこの計画を推進するものでございます。

以上、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。よろしくお願いいたします。

今年度中に保健センターにおいて、専門的にその子育て支援の窓口というのですか、それを計画しているようなお話を伺っています。保健センター、妊娠前から11歳、12歳ぐらいまでということなのですが、保健的な部分については保健センター、専門的な部分もあるのですが、育っていく上で共働き世帯を中心に子供の養育で預け先というのですか、今この中を見ると、保育園と認定こども園が町内にはあると、町外に幼稚園等もあって、町外に通園している子もいるのかなと思っているのですが、そういった子供たちの情報が、やはり福祉課、教育委員会、もろもろのその専門的な課に分かれている部分があるかと思うのです。そういった部分をやはり1局でやるということは、そこをやはり枠を超えて一括で処理できるような状態にしてもらわないと、やはり利便性が上がってこないのかなと。

もう一つは、以前相談に伺ったのですが、今、親が妊娠をしますと、産休を取ったり、産後育休を

取ったりということで、お話を伺いますと産休の扱い、育休の扱いで、その手続も異なるような法令上の取決めがあるように伺ったのですけれども、そういった細かい部分についても、親はやはり子供を預けて仕事をしたいとか、あるいは2人目、3人目を産むに当たっては、上の子を預けたいとか、それが育休を取ることによって預けられない状態が生まれたりとかというような環境もあるようですので、そういった部分も含めて、その1局で相談できるような状態をつくっていただけるのかどうか。そういった総合的な部分にしていけないと、やはり支援という形にはなっていないのかなと思うのですが、その辺についてお考えを伺います。

○延山宗一議長 橋本福祉課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 いずれにしましても、来年度から実施をしようとしています保健センターにおいてそのワンストップのサービスというのが、妊娠してから出産に至る、出産から子育て、それとその保育園の問題だとか、その後の就学の問題、これを一応健康保険と福祉と教育が一体で情報を共有することで、できる限りワンストップでやっていきたいという理念のもと今後は実施していきたいということで、できるだけその利用者の方にご負担をかけないような形では進めていく。もし問題があるようでしたら改善していくというような形で、できるだけその利用者の方の利便性に沿うような形ではやっていきたいということで進めていきたいとは考えております。

それと、保育園のその預かりの問題なのですけれども、これにつきましても、やはりどうしても要するに一番問題なのは、保育園の保育士の確保というのが一番問題になってきますので、できる限り秋口のその入所の希望等で取りまとめて、いかにその希望される方が要するに保育の必要性があるのかを検証しまして、また逆にそれを今後できるだけこういう内容が最低のポイントだということも公表しながら、その必要な人に必要なものを、ただやはり余裕がないという中に我々つらい思いしているのですけれども、できるだけその調整をして、どれだけの要望があるか、その受皿としてどれだけの保育士を確保して、場合によれば保育士さんも合同クラスといまして、できるだけ容量が増やせるようにある一定の、本来であれば一定の年齢のほうに担任さんがつくのがいいのですけれども、2種類ぐらいの年齢層に保育士さんをつけて、できるだけ要望に応えられるようなことをして、容量を増やしつつ、またいろんな聞き取りをして、その方がどれだけ保育の必要性があるのか、そこにはやはり必要性がある人から優先順位をつけてということで、中にはやはり相談に乗り切れない場面も出てくるかとは思っているのですけれども、その辺はできるだけ柔軟に対応できるように努力はしていきたいということで日々やっておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 課長の説明どおり、よろしくお願ひしたいと思うのですが、何せ2人目、3人目ですと、経験値が上がってきますので、大体先々が見通せるかと思うのですけれども、1人目の子、2人目の子、上の子ができたので、下の子の取り扱い、下の子ができたので、上の子の取り扱いというのは、そういった切替えの時期というのは、情報をやはり欲しがると思うのです。こういう場合はここは使えますよ、ここ使えませんよという、そういう取り決めがあるのであれば、そういった部分をやはり子供を妊娠した状態のとき、あるいは子供が生まれて、まだそういうのを利用しない状況のときに、やはりある程度

情報を得て、先々どういうふうな計画を取っていくのか。社会としては産休だ、育休だという取得を進めているわけですね。でも、この間お話ししたところによると、それを取ることによって保育園が利用できないとか、育休中はそういう手続はできませんよとかという、そういう法的な部分があるようですので、そういったものもやはり事前に知っているのと知らないのとでは、その利用の仕方も違いますし、あるいはそういったところをきめ細かにやることによって、子供を産み、育てやすいまちづくりのイメージというのがついてくるのかな。そういったものは横に広がりますので、やはりそういった部分で板倉町はそういう部分で手厚くやってくれるよ、あるいは保健センターに行けば、そういった手続は一括でできるよというような、そういう方向を目指してやっていただければいいと思うのですが、最初から100点というわけにはいかないと思いますので、ぜひその方向性をもって進んでいただきたいという要望で、質問とプラスで要望なのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○延山宗一議長 橋本福祉課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 いただきましたご意見を大切に受け止めまして、今現在も「子育て便利帳」とかといって、要するに子育て、子供の病気に対するケアだとか、その後の保育園のことだとか、できるだけ情報を細かく提供するにはしていますので、それ毎年度、毎年度更新していますので、今日頂いた意見等も踏まえて、できるだけ要するに長期的に先が見通せるような内容のものを今後改定して皆さんに配れるような努力をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○延山宗一議長 そのほか質問ありますか。

森田議員。

○3番 森田義昭議員 29ページ、58、59、虐待についてお聞きしたいと思ひます。

最近ニュースで、コロナウイルスの問題が大きく取り上げられているので、小さくなっておりますが、虐待で親が捕まり、それで29ページの「家庭教育はすべての教育の出発点であり」と、この出発点が親によってかなりレベルが違うというか、考え方の違いによって、捕まった親は必ず「あれは教育の一環でした」と言ひます。ところが、子供自身によってはそれがすごい地獄の世界であって、それを何とか早く見つけなくてはならない。板倉ではそういうことはないと思ひますが、その辺の施策というか、縦のつながり、横のつながり、縦横無尽なつながりをどのように確保しているか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○延山宗一議長 橋本福祉課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 ただいまのご質問なのですけれども、これにつきましては、要保護児童対策協議会というものがあひまして、そちらのほうで児童相談所、それと保健福祉事務所、警察、それと行政と、そこに学校、保育園、そういったものも入れた形の中で連絡会のほうを実施しております。と言ひますのが、やはりなかなか外面的に見えない部分等々ありますので、そこら辺は実際子供さんを預かる保育園だとか、学校側からの情報提供を頂いた中で適切な機関にその情報を伝達して協議することで、できるだけ未然に防止できるようにということで、年間、特に夏休みだとか、春休みだとか、冬休みだとか、その休み前に各機関が連携を図ることで情報を共有し、一応その情報が出ますと、その観察期間については、その情報を常に取りまとめおいて、全ての問題が終結するまでの間は関係機関がその情報を共有して、事故が発生しないよう

に未然の対策というものを講じているような状況でございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 いろんな機関がありまして、そこでつながりを持って発見していく。この間の事件、埼玉ですが、これは先生が見つけたわけですね、それも亡くなってから。その亡くならないと分からない。多分板倉と同じような、そういう施設がいっぱいあって、どのように見ていったか。千葉のほうは1回保護されたけれども、連れてこられて、また虐待で亡くなったといったようなことがあります。その辺はいろんな難しい。「自分の子だから連れて帰るよ」と言われてしまうと、それまでかもしれませんが、その辺の子供にとっては、本当にあの手紙を読んでも、かわいそうで、かわいそうでならないのですが、何とか子供の身に立った行政を行っていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○延山宗一議長 橋本福祉課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 ご提言いただきました内容を踏まえて、今現在もそのように取り組んでいるつもりなので、今後さらにそれをもっと充実させていければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○延山宗一議長 そのほかありますか。

質疑ありませんね。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第13号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

議案第14号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第15号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第16号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第17号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○延山宗一議長 日程第18、議案第13号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第22、議案第17号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、議案第13号から17号まで、各会計の補正予算でありますので、議長ご案内のように一括で説明をさせていただくことといたします。

初めに、議案第13号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてということで申し上げたいと思います。

本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億3,550万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を57億3,350万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金に438万3,000円、寄附金に813万9,000円、繰越金に8,449万円、諸収入に1,386万1,000円、町債に270万円をそれぞれ追加し、国庫支出金から3,404万3,000円、県支出金から3,053万7,000円、繰入金から1億8,449万4,000円をそれぞれ減額をするものであります。

歳出につきましては、総務費から593万2,000円、民生費から5,600万5,000円、衛生費から790万4,000円、農林水産業費から1,278万1,000円、商工費から855万5,000円、土木費から2,932万1,000円、教育費から1,441万7,000円、公債費から58万6,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、繰越明許費、債務負担行為、地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上が令和元年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についての説明であります。

これについては、担当課長の説明は予定しておりません。

次に、議案第14号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ341万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,721万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、諸収入に93万9,000円、繰越金に387万円をそれぞれ追加し、繰入金から139万3,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金に372万円を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金から30万4,000円を減額するものであります。

以上が令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

同じく、担当課長の説明は予定をいたしてございません。

次に、議案第15号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,457万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億6,659万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に1,030万1,000円、繰越金に1,678万2,000円、諸収入に1,749万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、基金積立金に2,708万3,000円を、そして諸支出金に1,749万2,000円をそれぞれ追加をするものでございます。

以上が令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての説明でございます。

同じく、担当課長の説明は予定しておりません。

次に、議案第16号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,260万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億7,528万円とするものでございます。

歳入につきましては、財産収入に1,000円、繰越金に4,115万円をそれぞれ追加し、国庫支出金から1,080万5,000円、支払基金交付金から1,890万円、県支出金から1,075万円、繰入金から3,330万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、基金積立金に1,994万8,000円、諸支出金に1,744万8,000円をそれぞれ追加し、保険給付費から7,000万円を減額するものでございます。

以上、令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての説明でございます。

同じく、担当課長の説明はございません。

次に、議案第17号であります。令和元年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億650万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に450万円、繰越金に155万2,000円をそれぞれ追加し、繰入金から592万6,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、下水道費に12万6,000円を追加するものでございます。

以上、令和元年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げました。

以上で議案第13号から17号までを一括して説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第13号から議案第17号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第17号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

○議案第18号 令和2年度板倉町一般会計予算について

議案第19号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第20号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第21号 令和2年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第22号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○延山宗一議長 日程第23、議案第18号 令和2年度板倉町一般会計予算についてから日程第27、議案第22号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計予算についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 それでは、命によりまして私のほうから議案第18号から議案第22号までの提案説明を申し上げさせていただきます。

初めに、議案第18号 令和2年度板倉町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、令和2年度板倉町一般会計予算について提案するものでございます。歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ56億7,000万円と定めております。前年度に対し、1億5,300万円、2.8%の増となっております。

歳入予算の内訳としましては、町税19億9,948万9,000円、地方譲与税9,230万円、利子割交付金100万円、配当割交付金500万円、株式等譲渡所得割交付金300万円、法人事業税交付金900万円、地方消費税交付金2億9,400万円、ゴルフ場利用税交付金1,200万円、環境性能割交付金1,300万円、地方特例交付金1,100万円、地方交付税10億7,000万円、交通安全対策特別交付金160万円、分担金及び負担金1,339万9,000円、使用料及び手数料3,928万6,000円、国庫支出金4億7,556万8,000円、県支出金4億6,269万7,000円、財産収入682万7,000円、寄附金4,000円、繰入金5億2,951万3,000円、繰越金2億2,000万円、諸収入7,151万7,000円、町債3億3,980万円となっております。

歳出予算の内訳としましては、議会費8,976万2,000円、総務費9億359万3,000円、民生費17億7,833万9,000円、衛生費5億8,202万5,000円、労働費24万8,000円、農林水産業費3億4,430万9,000円、商工費1億5,172万3,000円、土木費4億5,780万円、消防費2億7,740万2,000円、教育費6億3,919万2,000円、災害復旧費1,000円、公債費4億3,059万4,000円、諸支出金1万2,000円、予備費1,500万円となっております。

その他、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和2年度板倉町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第19号 令和2年度後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計について提案するものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ1億6,483万5,000円と定めております。前年度に対し103万7,000円、0.6%の増となっております。

歳入予算の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料1億2,230万1,000円、繰入金4,231万7,000円となっております。

歳出予算の主なものといたしましては、総務費128万7,000円、後期高齢者医療連合納付金1億6,033万7,000円となっております。

その他一時借入金につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第20号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、令和2年度板倉町国民健康保険特別会計予算について提案するものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ21億4,240万6,000円と定めております。前年度に対しまして2,298万4,000円、1.1%の増となっております。

歳入予算の主なものとしたしましては、国民健康保険税 4 億 6,250 万 2,000 円、県支出金 14 億 9,103 万 6,000 円、繰入金 1 億 8,519 万 8,000 円となっております。

歳出予算の主なものとしましては、保険給付費 14 億 6,671 万 7,000 円、国民健康保険事業費納付金 5 億 9,990 万 4,000 円となっております。

その他、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和 2 年度板倉町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第 21 号 令和 2 年度板倉町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、令和 2 年度板倉町介護保険特別会計予算について提案をするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 12 億 8,463 万 4,000 円と定めております。前年度に対し、1,874 万 4,000 円、1.4%の減となっております。

歳入予算の主なものとしたしましては、保険料 3 億 146 万 2,000 円、国庫支出金 2 億 4,729 万 6,000 円、支払基金交付金 3 億 2,436 万 6,000 円、県支出金 1 億 8,047 万 2,000 円、繰入金 2 億 3,102 万 7,000 円となっております。

歳出予算の主なものとしたしましては、総務費 5,508 万 3,000 円、保険給付費 11 億 6,397 万 9,000 円、地域支援事業費 6,025 万 6,000 円、予備費 500 万円となっております。

その他、一時借入金、歳出予算の流用につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和 2 年度板倉町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第 22 号 令和 2 年度板倉町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、令和 2 年度板倉町下水道事業特別会計予算について提案をするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,129 万 6,000 円と定めております。前年度に対しまして 463 万 1,000 円、2.4%の減となっております。

歳入予算の主なものとしましては、使用料及び手数料 6,310 万 2,000 円、繰入金 1 億 1,269 万円、繰越金 1,000 万円、町債 550 万円となっております。

歳出予算の主なものとしたしましては、下水道費 9,020 万 7,000 円、公債費 9,808 万 9,000 円、予備費 300 万円となっております。

その他、地方債につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、令和 2 年度板倉町下水道特別会計予算についてご説明を申し上げます。

以上、議案第 18 号から議案第 22 号まで一括してご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第 18 号から議案第 22 号までの 5 議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号から議案第 22 号までの 5 議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決

定いたしました。

---

**○散会の宣告**

**○延山宗一議長** 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

散 会 (午前11時48分)

# 3 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

## 令和2年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年3月10日（火）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問  
日程第 2 議案第13号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について  
日程第 3 議案第14号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
日程第 4 議案第15号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第 5 議案第16号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
日程第 6 議案第17号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
鈴木	優	教育長
落合	均	総務課長
根岸	光男	企画財政課長
丸山	英幸	税務課長
峯崎	浩	住民環境課長
橋本	宏海	福祉課長
小野寺	雅明	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
多田	孝	会計管理者

小野田	博	基	教育委員会 事務局 長
伊藤	良	昭	農業委員会 事務局 長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小林	桂	樹	事務局 長
川野	辺	晴	庶務議事係 長
福知	光	徳	行政庶務係 長兼 議会事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○延山宗一議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

---

○一般質問

○延山宗一議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 森田義昭議員登壇]

○3番 森田義昭議員 3番、森田です。おはようございます。本日も通告書どおり質問をさせていただきますが、ここに来てコロナウイルスですか、とうとう群馬県でも感染者が初めて発症し、報道がされました。それも重症ということです。今日の新聞などによりますと5人に増加と書いてあります。

そこで、議長の許可がいただければ、コロナウイルスに関する質問をさせていただければと思うのですが、急々に事が進んでおりますので、込み入った質問などはできませんが、昨今の事情を踏まえまして、町としても早急の案件があればと思います。この件につきましては、国の方針も出ておりますので、終息するのが先が全く見えない中、学校の休校や一人一人の、何をしたらよいのか、町としての基本方針ですか、どのように安心安全を確保していったらいいのか、お聞かせいただければと思います。突然ではありますが、事が進んでおります。通告書に載せていなかったことにつきましては、この場で謝罪をしたいと思います。対コロナウイルスについての町の基本方針があれば、お願いしたいと思います。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 それでは、ただいまの森田議員の質問に対してお答えいたします。

町の基本方針といたしましては、町長の指示によりまして、令和2年2月22日、土曜日になりますが、午前8時半から板倉町新型コロナウイルス感染症対策会議を開催いたしました。出席者としましては、町長、副町長、教育長、町議会議長、副議長、農業委員会会長、民生委員児童委員会会長、行政区長会長、こちらは町体育協会副会長も兼ねております。それと、社会福祉協議会会長、文化協会会長、商工会副会長、板倉消防署長、町の課局長11名、計23名が出席しての対策会議となりました。

協議内容としましては、新型コロナウイルスの国内での感染が拡大する中で、現段階での町主催行事等の開催について対応方針を協議いたしました。

協議結果としましては、町主催のイベント等については、参加者の健康と安全を優先し、多数の方が集まるものについては2月25日から3月31日までの間、延期または中止するとしました。学校の卒業式等は、感染予防に最大限の配慮の上で実施する。各種団体のイベント等については、町の決定方針を最大限に配慮し、開催する場合には感染予防に向けた対策を講じることという決定をいたしました。

町の方針決定が早期に行われたため、その後の町各課局及び各種団体におきましても、町の決定方針を基に迅速に対応することができたというふうに考えております。

また、決定した方針につきましては、防災ラジオ、いたくらお知らせメール及び町ホームページで周知を行いました。中止となりましたイベント等につきましても、町ホームページで周知しています。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今メンバーが挙げられましたが、もしここで町内に感染者が発症した場合、当然対策本部が設置されると思うのですが、どのようなメンバーというのは、先ほど挙げられた方々が集まると思ってよろしいのですか。対策メンバー。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 メンバーにつきましては、全く同じということではなく、そのときの状況に応じて町長のほうが指示を出して集めることになると思います。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 突然の発生でありますので、板倉町内にこれの専門の方というのはいらっしゃらないと思います。先生でも多分専門でもないかもしれません。先生も当然入っているのですか、メンバーに。内科医ですか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 先生というのはお医者さんということですか。

[「そうです」と言う人あり]

○小野寺雅明健康介護課長 今のところお医者さんは入っておりませんが、こちらにつきましては保健福祉事務所のほうとも関係しますので、そちらで医師会等と連携を取って進めていきたいというふうには考えております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 本当に厄介なのは、体内に入ってから発症するまでにある程度時間がかかります。感染力が強く、いつの間にか日本中はおろか、世界各国へいつの間にか広がっています。当初の中国の発表としていた内容が違っていただけかなと思いますが、その辺から、間違った情報から間違った恐怖が生まれてきたとも思えます。ここに来ては、正確な情報による、正確に恐れるが今一番必要になっていると思いますが、早く終息を願って、突然でありましたが、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、通告書に基づいて質問をさせていただきます。今年最初の定例会であります。また、今年度最

後の定例会になるわけですが、去年は当町におきましては台風による想定外の大災害に見舞われた年と言っても過言ではありません。正確には、あと一歩で大災害に遭ってもおかしくない年と言えることができるでしょうか。実際、前回の自分の答弁のやりとりの中で、課長は重症者が当町にも発生しましたと答えていたとおり、尋常ならぬ大雨、台風が当町に向かってきたわけであります。近隣の町や市に比べれば、幸いにも比較的災害が最小限で済んだ感じは受けます。館林市の定例会では、10名中7名が台風の質問だったと聞いております。古河市におきましては、12名の議員が質問に立ち、8名の方が災害、台風について質問したと聞いております。今年またこのような台風が関東もしくは当町を通過するのが気が気ではないのですが、そこはやはりふだんからの備えが肝要になってくるのだと思います。

近隣の定例会における一般質問も、そのような傾向がはっきり出ております。古河市議会においては、クレパーメディアの導入についてとありました。当町においては、優に防災ラジオが各家庭に配備されております。今回の台風においても大いなる力を発揮したのではないのでしょうか。板倉といえば防災ラジオの町として近隣に誇れる、それも無料で全戸配布は、人口の関係もありますが、なかなかできることではないと思います。通告はしていませんが、明和町の方とお話ししたときに、防災ラジオよりも防災テレビがこれから普及するよと言っておりました。これはまた後ほど質問したいと思いますが、明日来るかもしれない災害です。議論より実践とは、去年の台風でより確かなものになったと思います。

また、ここまで時間がたちますと、今になって分かってきた新たな反省点、出ているのかなと思いますが、何か気づいた点があればお伺いしたいと思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ただいまご質問いただきました新たな反省点ということでございますが、これまで町も毎年避難訓練等を実施させていただいてまいりましたが、実際に避難行動をとっていただいたということが初めてでございますので、町民の皆様、また区長の皆様、また職員からいただきました避難行動に対するアンケート、またご意見、反省点等を現在まだ整理をしているところでございますが、やはり避難所に関すること、避難スペース、駐車場、そういったものとか、ペットの受け入れ関係ですとか、物資の配布関係、そういったものがやはり反省点等でご指摘をいただいているところが多うございます。また、避難されてから、避難所での情報提供の在り方とか、そういった部分も今後対応させていただくような部分が必要ということでございます。

また、情報伝達に対しては、やはり先ほどございましたが、防災ラジオの有効性がございました。そういった部分で、新たなということではございませんが、改めて実際に避難をいただいた中での反省点等はたくさんいただいている状況でございます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 新たな反省点になるのかどうか分からないのですが、1月12日の読売新聞に出ていた記事では、読売新聞は自分のうちでは取っていないのですが、都内にいる親戚が心配してわざわざ送ってきてくれたものです。内容としては、これは代替庁舎未定とあり、その中に板倉町が1面で載っていたわけであります。板倉町が1面で載っていただけではびっくりはしないのですが、群馬県で板倉町だけとありま

したので、親戚がなぜ心配したのかが分かりました。それも、もちろん三面記事へ移りますと明和町の代替庁舎は中央公民館とありました。低地のため見直しを求められているとありましたので、基本は同じかなと思いましたが、新聞の1面に載れば、やはり遠くの親戚は心配になるのかなと思います。この点はどのように考えているのか伺いたい。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ただいまご質問いただきました代替庁舎の関係でございますが、こちらにつきましては今年、令和2年1月12日付、ただいまお話ございましたが、12日付の読売新聞におきまして、全国で本庁舎に浸水のおそれがあるのに代替庁舎のめどが立っていない26自治体の一つといたしまして板倉町が掲載されました。今回の読売新聞からの取材の依頼でございますが、大規模災害時における業務継続計画という計画、この策定状況の調査結果を参考に、浸水想定区域に庁舎が存在していて、代替庁舎を特定していない自治体を対象にしたアンケート調査でございました。この業務継続計画と申しますが、こちらにつきましては、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下におきまして、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画でございます。

現在町では、平成25年策定の地域防災計画におきまして、旧役場庁舎の代替庁舎を現在の庁舎、こちらの庁舎に隣接いたします中央公民館と指定しております。しかし、内閣府が策定促進を図っております、先ほどの業務継続計画がまだ未策定のために、代替庁舎が特定をされていないという状況となっております。現在のこちらの役場新庁舎につきましては、平成31年2月に完成、引っ越しを行いまして、庁舎1階の床面の標高が18.7メートル、利根川の想定最大浸水標高が21.3メートルということで、1階は2.6メートルで浸水する想定となっておりますが、防災のための主たる機能は2階以上に配置され、屋上には非常用電源を確保いたしまして、約3日間の電源供給が可能でございます。

以上、こちらの役場新庁舎は、浸水を想定した災害に強い公共施設でございますので、代替庁舎の必要は考えておりませんが、非浸水想定区域にある公共施設等で代替庁舎にできる施設を比較検討し、時間をかけて地域防災計画の見直し及び業務継続計画の策定を考えてまいります。

以上でございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今みたいに話を聞けば実に分かりやすいのですが、新聞を読んだ人は、今の課長みたいな内容を知りません。その中で群馬県で1町だけというのが、やはりリップサービスと申しますか、その辺が欠けているのかなと思います。新聞を読んだ人は、落合課長と話ができるような人ではありませんので、その辺も含めて、そこそこというよりも、ああ、だめかなと思っても名前ぐらいは、地域、場所ぐらいは出しておいて、スルーをするというか、そのような感じが必要なのかなと思いますが、どうでしょう。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 アンケートに対しましては、先ほど申し上げたような理由はきちんと書いて読売新聞社には送付してございますが、実際は、掲載上はそういった、ないよという結果でしか掲載はされないとい

うのは非常に担当とすると残念なことでございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 課長には失礼なのですが、その辺を酌んで新聞は記事を出していません。ないというのが事実だということで出てしまうわけですから、内々話ができれば、ああ、そうなのだと分かります。でも、群馬県に1町だけないと出てしまうのですね。内容はどうあれ。そうしますと、遠くにいる親戚も心配するわけです。板倉町の方は、もしかしたら内容を、アンケートのあれで分かっているかも知れませんが、やはりその辺の考慮というのがいま一つ、全国版に出るのだという気構えで、うそは書けないのですが、うそは言えないのですが、ある程度。課長、そのときに聞いたのですか。ほかの町全部ありますかとか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 先ほど申し上げたとおり、アンケートの対象になりましたのが、業務継続計画の策定をされている中で代替庁舎を特定するということでありますので、板倉町においては業務継続計画がまずは策定されていませんので、その中で代替の庁舎は特定されていないということでありましたので、まずは対象者の絞り込みの時点から、板倉町においては代替庁舎が特定されていないということでありましたので、そういったことで、それは事実であるということでもありますので、今後策定に向けて事務のほうを進めたいということでございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

かの台風ですが、気象庁によって命名されて、「東日本台風」。この中でも広い範囲で洪水が起きた。めったにない現象だと。これからは起きやすいかもしれない。災害の経験や教訓が後世に効果的に伝承されるよう努めていきたいとコメントがありました。これは2月20日付の新聞報道によります。そのとおりにかなと思います。この経験を生かした町政づくりが必要かと思ひます。本当に今年はよい年、また災害のない年にしたいものです。

次の質問に移ります。これも前回さわりだけ質問させてもらったのですが、食品会社における有毒ガス発生漏れの件ですが、その後の措置が最終的に終了と聞いております。どのような経過をたどったのか、お伺ひしたいと思います。どのようなガスがどのように発生して、なぜ漏れたのか。それが何に害を与えたのか。土壌は大丈夫なのか。また、そこで作物を作ってもいいのか。安全に処理をされたと報告を受けたと聞いておりますが、当町としてどのように確認をしたか、分かればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 ただいま議員さんのご質問でございますけれども、ご質問の内容につきましては、町内食品会社の塩素ガス発生事故についてのことと思ひられます。昨年8月7日の日に、板倉町板倉にあります富士食品工業株式会社において、従業員の作業手違いにより、有毒な塩素ガスが発生する事故がありました。こちらは、次亜塩素酸ナトリウムと塩酸が混ざって塩素ガスが発生してしまったという事案でございます。それぞれ別なタンクに入れて保管をしていくところを作業手違いでこれを同じタンクに入れてしまったという経過であります。幸いにも人的な被害はなかったものの、風向きによりまして工場北側に広がる水稲

圃場の広範囲にわたり、重大な被害が生じたところでございます。

昨年の12月の議会全員協議会におきましても、その経過についてご報告申し上げましたが、事故発生翌日の8月8日に水稲被害の報告があり、その後、会社から報告を受け、町では消防署や保健所、環境事務所などの各関係機関に通報するとともに、被害者対応に万全を尽くすよう会社に指導を行いました。同じく警察にも通報があったことから、警察におきましても、同じ日に現場検証や会社への事情聴取を実施しましたが、結果として、事件化にはならなかったということから、事後報告書などの届出処理になったという経過でございます。

その後、一連の経過、対応を記載した正式な報告書が12月6日に富士食品工業株式会社から町に提出されてきて、その中で、事故発生時の作業状況及び通報が遅くなった原因、そして事故に対する会社としての対応策が記載されておりました。内容としては、会社自体もこれまでに経験のない事故であったことから、その処理に傾注するあまり、連絡通報を失念した経緯や被害に遭った水稲圃場の面積把握及び耕作者への対応、検査の結果、水稲及び農地へのガス残留はないとの報告、加えて、全量刈り取りした水稲の最終処分方法等が記載されたものでございました。当該報告書を社長が持参し、町長へ一連の経過説明と町への謝罪が行われ、会社としての社内体制の見直し、対策を徹底するとの報告を受けました。

町としても、要望していました農家被害者への対応が円満に行われたことを受け、今後は事故を絶対に起こさないよう強く要請をし、報告書を受領いたしましたというところでございます。

以上になります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 有害物質が流出すれば、二次災害につながりかねない大切な部分かと思えます。あったことがないことが起きるのを事故と言うのだと思えます。極力それをなくすようお願いしたいと思います。

また、今、薬品が使われていると聞いておりますが、板倉町もかなり企業的にいろんな会社が入ってきました。多くは倉庫だと聞いております。倉庫の中にやはりそういう危険な物質があるのかなと思えます。前回の質問で、流出を防ぐ構造基準はないと課長からお聞きしました。その辺を含めて、今の倉庫、自分の質問した次の日からどのような行動をしたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 ただいまのご質問でございますが、前回の議会でもご質問ありましたが、人の健康に被害を及ぼすおそれのある有害な物質につきましては、水質汚濁防止法に示されておりまして、該当する有害物質を使用または貯蔵する施設を有する事業所は、特定施設として県へ届出することが義務づけられています。届出は県となっておりますけれども、町内にある施設でございますので、県へ届け出ている施設及び事業者の一覧については、随時情報のほうを共有しているところでございます。この建物の構造でございますが、要は水質に影響を及ぼさないということ、地下に浸透しないような造り、これを基本としている法律でございます。ですので、全面水没をした場合の流出をするような構造というのは改めてこの法律の中では規定はされていないというような現状でございます。

これを受けまして、前回ご質問ありましたときから県との情報を連携を密にしまして、町内の特定施設を

持っている会社及び倉庫、そういったところを持っている会社等につきまして、現在調査のほうを進めているところでございます。災害に備えて必要であれば、対象となる会社への訪問と管理徹底の要請を行うとともに、訪問調査による管理の要請等についても検討のほうをしたいと思っております。

また、施設野菜につきましても、施設野菜に使用するポイラーに使う重油の施設につきましても、関係課と連携し、農協を通してなどの方法で、農家に向けた管理の徹底を働きかけていきたいと思っております。

以上になります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 倉庫にきちんと納まっている場合は何事もないと思います。台風が来て水をかぶったときに、テレビでもやっていましたが、ドラム缶が流れてくる。そこから流出する。それが一番怖いのかなと思います。その辺を特にお願ひして、これからもお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。スクールバスであります。当町始まって初の運行となるスクールバスです。4月から始まるわけですが、在校生はもとより、今年4月より新入生となる新1年生は、もう心もうきうき、学校に入ったらどういった友達ができるのか、先生に巡り会えるのか、漢字の練習、胸をときめかしているところかなと思います。ぴかぴかの1年生というところではないでしょうか。また、上級生におきますと、心構えや時に先輩たちの仕草、自分なりにまねをして、少し大人びた感じになりつつあるのかなと。新しい学年に対する期待や不安等にも悲喜こもごもとした今日この頃が想像できます。ここまでは分かるのですが、スクールバスとなると、最近では幼稚園やプール等、バスが使われるようですが、ただ先生や指導者の方が同乗しているので、バスの中でも目が利くというか、その辺を含めて質問していきたいと思ひます。

まず、コースですが、どのように決められたのか。もちろん児童がそこにいるということが前提だと思ひますが、伺いたいと思ひます。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 それでは、森田議員の質問にお答えを申し上げたいと思ひます。

まず最初に、コースはどのように決められたのかということでございますけれども、スクールバスにつきましては、南小学校と北小学校の児童数を勘案いたしまして、南地区、北地区ともにバス2台、2コースを教育委員会のほうで選定をさせていただきました。したがって、町全体でいいますと、バス4台、4コースということになります。その運行経路及び停留所につきましては、それぞれの学校と保護者でまず素案をつくっていただきました。その素案を基に、各小学校のPTA会長あるいは各小学校で公募した保護者代表、これ各校2名になります。それを含めた小学校再編準備委員会の下部組織であります小学校運営部会、その中にPTA班会議というのがあるのですが、そこで協議をいたし、今のコースを決定したということでございます。

さらに、その後、PTA班会議で決めたそのコースを、館林警察署の交通課へ意見伺いという形で書類を提出いたしました。道路交通法などの観点から支障の有無を判断していただきました。その判断の結果、支障なしとのご意見をいただいております。

このように、PTA班会議や関係団体、関係機関と調整をしましてまいりました内容につきまして、最終的に

平成30年6月27日開催の第5回再編準備委員会におきまして、出席委員全員の賛成により決定されたものでございます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 実際車で走ってみたのですが、かなり交通量の多いのはやむを得ないところです。バスも見る限り大型ですし、本来ですと道沿いに膨らんだ場所でもあればいいのかなと思います。その辺の配慮が薄いと思われるのですが、そのための道ではないというところでやむを得ないのかなと思っております。どのような形で子供たちの安全を保とうとしているのか伺いたいと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 停留所の安全確保ということでよろしいでしょうか。停留所につきましては、待つスペースをいかに確保できるかというふうなところを最も検討したところでございます。そういうところも考慮いたしまして、再編準備委員会で決定に至るまでは、バスの試走も何回もやらせていただきました。交通量、今議員さん、結構あるというようなことですが、都心に比べればまだまだ少ないというような判断、そういう状況でもございました。

また、今の4コース以外にもいろいろなコース案が出まして、それを町のバスを利用してちょっと試走もしてみたのですが、今のコースが最も適切であろうというようなことも踏まえ、先ほども申し上げましたけれども、館林警察署の交通課の意見で支障なしとの意見をいただいているということで、そういう決定に至っているということでございます。中には全部集会所とか、そういうところの中に入って待つという、非常に安全なところもあるのですが、中には道路上、それでも横断歩道か近くにある、あるいは歩道が確保されている、そういうところを選定させていただいて、今の停留所について決定をさせていただいているところでございます。ご理解いただければと思います。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今お答えいただきましたが、集会所などは自分が見ても、あのバスでは入っていけないのではないかなと思います。しょうがない。どうしても駐車地の安全が一番になるかと思いますが、バスの形、大きさ、その辺もありまして、このようなコースになったと思います。より一層の安全を確保するのに、町としても安全ボランティアなどを募集したかと思えます。どのように進んでいるのか伺いたいと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 これは安全ボランティアということで、スクールバスだけに限ったことではなくて、徒歩での登下校もありますので、その辺も含めて安全ボランティアの募集をさせていただきました。学校安全ボランティアにつきましては、昨年11月に募集チラシを毎戸に配布させていただいて、今現在、2月26日現在なのですが、83名の方の応募がございました。内訳でございますけれども、東で13名、西で、ちょっと少ないのですが、2名、南で42名、北で26名ということで、令和2年4月からの活動開始を目

指し、申込みをいただいた方々に具体的な内容活動の説明あるいは蛍光反射ベストの貸与などを予定しております。

現在4つある小学校で、それぞれ2月下旬から3月上旬、今まさにその中なのですけれども、学校安全ボランティア会議を開催いたしまして、参加についてその活動内容等を確認し、活動してもらおうべく進めているところでございます。

なお、申込みにつきましては、まだまだ随時行っていますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今83名、この数字は実績が出ているのかなと感じました。ちなみに、これはPTAと重なっている部分もあるのですか。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 多少PTAの人も何人かはいますけれども、地域の方のご協力あるいはそれぞれのその地域の区長さんとか、そういう方のご尽力によりまして随分集まってきたというところがございます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 83名とは、もしかしたら北小学校と同じぐらいの数なのかなと思います。大変心強く思います。

また、バス自体も道路交通法として、第71条2の3にて、乗降中の通学・通園バスを車両等で通過する際には、徐行が義務づけられています。第71条2の3。このようにうたわれているわけですが、この辺も町民に対して徹底した周知も必要かなと思います。これは切に要望しておきます。

次に、各停車地における児童の人数は把握されているのか伺いたいと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 各停留所の児童数につきましては、全て把握してあります。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 あれはコースの地図に人数は載っていましたよね。でも、あれは毎年変わるわけですよ、人数はね。そこで問題になるのが、数もそうなのですが、中身と申しますか、小学生の場合、1年生と6年生とではかなりの差があります。もしある停車地では1年生ばかり、または上級生ばかり、それでは大変内容が違ってくるのかなと思います。また、1年生と上級生がいても内容が変わってくるのかなと思います。統一が取れる場所とがちゃがちゃした場所、表現が合っているかどうか分かりませんが、上級生が多い少ないとでは違ってくるのかなと思いますが、その場、その場、それなりに安全がどのように確保されるのかというのが、人数の把握も必要ですが、中身も必要なのかなと思いますが、考えを伺いたいと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 先ほど把握はしてございますという中には、当然その学年、1年生、新しい、初めて通学してくると。これは徒歩での通学も同じだと思います。徒歩での通学もその通学班で学校に来る。その中に上級生、1年生、そういうものが当然勘案された中、その通学班をつくっていくというのが、これは学校の大きな仕事だと思っております。そういった中、スクールバスでの停留所までというのは、今まで、要は南地区、北地区の児童につきましては、通学班で学校まで行っていた。それが今度スクールバスが通ることによって、自宅から通学班で停留所まで行くという形の中で、当然通学班につきましては、1年生だけとか下級生だけということではなくて、上級生と組み合わせた中、そういう中で通学班をつくって行くと。したがって、今停留所が定まっていますけれども、例えば極端な話、来年以降、その通学班は今度はこっちとこういうふうにしていかなければならないから、そういう通学班になるとこの停留所は遠くになってしまうよねとか、そういう中で停留所については動く可能性もあるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 上級生がいれば、それも一つの安全対策になると思います。

次は、バスには先生は同乗されないわけですね。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 先生はバスに同乗するかのご質問でございますけれども、通常、教職員はスクールバスには添乗いたしません。登校、下校とも始業式の翌日、それと1年生は入学式の翌日から10日間程度は早帰りとなってしまいます。基本的に登校1便、下校2便というのが基本でございます。しかし、この1年生が早帰りをする10日間については、登校1便、下校3便を予定しております。1年生のための下校特別便を運行するというときにつきましては、これは職員が添乗いたします。

それと、令和2年度、要は来年度の4月から新学期になるわけですがけれども、スクールバスが初めて運行するということになります、板倉町で。したがって、1学期の始業式から5日間につきましては、先生も添乗する予定となっております。そういう配慮をさせていただいております。ご理解いただければと思います。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 席順などは決まっているのでしょうか。先ほどから何度となく言っておりますが、小学1年生と6年生とでは差が歴然、言うまでもないのですが、1年生の身になったり、上級生の身になって言うのですが、前がいいとか後ろがいいとか、窓際がいいとかあるのかなど。それを平等にするのは、ある意味席順が決まっているということだと思います。ささいなことですが、その辺からいじめにつながったり、そういうつながらないような配慮も必要かなと思いますが、席順はどうなのでしょう。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 スクールバスの席順につきましては、登校、下校ともに児童が毎回同じ場所に座るという方式を採用させてもらっています。南小学校と北小学校のそれぞれが各停留所の乗り降りを考慮しながら決定したものでございます。これにつきましては、先ほど森田議員さんご心配されていました交通量、それとバスの停車がなるべく短い時間のほうがいいには決まっていることですので、どうしても決まっていなくて、先ほど森田議員さんおっしゃられたような懸念もありますので、もうあらかじめバスに乗ったら一目散に自分の席順のところへ行って座って、安全でシートベルトをしてもらって、なるべく早く出発をさせていただくということで決められております。

また、既に10月の下旬あるいは11月の中旬にかけて、南小学校、北小学校とも登校訓練、下校訓練をそれぞれ行ってあります。また、今回、本当であれば3月3日に登下校訓練をやるわけだったのですが、臨時休校となってしまいました。しかし、3月26日に登校日ということで設定させていただきましたので、3月26日に登校、下校の乗降訓練を行いたいと思います。

以上でございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今課長の説明で、席順が決まることによってスムーズに乗降できると。気がつきませんでした。子供たちの世界としては、やはり席順が決まっていなくていじめになるのかなというのが一番最初でありましたので、大変今勉強になりました。席順が決まっていることによって、乗降がスムーズにいくのだと思います。

次は、時間ですが、バスは時間どおり走るわけですが、遅刻の対応ですか、当然学校の開始時間に合わせてだと思っておりますが、1人遅れたのでバス全体が遅れたりできないのですが、その辺はどのように考えているのか伺いたいと思います。休む児童は、バスの運転手に伝えられるのかどうか。遅れてくるよというのも運転手に伝わるのか、伝わらないのか。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 スクールバスにつきましては、時刻表どおりに運行するというようになっております。登下校時、通学班にてバス到着時刻の5分前までには停留所に着くように指導しております。定時運行ですので、乗り遅れた児童を待つことはできません。したがって、乗り遅れた場合は、保護者の責任で児童を学校まで送り届けていただくということになります。

また、スクールバス利用マニュアルというのを作成しまして、授業参観とか、あるいは新1年生の適性検査のときに、保護者にそのマニュアルを渡しまして、保護者にご協力していただくことというようなところで、そういう指導を既に今年度行ってあります。また、欠席の届けとか、そういう決まり事も全て完了しております。先ほども申し上げましたとおり、通学班で登校しますので、停留所まで行きますので、その班長が運転手さんのほうに欠席届を提出するという形となっております。また、最終的に学校に着いたとき、その運転手さんが、今度は通学班の班長がいて、スクールバスのリーダーが1名できます。運転手さんがそのリーダーに欠席届を提出して、そのリーダーが学校のほうへ、その欠席者を伝えるというシステムになっております。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 もっともだと思います。1人のためにバス全体が遅刻というわけにはいかないと思います。ただ、黄色、飯野コースの八間樋橋、視界が360度あります。時間は来ています。向こうから子供が歩いてきます。それを待てるか待てないか、これはどうなのでしょう。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 その関係については、基本定時ということでございますが、まさか見えていて、待っていないで行ってしまうというのは、その辺運転手の判断になるかと思いますが、非常に難しい問題でございますけれども、その辺については子供たちあるいは保護者に5分前を徹底させていただき、もしものそういうときには、逆に言って焦らせて走らせて危険という部分もあるかと思いますが、それとは違う観点なのですけれども、例えば、あれっ、忘れ物をしてしまったと。では、今取りに行く間に合わない。そういうときは、もう正直に忘れ物をしましたと先生に言ってもらうと。そういうことも児童あるいはPTAの方にはお願いしているというところもありますので、まずそういうことを……

[「忘れ物をすると、遅れるともう乗れないんでしょう、バスに」と言う人あり]

○小野田博基教育委員会事務局長 だから、そういうので、忘れ物を途中で気づいたとしても、それはもう定時でバスは来てしまうので、それはもう正直に忘れ物をしたということを学校の先生に話しなさいと。

[「乗かってからね」と言う人あり]

○小野田博基教育委員会事務局長 はい。そういうことで対応しております。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 目視できましたら待っていただける、そこが人情味のある運転手かなと思っておりましたが、それはそれで、前提は子供たちが先に来ているというのが前提なのでしょうから、その辺を徹底してもらえればいいかなと思います。そのようなことは承知の上で質問しているのですが、毎日のことですので、一応始まる前ですし、何があるか分からないというところから質問をしております。先生は同乗しない、時には運転手さんの判断が迫られる場面等々あるのではないかと。もしかしたらそういう場面に出会ったときに、運転手さんがどのように判断する、運転手さんも毎日替わるのしょうから、運転手さんによってそのような判断も違ってくるのかなと思っております。そのときの心がけと運転手さんの常識に任せてよいのかもしれないとは思っております。親御さんからすれば、バスに乗った時点で学校に入ったと捉えるのではないかと考えております。このような質問が出てくるのも普通かなと思って質問させていただきました。4月から始まるわけですが、何事もなくスムーズに、また安全安心を一番に走り出していただければと思います。

最後の質問になるのですが、できましたらスクールバス、これはドラレコはついているのですか。お聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ドライブレコーダーについてはちょっと確認していないのですけれども、多分ついていると思うのですが、もう一回確認をしたいと思います。また、バックする場合のバックモニター、これについてはつけるように指示はしてあります。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ドラレコは最近ニュースでもよく出ますけれども、一目瞭然であります。何があつたかすぐ分かるものですから、ぜひ必要かなと思っております。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 スクールバスにつきましては、全部委託方式を採用させていただいて、月に1回あるいはもうちょっと頻度の多い回数で業者と事務打合せ会議等を開いております。そういう中で万全を期して、運転手の資質の関係もそうですけれども、打合せをさせていただいております。実は今日もこれからバス業者と打合せ会議ということで、今日もやらせていただくというふうなところでやりますので、万全を期していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 小学生と運転手と言いつが違ったときにどちらを取るか、ドラレコが一番だと思ひます。

あと二、三、質問が残っているのですが、時間も来ましたので、今日の質問はこれで終わりたいと思ひます。今日は、通告書にないコロナウイルス等に質問させていただきましたが、これから本当にどうなっていくか分からない日本として、今年最大イベントと言われるオリンピックなどもありますし、ただやみくもに恐れては行られない。町から正しい情報の発信、防災ラジオを使った情報が不可欠なのかなと思ひます。その点を踏まえましてよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

本日は、議長による寛大なる理解を得て大変うれしく思っております。ありがとうございました。

以上です。

○延山宗一議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前 9時58分)

---

再 開 (午前10時15分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、本間清議員。

なお、質問の時間は60分です。

[4番 本間 清議員登壇]

○4番 本間 清議員 4番、本間です。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、観光業界にも大変影響が出ていますが、本日の一般質問は、通告に従いまして三県境と町の観光振興について質問いたします。この2つの質問につきましては、類似するところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

初めに、三県境の周辺整備についてお聞きしたいと思います。三県境は、平成28年3月31日、栃木市、加須市、板倉町の3首長が境界確定に伴う調印式を行い、正式に三県境の観光スポットとしてスタートしました。3県の県境が一点に集まる三県境は、全国で48か所ある中で、唯一歩いて行ける平地にあり、3歩で3県を回ることができ、境界に打ってある1本の杭から、三方向に3県の台地が目の前に広がっていくのが目で見て分かり、イマジネーションをかき立てられる大変珍しい場所なのです。

なお、境界の目印となる三県境の1本の杭は、コンクリート製で上部に記念プレートが取り付けられているだけで何の変哲もないように見えますが、三角点のような基準点に埋設された標識とは違い、国や栃木県、埼玉県、群馬県、そして2市1町の関係者が立会いのもと、この場所に決定し、打たれた杭ですので、その重みや格が違うと言ってもよいのではないのでしょうか。3県にとりまして、新たな観光資源になっていますが、2市1町で連携し、歩調を合わせなければ十分な成果を上げることができない。そして、板倉町単独事業として進められない事情もあります。

そこで、調印式以降、2市1町の担当者会議で整備の内容やスケジュール等の検討が進められ、三県境利活用計画概要書を作成し、平成28年度より5か年かけて具体的なタイムスケジュールにより、段階的にハード事業、ソフト事業を整備していく計画案が立てられたと思います。実際、三県境に行ってみると、現地へのルート案内板やアプローチ道路、境界周辺の整備や記念スタンプの設置等、計画に沿って整備されてきているのを見ることができます。また、三県境の近くにある道の駅きたかわべも新たに道の駅かぞわたらせと名称を変え、リニューアルオープンしましたが、道の駅としての食事どころや商品販売等、より充実した内容になり、渡良瀬遊水地に訪れた人々の休憩施設としてもにぎわいを見せています。

このような中、残されたハード事業として、観光案内板の設置や三県境のシンボルとしてのモニュメント設置がスケジュールの中にありますが、これらの実現化はまだなされていませんが、どのようになっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 本間議員お尋ねの今後のスケジュール、看板、モニュメントということですが、改めまして、ちょっと経緯のほうから説明させていただきたいと思います。

三県境周辺の整備につきましては、まず平成27年1月だったと思いますけれども、栃木市からの呼びかけによりまして、三県境の地域資源及び観光資源としての利活用につきまして、栃木市、加須市及び本町の2市1町における協議会がスタートしたというところがございます。平成28年2月でございますが、関係地権者立会いのもと、測量を行いまして、境界を確認、先ほど議員から説明のありました同年3月31日に2市1町の首長によります行政区域境界の確認書の調印が実施されまして、平成29年度に2市1町で三県境への来訪者の受入れ環境の整備といたしまして周辺の整備を行ったというところがございます。

先ほど、そのスケジュールに沿ってというお話がありましたけれども、整備内容につきましては、本間議員さんのほうからも、かつて整備プランのご提案をいただきまして、2市1町の協議に臨んだところでござ

います。その中にはモニュメント、また観光案内板の設置というところで協議に臨んだわけではございますが、協議の最終決定といたしましては、現状の素朴な風景をできるだけ残すというような整備方針が決定されてきて、現在の整備ということに至ったものでございます。交点付近に擬木によります土抱え、足場には敷砂利、そして遊歩道、こちらは幅員2メートルで全長約64メートルでございますけれども、こちらアスファルト舗装をした後に茶色、素朴なということで茶色にカラー塗装をいたしました。あわせて、道の駅きたかわべ、当時ですけれども、そこから、また柳生駅から三県境までのルートに案内看板を設置したところでございます。したがって、議員おっしゃる、これから看板、モニュメントの設置ということについては、現在のところ計画にはございません。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 三県境へ行ってみますと、周辺整備はかなりできたから、とりあえず三県境のシンボルとして杭が打ってあるところ、そこを中心にきれいに整備されていると思いますけれども、やはり観光案内板というのが、その三県境の杭の近くにあれば、そこにマイカーで来る人もいます。また、ライダーのように連れ立って来る人もいますので、それを見て町内に入るといってもまた十分考えられると思います。モニュメントにつきましては、三県境のシンボルとして何か一つ欲しいとは思っております。といいますのは、例えば地図マニアの方が現場に来て、そこを見て確認すれば、そういった方は満足して帰ると思うのですけれども、一般の人たちがそこへ行った場合には、もう何もないと。杭1本しか打っていないということになるかと思えます。三県境は、そこへ行くまでには地面よりも、極端な話、低いところにあるわけです。そうしますと、その近くに行っても三県境があるというのが以外と分かりにくいのですよね。だから、そこに何か目印となるようなものは一つ欲しいと思います。かといって、看板なんかをいろいろ立てればいいというものでもないと思うのですけれども、どう思われますか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 確かに目立つようなモニュメントで、ここが三県境だというような周知も必要かなとは思いつつなのですけれども、先ほど議員おっしゃいました地図マニアですとか、マニアックの方たちには、そこを探すというのも一つの楽しみなのではないかなというようなことも感じております。あわせて、マイカー、車ですね、ライダーといいますとオートバイ、それで現地に行くというようなことは、2市1町の担当者は今のところ考えてございません。というのも、できましたらば、拠点道を道の駅といたしまして、そこに車を置いて、バイクを置いて、自転車なら現場まで行けますけれども、そこから三県境に行ってもらおうと。また、道の駅まで戻ってきていただくと。その道の駅には何があるかといいますと、2市1町の観光パンフレットがどっさり置いてありますので、道の駅を拠点にそこから2市1町のほうに観光パンフレットを見ていただいて、雷電神社なり、ほかの遊水地なりというところに導入をするというようなことで、今のところ道の駅を拠点に徒歩で歩いて行ってもらおうと。徒歩で五、六分かかりますでしょうか。その案内についてはきちんと案内板は掲げてありますが、これも素朴な手作り風の案内看板ということで、初期の整備方針によりまして、なるべく素朴な風景を残すというような方針にのっとり設置したものでございます。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 大変ご苦労さまです。ただいまの質問の趣旨については、当初本間君の強い熱意もあって、私も同感であった、個人的にですね。3者会議、3県の該当する自治体の首長会議によって、本間君の出した提案を役場の中でさらに検討させ、おおむねこんな形であればさらによいのかなという、いわゆる仕上げ編を板倉町案として、整備計画として、こういったもので板倉町は考えておる。ついでには、加須市、栃木市、それぞれ共同体で運営をしていくという、あるいは開発をするという経緯があるわけですから、それぞれ独自の考え方を出して、ちゃんとそれを3つ並べて、具体的に言えば、検討しようではないかということで、そういう検討をした次第でございます。加えて、いわゆる県境というどうしても国土交通省の絡みもありまして、だから利根川上流事務所長も入り、その裏には全国の県境に非常に関心を持っている団体が……

「境界協会です」と言う人あり]

○栗原 実町長 境界協会という、境界に関心を持っている協会があるそうございまして、その人たちの意見も参考にすべきではないかというふうなことも国土交通省のほうから入りまして、先ほど担当課長のほうから述べた、いわゆる最終的にはほかの自治体もそういうことでできるだけ自然のままで保存をしておくほうがよいということと、最低限の開発、ですから本当に擬木を使ったりというふうなことで、私どもみたいな素人が考える、本間君も同じかもしれませんが、観光的に目立つというのは、逆の意味ではこれには受け入れるべきでないとか、そこそこの議論をした結果として、やむなく合意に至ったところでございます。

したがって、当面その推移を見守りながら、先々例えば観光開発地として、いわゆる右肩上がりに来訪者が多くなっていくのかいかないのか、一定の時期で評価が出ると思います。その時点で、またどう判断をするか。やはり板倉が言ったとおりではないかとかという意見の出番。もう少しやっぱり地上にちゃんと見えて、できるだけもう少し近くに車も寄せられたりというような、そういった条件整備もむしろ必要ではないかというような、いわゆる今の計画が決して正しくなかったというふうなことも当然あり得るわけでありまして、今の時点ではそれを静観していると。時期が来て、そういった推移を見守りながら、また機会があれば発言をしていきたいと。それでも2市1町、いわゆる合意が取れないとだめですので、確約はできませんが、いずれにしても今の現状はそのまま推移をしているということでございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 たかが杭1本ということだなと思いますけれども、そこにまつわる人々の思いというのは本当にいろいろだと思います。私も三県境でいろんな人とお話しする機会があったのですけれども、このままでいいという方の意見も結構あるのです。そうしますと、必ずしもそういったほかの施設みたいなのが必要なのかなというふうにとちょっと考えてしまうのですけれども、これからの課題ということになるのでしょうか。

では、次に移ります。三県境周辺の用地買収についてお聞きします。群馬県側と埼玉県側では、田植えから稲刈りまでの期間、田園風景が広がり、そこにはのどかな時間が流れています。しかし、そこは私有地であるため、農繁期における農業の妨げなども予想され、また三県境へ行くためには私有地を通るため、地権者の許可や用地買収の必要性が考えられるとのこと。確かに地権者の方と交渉し、用地買収ができたならば、周辺の利活用の範囲がより広がると考えますが、この辺のことはどうなっているのでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねの用地買収については、今後改めて周辺を整備するための用地買収が必要だというようなことでよろしいか。そういうことだったでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○伊藤良昭産業振興課長 現在の整備状況につきましては、一部三県境、ポイントまで徒歩で行くように先ほどアスファルトカラー舗装をしたという回答をさせていただきましたけれども、29年の当時に遊歩道整備に関しまして用地買収をした経緯がございます。今後周辺についての用地買収の計画については、先ほど答弁させていただきましたけれども、拠点道を道の駅にさせていただくということで、そこに駐車をしていただいて徒歩で三県境まで入っていただくということで、今後の用地買収の計画は現在のところございません。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 今のところちょっと私有地を通っているところもあるみたいですが、将来的にはやはりその辺用地買収できればと私個人的には思っています。そして、その三県境の近くに用地買収ができたならば、例えば三県境を訪れた人々が休憩する場所として、あずまやとか、休憩するベンチですか、そういったものが欲しいと思っております。今すぐこういった買収というのは多分難しいと思っておりますけれども、将来的なことを考えていただければありがたいと思っております。三県境はもう消えてなくなることはないと思っておりますので、どう思いますでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 三県境の今後の整備、また三県境、そして道の駅を拠点としたイベントの開催等々につきまして、2市1町の担当者が定期的に集まって会議、協議をいたしております。その際、町の担当といたしましても、確かにあずまやですとか、ベンチですとか、そういう設置があったほうがいいなど。真夏の炎天下、非常に暑くて、日陰が少しでもあればというようなところも現地に行って感じたところもございますので、今後2市1町の協議の中で、その辺の件につきましては相談をしてみたいというふうを考えてございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 そういった協議の中で前向きになっていただければ大変よろしいのではないかなと思います。

次に、三県境を観光地化とするための2市1町の連携についてお聞きしたいと思います。三県境を訪れた人々は、この場所に立ち、何を思ったことでしょうか。それを知る一つの方法として、この近くに思ったこと、感じたことを書き留める記帳ノートが置いてあります。読ませていただきますと、そこには一部分ではありますが、このようなことが書いてあります。自然がいっぱい癒される、のどかな場所だ、一度は来てみたいと思っていた、ここに来たのは2回目ですとか、また来てみたい等、どのページを開いても率直な書き込みであり、誰しもそれぞれの思いを楽しんでいると感じました。中には北海道や九州から来ましたと記入ノートに書き込みがありました。本当に三県境を見るためにここまで来たのかと一瞬思いましたが、マニアの世界というものはそういうものなのではないでしょうか。この三県境は、マニアの中では有名中の有名スポットだそうです。三県境の情報は、雑誌やテレビ番組、インターネット等から知り得たとのこと。特に

インターネット上の口コミは900件以上あり、その総合評価は5点満点中4点と高評価を得ています。これ一つ取っても三県境がいかに関心や興味を引く場所だと言えると思います。全国的に有名になったというにはまだまだ早いでしょうが、地元の人々にもほとんど知られていなかった三県境が、2市1町の連携、事業推進によりここまで知られるようになってきましたが、三県境利活用計画概要書の5カ年計画案の残り期間は1年余りになりました。

そこで、お聞きしたいと思いますが、5カ年計画案終了後は2市1町の連携はどうなるのでしょうか。課題等いろいろあったと思いますが、今後の2市1町の考え方はどうなるのですか。今後も連携関係は続いていくのか、それともここで一旦終了となるのか。これからも観光地として発信し続けなければならないと思いますが、お分かりになっていることがありましたらお聞かせください。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねは、2市1町の今後の連携はどうなるかというような内容だと思います。先ほども答弁させていただきましたけれども、定期的に担当者会議を開催しておりまして、この3月21日にも、ヨシ焼きの当日ですけれども、三県境のイベントを計画していたところですが、残念ながら中止となってしまったところです。今後につきましても、道の駅を中心に三県境を訪れた方がそれぞれ2市1町に入ってくると。そういうことを目指しまして、パンフレットの設置ですとか、観光物産の設置等々について力を入れてまいりたいと考えておりますので、ここで終了というようなことは想定してございません。当然これからも、より強い連携をもって盛り上げていければというふうに考えているところでございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 といいますことは、栃木市と加須市との関係の温度差が多少なりとも出てきたということでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 温度差というようなことよりも、どんなふうになれば2市1町共通の活性化につながるのかというようなところを検討してまいりたいと、そのような考えでございます。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ただいまの2市1町のさらなる連携とか今後、単にこの三県境一つでつながっているわけではありません。元をただせば旧藤岡町、旧北川辺町、板倉町、それぞれ3つの町で、遊水地を囲む町ということで、共に、ある意味では運命共同体的な位置づけにあると。それは何かというと治水の問題でありまして、遊水地ができたことによる恩恵あるいは今のラムサール条約的な環境を優先されると、それも否定はできないけれども、いわゆる治水の問題と相反するところがあるとか、基本的にはそういったものも強烈に共通認識を持っておりまして、それが合併をしたことにより栃木市あるいは加須市ということで、現在は町は板倉だけですが、そういう意味では遊水地の在り方に対して、これは時代とともにその価値が見直される中で、いわゆる対処の方法も変わってくるでしょうし、そして何よりも治水の問題、これは今月中、いわゆる栃木市の市長あるいは加須市の市長とも行き会うわけになっていますが、この間の19号に関する渡

良瀬遊水地のハート池があるわけですが、谷中湖と称していますが。あれと同じようなものをもう一つぐらい造らせないと、この地域の安全は守れないのではないかと、壮大な、ある意味では、国を相手に陳情を開始しようというふうな、そういった問題とか、あるいはそれには世界でも、あるいは日本でも有数のラムサール条約登録湿地というのは、自然と環境の保持が優先しますから、これに手をつけては相ならぬという大きな問題も同時にあるわけです。それを認めていくと、この間もわずか何十センチでこの地域全体が、板倉が切れようが北川辺が切れようが、明和が切れようが、あるいはこれらが、ついこの間は切れなかったわけですが、それでも既に栃木市や佐野市も含めてあのような水災害を出しているということを考えれば、自然環境よりも、もちろん自然環境も大事であるが、でもその先にやっぱり人命、この地域における我々町の存続も含めた、そういった大問題も、いわゆる二酸化炭素をどんどん放出するこの社会の中で、50年前はそこまで考えられず、あのハート池1つ、あるいは今回はハッ場ダムの効果等がいろいろあるわけですが、学者の分析などによると、ハッ場ダムは今回は17センチの効果があったと。でも、これから先はその半分もないだろうとか、あるいは今回の水害における渡良瀬遊水地の、いわゆるあの池に逆流をさせたことによっての吸収能力、そのほうが大であったとか、いろいろ我々素人には分からないですけども、いろんな試算も出ているわけですね。

そんなことを含めて、我々のところは理屈ではなく、要は命を守るのが最優先だということで、無理難題であってもそういった要望もぶつけていこうというようなことで、今、笹川代議士等も含めて連携をとりつつありまして、そういう意味で加須市の市長と栃木市の市長と板倉で、まずはきっかけづくりを行おうというふうなことで、というふうなことも含め、しかもそれは治水だけではありますが、さらに先ほどから申し上げておりますように、隣接と共同体で県境ですから、遊水地の中でもいろんなイベントも行われておりますが、それぞれ自分の担当する地域の中でのイベントあるいは個別のイベント、あるいは共同体でできるイベント、それを何としても見いだそうというようなことで、担当者に会議を行っていただいているところでもありまして、総合的にいろんな分野から考えますと、この地域は生まれたときからの、いわゆる共同体的な県境にあるということで、そういう位置づけもありますので、三県境問題が云々は別として、全ての面でさらに強力に連携を図っていかなければならないということには全て共通認識を持っているところであります。

その延長線上に、さらには利根川に橋を架けるということも去年から具体的に陳情を開始いたしましたし、今栃木市にも同時に、渡良瀬川にも同時に架けてというようなものも、いわゆる近々栃木市のほうからもそれなりの返事が来るはずでもありますので、そういったいわゆる長期的に見ても共同でこの地域の発展あるいは安全あるいは観光振興、それから産業振興、さらには昼間人口の増大化とか、いろんな意味で重要な連携であろうということで、さらに深めていきたい、あるいは活発化をしていきたいと。その中で三県境の位置づけというのも、今のところ板倉の考えていた案とはちょっと違う形で、今のままでちょっと自然のままに保存しながら希少価値を見いだすほうがいいだろうというような意見が強うございましたので、それを、先ほど申し上げましたように共同体でやるものですから、優先をして今のところは推移を見守っているというのが板倉町の立場だという先ほどの説明につながるところでございます。

以上。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 当町の立場ということから今ご答弁いただきましたけれども、やはり私としましては、三県境を中心に考えておりましたので、ちょっと話が大きくなってしまったという感じになったかと思えますけれども、今後とも可能な限り2市1町で連携しまして、三県境を発信していただければと思います。

時間がだんだんなくなってきましたので、次へ進ませていただきます。観光振興についてお聞きしたいと思います。一般的に観光地とは、自然の眺めがよく、史跡や文化財、温泉などにもともと恵まれ、観光客の集まる土地ということになると思いますが、邑楽郡内では平地な地形のため、平地観光とも言われ、観光客を呼び寄せることに苦労しているのが現状かと思えます。人や物の交流のない町は、やがて気づかぬうちに衰退の一途をたどることになるかもしれません。町では、そうならないよう現状を認識し、知名度アップに苦心されていますが、去年夏、まちづくり町民アンケートが実施され、その中に観光振興についての結果報告がありました。観光振興については、重要度、満足度ともに低い結果になっております。健康や子育てに関すること、防災関係のように生活していく中で直接必要なことを町民が第一に挙げることは当然ですが、板倉町に生まれる子供の出生数は、ここ数年の間で1年間50人前後です。この子供たちが大人になっている20年後、30年後の板倉町はどうなっていることでしょうか。とても頭の中に思い描くことはできません。少しでも歯止めをかけるためには、町の観光振興を手がかりとして交流人口を増やし、内外に板倉町を発信することが今以上に求められると考えます。このアンケート結果を受け、産業振興課としてどう思いましたか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねのまちづくり町民アンケート、観光振興の結果と、それを見てどう思ったかということなのでございますけれども、まず結果といたしましては、重要度及び満足度ともに下位に位置づけられておりました。先ほど平地観光で、観光はちょっと難しいのではないかというお話もありましたけれども、やはり町民の皆さんがそのようなご判断をしているのではないかというようなことが率直な感想でございます。逆にアンケート結果で、重要度が高く、満足度が低いということであれば、もう何とてでもというような感じはするのですが、町民の皆さんの思っている感覚があまり重要でないというような意識をお持ちだということが明らかになりましたので、まずは産業振興課としてできることは、町の魅力の発信という形で、当然これまではパンフレットを作りながら各種イベント等、これは主に町外ですけれども、観光パンフレットを持って行ってその配布と。その背景にはニュータウンの住宅分譲というのも当然あったのですが、改めまして町の中といいますか、外だけではなくて、町民の皆様にも町の観光資源はこんながあるのだというようなところの発信が重要ではないかなというふうに考えております。

その手法ですけれども、当然ケーブルテレビさんですとか、町の広報、また観光案内パンフレットを町内に配布ですとか、先ほど来議員のほうからお話が出ていますインターネット、またSNSを活用したPR、情報発信を検討していく必要があるというふうに考えております。先ほど議員のほうからSNSですか、インターネットでの三県境の話がありましたけれども、いわゆるつぶやきですか、ツイッターですとか、それをライブで検索いたしますと、「板倉町」ということで検索をしてヒットする数よりも、「三県境」と入力してライブ検索をしたほうがヒット数が多いというような状況もございますので、その辺のSNSの活用というのは非常に有効なのではないかなというふうにも考えてございます。

それと、ちょっと長くなりますけれども、先ほどちょっと紹介できなかったのですが、三県境の現地に記

念スタンプの台紙を用意して置いております。1日に三県境に何人ぐらい来ているのかなというところで、きちんとした数は把握はできないのですけれども、記念スタンプを置いて、それを補充するごとに枚数を確認しまして、その枚数なのでも、平成31年度、今年度ですか、4月から12月までで1万550枚の記念スタンプが使用されていると。これ月ですと1,172枚、1日に大体40枚程度記念スタンプを利用されているということで、1日大体40人前後の方は三県境を訪れているのかなというようなことも分かってございます。ちょっと長くなりました。

以上でございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 今答弁にありましたように、とりあえず板倉町の人たちにとってもそういった板倉にも大変よいところがあるのだよというのを知っていただいて、またそういった情報を内外に向けてメディアに対しても情報発信することは、もちろん今の時代、大変重要なPR要素になると思います。最近、テレビを見ていますと、「古墳王国、群馬を旅する。」というタイトルで、前橋市や高崎市の、その中に現存している古墳で撮影された石室や墳丘というのでしょうか、古墳の上ですね。それを歩く女優の吉永小百合さんが出演しているJR東日本のコマーシャルを目にすることがあります。これは、群馬県が群馬デスティネーションキャンペーンとしてJRグループ6社と地方公共団体や観光関係者と一体となって取り組む観光キャンペーンの一環なのでも、群馬県は情報発信を積極的に行い、群馬の魅力を伝えていきたいと言っているわけでも、こういったメディアの発信力といいましょか、これを見て古墳を見学に来る方がかなり増えたということで、やはりそういった発信力が強いのだなと思ひまして、やはり板倉町もそういった発信をしていただければと思います。今のように三県境に関しましても、1万人以上の方が来たということになると思ひますので、やはり発信力は必要だと思ひた次第です。これからもどんどんそういったのを発信し続けてほしいと思ひます。

今の時代といひますのは、どのまちでも人口減少といひるのは避けて通れない。それでもまちの活力を維持していかなければならないという難しい問題に本当に直面していると思ひます。その中で、人を呼び寄せる観光資源があるまちはまだいいと思ひますが、何もないうまちといひるのは、いっそ我がまちは、もう何もないうのだから、何もないうのが観光の魅力ですよといひる自虐的とも思ひえるPR方法をしているところもあるわけです。そこまでしても自分のまちに来てほしい、知ってほしいと考えております。それを思ひますと、板倉町はまだ町のよいところを見逃している、ちょっとそういう気づかないところがあるのかと思ひます。角度を変えて見ることも必要なのかなとも思ひた次第です。何かありますでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 私の感想といひましたしても、議員のおっしゃるとおり、いい部分を見逃している、また気づかない部分といひのが多々あるのではないかなと思ひています。特に私もずっと板倉の町民でございひますので、気づかない部分がかししたら、自然にもう目の中に入ってきてしまひて気づかない部分があるのかなといひうふうにも思ひてございひまして、特に東洋大の学生の皆さんについては、県内外から通学もされているといひうふうなところで、若い方たちの視点といひうふうなことも今後参考にさせいただければといひうふうには考えてございひます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 よろしくお願ひいたします。

次に、館林市里沼日本遺産認定に関してお聞きしたいと思います。現在国内において日本遺産に認定されている物件は83件あると聞いております。最近では、令和元年度に館林市が里沼のまちとして日本遺産に認定され、足利市も近世日本の教育遺産群として、水戸市、備前市及び日田市とともに認定されております。このように日本遺産に認定されたことは、観光振興にとりまして日本遺産のあるまちとして全国に発信することができ、観光客誘致や経済効果等、様々なメリットが生まれます。里沼のあるまちとして認定されました館林市ですが、板倉町にも人々の暮らしと結びついた沼や池はたくさんあります。行人沼や権現沼、肘曲り池等、そして水郷公園もあり、板倉町の水風景観も国の重要文化的景観に選定されております。よく遠くの親戚より他人の例もありますように、両市町は地続きで昔から交流の深い関係にあります。同じように点在している沼を通して館林市が日本遺産申請を検討していたとき、板倉町に共に観光振興を図るため、一緒にやりませんかという誘いや照会等はなかったのですか。また、逆に板倉町から行動は起こさなかったのですか。少し前までは合併協議会で職員間の行き来もあり、意思疎通もできていたと思います。合併協議会の観光関係事業協議の中で話題になっても当然なことではあって不思議なことではないと思いますが、合併協議会の休止が影響していたのでしょうか。このあたりの事情をお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 館林市の日本遺産の認定に関してであります。全国で83番目と言われました。我が町は関東で一番最初の重要文化的景観で、どちらが順位が高いとか低いとかを言うつもりはないのですが、いわゆる観光という関係での捉え方が、大きく基本的に2つの側面から捉えなくてはならないであろうと私は思っております。また言われております。俗に言う日光や、いわゆる我々が観光湿地、観光名所と言われているものというのは、非常に歴史があり、貴重性があり、数が少ないとか、貴重も同じですけれども、そういったもので、しかもそれはプラスして温泉場が近くにあるとか、いろんな風光明媚な、平らなところよりも山がありとか、いろいろ条件がさらに加わるわけですが、それはいわゆる旧来ある観光地であります。平地である観光地は、俗に言う成田山あるいは東京の浅草とか、いわゆる信仰を由来として人口密集地、平らなところにできた。これが一つの観光地みたいなものもあるわけですが、いわゆる今我々が国の先導あるいは誘導にとって騒いでいる平地観光というのは、本来この地は観光で飯を食わなくても十分食っていける場所というふうな考え方があったということであろうと思っております。伊香保やあるいは草津は、農地がないのですから、草津町には農業委員会はないのですよ。農地がない。農家が1軒か2軒辛うじてあるとかないとか。そういった中で、ある資産を運用して、結果的には日本一の草津温泉になったわけですが、大方の、大半の平地にある館林も含め、板倉も含め、明和も大泉も太田も伊勢崎も前橋も、全て観光よりも、いわゆる平地としてやれることで最も手取り早いのは何かということで工場を、企業誘致をしたり、いわゆる平地として適切な産業振興を図ってきているという、そういう経緯がずっと今日まで続いてまいりました。

どちらも、例えば旧来から続いている観光地も人口減少で、最大限見込まれる客が減少するのは間違いのない。ですから、例えば海外に求めろとか、インバウンドという言葉などもほんの最近であります。逆に平地に対しては産業振興もやはり、これから先人口が減るのですから、限りが、今までのような伸びはできない

だろうということで、さらにどんな小さなところでも、はっきり言えば無理をすれば、あるいは近隣の市町とでも協力をすれば、日帰りぐらいの観光地は、東京の皆さんがちょっと来て1万円以内ぐらいで遊んで帰れるものぐらいはできるだろうというふうなことから、はっきり言うとそんな感じから平地観光の振興ということも言われてきていることも事実でありまして、もともとが非常に観光的な要素がない中での観光の発掘というのは、口で言うほどそんなに簡単ではないということでもあろうかと思えます。

板倉町は、雷電神社が関東88か所にも末社を持つ雷電神社では最も総本宮と言われておりますが、うちの町も粗末にはしておりません。神様は政治と信教、宗教は別だということで、介入が許されない中で、少ない小さな全体の町の予算の中から、時には何千万円単位で、法に触れない範囲で参道整備、町道ですからという理屈で参道整備をしたりしていますが、いわゆる無名のものを一定の水準に引き上げるには、1年、2年、5年、10年ぐらいのスパンではとても引き上げられないということも、そう言うと消極的な町長と言われるかもしれませんが、日光東照宮が何百年の歴史があるのですか。あるいは京都、奈良、飛鳥時代からある流れの中と見比べて、自虐的にうちの町は何もない、何もないと言っているよりも、うちの町に適したものをまずは率先垂範をして振興するべきではないかということで、例えば企業誘致や産業誘致等々も含めて現在取り組んでいるところであります。

話が日本遺産になりますが、例えば我が町が板倉町として重要文化的景観を申請をしたのです。そのときに館林市が来たらどうだったかというのは仮定の話ですから分かりません。でも現実には来なかったです。関東初ですよ、隣接をされていて、もしかしたら合併の話も成就するかもしれない。それ以前でしたけれども。そういう意味で、日本遺産に関しては正直話も来ませんでしたし、また来ても果たして板倉町がくるまれることで、もしかすると日本遺産の認定がなされたかどうか。申請する側はそういったところまで、作文ですから、非常に細かく考えた上での館林市の申請だと思っております。我が町は、館林の日本遺産が認定されたということの事実で、重要文化的景観とか、それと同じような位置づけの資産認定であります。ですから、俗に言う日光の東照宮や伊香保温泉や草津温泉とは違う性格を持った観光資源でありますので、果たしてこれがどれだけの集客力があるかとか、マニアックな一部の人だけに終わるかとか、いろいろ分かりませんが、要は館林へ来たら、館林はお客様がいっぱい来たら板倉町に誘導することを考えればいいのではないかとというようなことで、認定そのものに相手から話があったかなかったか、我が町が対応したかしないかということとは、問題は私はしていない。これから館林市さんが先導して、館林にいっぱいお客さんがその関係で来たら、板倉町の雷電様にもどうぞとか、今までつつじが岡公園もそうでしたけれども。そういった方法で恩恵を横取りすることは決してルールにも違反もしていないし、だって話がなければこちらから入れてくれと、未知数のものに対して言う必要もなかったのであろうと。それよりも以前に話はなかったということでございます。

以上。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 話がなかったから進めないということになろうかと思えますけれども、果たしてそれでよかったのかなと私は思います。やはりこういうのというのは、千載一遇のチャンスだと思うのです。挑戦してみてもよかったのではないかと思います。それでだめでしたら、まだしもと思うのですけれども、その辺どうでしょう。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 過ぎたことですので、もちろん歴史が証明するかもしれませんが、反省すべきことかもしれませんが、でも要は何のために仲間入りをさせてくれとか、するべきだったとかという、突き詰めて考えると、その町が申請したものがいいあんばいに利用できればこれほど論理的に最少の経費で最大の効果を生むという論理からすれば、決してまだ今からでもそういったものを虎視たんたんと、表現は悪いですが、館林がせっかく成功されて日本遺産に認定されているのですから、ぜひ誘客あるいはそれにはPRも含め我々も協力しながら、館林に来たお客様だけを館林で返すことはないということで、それは近隣の市町村も含めて皆考えるだろうというふうに思っております。

ちなみに、多々良沼は邑楽町も所持しているのですね。共同の、いわゆる。同じ沼を申請するのに邑楽町にも話がなかったと。うちの町の沼を勝手に申請したみたいな、それはこういった場所で言うのは適当かどうか分かりませんが。というのは、やはり難しいのだろうと思いますよ。内緒で進めて、トピックス的に自分のまちだけが発展すればよいというエゴ的な考え方があったのかどうか。うちの町が情報が取れなくて、でも日本遺産の申請しているなんていうふうな話は聞いていました。うちの町も渡良瀬遊水地も含めた、先ほど言ったラムサール条約登録湿地、これについては世界的に数少ない世界遺産ですから、それをさらに理屈をつけて足尾鉍毒のいわれから、谷中村、遊水地の中にあった谷中村の消滅のいきさつとか、その結果において現在東京都の大きな治水あるいは利水にも貢献しているという、そういう大きな事業を、事業というかそういう地域を抱えて、それをヨシ焼き等々までして、今後もずっと環境を維持しようという、その努力を作文に作って日本遺産にも申請を現在しているわけですが、まだ下りませんが。ですから、一つの町があっちにもこっちにも顔を出すわけにもいかないとか、いろんな理由もございまして、ただ先ほど言ったように、我が町だけでは、言い訳になりますが、隣の邑楽町さんについても、同じ多々良沼を共有しているにもかかわらず何の話もなかったと。話ぐらいしてくれてもよかんべというのは、我が町よりもっと優先すべきような、町としてはそういう扱いもあったのかなとか、いろいろ考えるとありますけれども。とりあえず人間個人ですから、本間さんと私が一致はいたしておりません。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 確かに今さら言っても詮ないことです。過去には戻れませんから。しかし、観光振興につきましては、近隣の市町村と連携してやろうしているわけですね。そういったことを考えれば、そういったことがあってもよかったのではないかと思うわけです。単に広域連携しましょうということがお題目に終わってしまうのではないのでしょうか。答えは求めません。

もう時間がありませんので、1つだけ飛ばしてお聞きしたいと思いますけれども、雷電神社なのですが、去年でしたでしょうか、高鳥天満宮社殿の彫刻が600万円ほどかけまして修復されましたけれども、雷電神社の彫刻はもう長年風雨にさらされていて、大分色あせています。仮にこれを同じように修復するとなりますと、修復範囲がかなり広く、費用は桁違いになると思いますけれども、およその金額というのは分かりますでしょうか。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ただいまのご質問でございますけれども、高鳥天満宮の彫刻の修復と雷電神社のを比較するというのはちょっとできない部分がございます。ただ、数字的に言わせていただくと、天神様の修復費用、彫刻の修復費用につきましては、総額で1,200万円ということでやっております。そのほか雷電神社の社殿の修理というので三十数年前に行っております。そのときは、彫刻もなのですが、そのほか屋根の工事とか、飾り金の工事とか、いろいろなものを含んでの大規模な修理となっております。そのときにかかった費用というのは1億4,000万円というところで、ただ単に今雷電神社、どれぐらいかかるのかというのは、ちょっと計りかねます。ただ、過去の工事については、こういうことでということで行っております。

また、最近なのでございますけれども、雷電神社の玉垣の修繕というようなところ、周りの関係なのでございますけれども、今年度160万円かけて雷電神社のほうの修復作業のほうは行っております。まだ完成したばかりです。まだ色鮮やかでございます。

以上でございます。

○延山宗一議長 本間議員に申し上げます。

通告時間を超えておりますので、簡潔にお願いいたします。

○4番 本間 清議員 栗原町長は、板倉町の観光の核となるものは雷電神社だとおっしゃっております。今お話のように雷電神社はかなり周りの彫刻が傷んでおります。もちろん今の金額を聞いただけでもとてもという感じはしますので、これからそういったことも話し合っていきたいなと思っております。よろしくお願ひします。また時間が過ぎてしまいまして、中途半端になって申し訳ありません。

○延山宗一議長 栗原町長。簡単をお願いいたします。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 雷電神社も含め、町内には似たような神社仏閣もございます。天神様についても県の文化財の申請とかいろんな、住民の皆さんの、氏子の皆さんの要望もありますし、どれを優先すべきかもありますが、修理とか修繕になるとどうしても新しいうちが欲しいなといっても、お金がなければ話になりません。お金がなくともやる方法は、県に何とか現状を理解していただいてすぐと。お願いする、陳情するということになるのだらうと思っておりますので、恐らく群馬県とすると、今の雷電神社の状況から見れば、それよりも貴重だけれども、もっと傷んでいるところいっぱいあるよというようなことも含めて、優先順位としてはそう簡単に取り上げられないのではないかと。言い換えれば、本間さんが見てひどい状況であっても、県の重要文化財査定する委員さんから見れば、まだまだと言われ、大丈夫ですよと言われる可能性も高いのではないかと。いうふうには個人的には考えますが、いずれにしても機会あるときにはそういった修復も含め、お願いをしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○4番 本間 清議員 答弁ありがとうございました。

以上をもちまして本日の一般質問を終了いたします。

○延山宗一議長 以上で本間清議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時18分)

---

再開 (午前11時30分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

[10番 青木秀夫議員登壇]

○10番 青木秀夫議員 おはようございます。11時半ですけれども、よろしくお願ひします。毎回同じような質問ですので、前置きはなしにして、早速質問に入らせていただきます。

丸山課長に伺います。丸山課長は、平成28年6月1日の法定合併協議会設置に当たりまして、合併協議会の事務局職員として出向されたわけですが、その当時、合併特例法等を含めたいろいろな関連する法令についてはどの程度理解されておりましたか。

○延山宗一議長 丸山税務課長。

[丸山英幸税務課長登壇]

○丸山英幸税務課長 ただいまの合併特例法という法の解釈ですけれども、異動が6月1日ということもありましたので、内示をいただいてから勉強を始めさせていただきました。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 その後、3年近くこの合併協議会の事務局に専従され、合併に関連する法令等についても勉強し、理解も深めてきたのではないかと思います。そこで、伺いますけれども、この地方自治法の252条の2とか合併特例法の3条に基づいて設置された法定合併協議会、その協議会で定めた合併協議会規約とか、いろんな規定がありますよね。そういった一連の規約等は法的に効力はあるのでしょうか。

○延山宗一議長 丸山税務課長。

[丸山英幸税務課長登壇]

○丸山英幸税務課長 とりあえず合併特例法に基づいた規約ですので、合併協議会を運営していく中では、この規約が有効であると思っております。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 そうですよ。効力はあるのでしょうか。合併協議会は、合併特例法の6条で、合併基本計画を作成されることも義務づけられていますよね。その作成した基本計画は、県に届けたり、あるいは総務省に通知したりすると義務づけられておるわけですから、当然合併特例法も法的に効力はあるということになるのだと思うのです。法律というものは、悪法も法なりで、廃止されない限り効力は生きているのが当然だと思うのです。

そこで、中里副町長に伺いますけれども、副町長は、合併特例法は法的効力がないから、合併協議は時間の無駄であるがごとき発言も、主張を公の場でも度々していますね。その中里説に対して私も何度もその根拠は何かということをご度々尋ねております。この法的効力と中里副町長が主張する法的拘束力、2つの言葉があるのですけれども、この意味はなかなか分類するというか理解するのは私も難しくよく分かりませんが、この2つある以上は、法的効力と法的拘束力というのは何らかの違いはあるのだと思うのです。その違

いについては、副町長は理解されておりますか。一般的には、一くくりに混同して使われているケースが多いのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○延山宗一議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

地方自治法252条の2ですか、こちらで、いわゆる協議会の設置ということは規定されておりまして、協議会の設置につきましては、法的な根拠のもとに設置されているということで理解をいたしております。しかしながら、協議会で協議をされたものについては、法的に拘束力を持つものと解するのは困難であるとされているという、そういう解説もございます。私は、この解説をこのとおりとして認識をいたしているところでございます。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 そういふ解説書ありますね。松本何とか先生とかの解説書が載っておりますけれども、この合併協議会の協議事項の議決が法的拘束力がないから協議は時間の無駄だという、この中里説に従うと、法定合併協議会そのものがなくなってしまうわけですね。要らなくなってしまうわけです。合併特例法を否定することになってしまうわけです。館林の副市長は幹事会においても、協議事項の協議は法律で設置された協議会で協議すべきと再三再四、中里副町長に対抗して言っていますね。どうなのでしょう。それと、平成の大合併では、3,300の自治体が今1,700ぐらいになってしまっているわけですね。ということは、1,600もの自治体が合併特例法を使って合併しているわけで、そんな法的効力のないような合併特例法を使って合併しているとも思えないので、やはりこれは何らかの形で生きているのだと思うのです。そのことについては非常に難しいから、ここで言い合ってもこれは解決しない問題だと思うので、では次、町長に伺いますけれども、前回も前々回も町長が発言したがっていたのですけれども、私質問していなかったもので、そうしたら町長が先手を打って、議会だよりの9月号とか12月号に、私が質問をする前に先に見解を述べられてしまったもので、今日再度その点について確認していきたいと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

この民主主義国家の日本、法定主義国家日本における発言とは思えないような町長発言、見解がね。議会だよりの151号にも152号にも記載されておるわけです。また、法定合併協議会においてもそのような発言記録があります。それらは全て公の場でされておるわけで、みんなこの議事録にも載っている発言記録です。例えば平成30年12月21日の第14回の法定合併協議会における町長の閉会挨拶にての発言ですが、いいですか、よく聞いておいてください。私自身は、法定協議会が権威があるなどと言う委員もいるが、国の縛りがあるとか、そんなものは私は正直言って考えておりませんと私にしては信じられないような発言をしているのです。この発言、言い換えますと、私は法律など無視しますよと、考えていませんよと言っていることにならないのでしょうか。栗原町長は、同様の発言を平成31年12月16日の第4回板倉町定例会においても、挨拶で述べています。また、ほかにも同様の発言をしています。たしか根岸課長、録音テープ撮っているはずですよ。日本国民は、全てこの法律を守らなければならないと思っているはずですよ。法律を守らない人もいっぱいいます。破る人もいっぱいいます。そういう人たちも守らなければならないとは思っているのではないかと思います。

うのです。法律を守らなくてもいいという人はいるのでしょうか。過去にも超法規的な措置で法律が適用されなかったなんていう例もありますけれども、それは例外中の例外ではないのでしょうか。

今、国会で、昨日の町長挨拶でも出ているように、検察庁の定年延長をめぐるの大騒ぎしていますね。あの騒動は、この法律を適用しなかったということだけでなく、法律の運用、解釈が恣意的であったということでもめているのではないのでしょうか。法律は適用しているのですね。今の日本社会は、北朝鮮や戦前の日本と違って法治国家で民主主義国家になっているわけです。日本国民は誰でも法律は守らなければならないと思っているはずですが。そういう中であって、公務員は特に高い遵法意識が求められているのではないですか。そして、公務員は自らも民主権、法律を尊重することを固く誓うと宣誓書を提出して入職しているのではないですか。そうであるから、ちまたでよくある飲酒運転等でも、公務員は民間人と違って社会的に重い責任を負わされているという面があるのではないのでしょうか。国の縛りなど考えていないとか、法律は考えていないという町長発言、これ何回もしているわけですから、これ失言とは思っておりません。法令遵守についての認識はどのようにしているのか、お伺いしたいのですけれども。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ご指摘のとおり、議事録にも議会だよりも、151号、152号あるいは先ほど言われたものを確認はしてありませんが、そういう発言をした記憶は当然ございます。権威がある、権威があるといって、話し合いを権威のもとで、ざっくばらんな話し合いもできないみたいな言い方はいかがなものかというのを、そういう表現は使いませんでしたけれども。やはりどちらの議会だよりでしたか、それに似たようなことが書いてあるのですね。町民の幸せを考えたら、任意協でも法定協でも結論は同じであると。法定協にかけたら無理でも合併しなさい。任意協にかけたらその逆とかというのはあり得ないということを言おうとしているわけでありませぬ。

例えば、私は権威があるかどうかというのは、法律家ではありませんから正確には分かりませんが、法定協議会で拘束力はあるかないか。先ほどの中里氏への質問と、それに対する私の答えであります。当然青木氏も読んでいます。それを私どもは信じているわけでありまして、いずれにしても合併協議会の性格は、連絡調整と計画作成が2種類に大別される。いずれも法的な効力があるとは言えないということとを述べておるわけでありまして、それを単純に私はそう思っているだけであります。なぜなら、その後の手続上において、最後の最後は法定協議会よりも優先するのが両市町の議会とか、そういったものがある。そういった手続も見ますと、あるいは出発において、法律では決まっておりますから、私は法律は無視をしませんでした。青木氏を筆頭とした600名、50分の1以上の皆さんの要望を出させていただきましたが、私自身は本当のところへ行くとその時点でも疑義を感じます。それは法的にどうだということではありませんが、個人としてですよ。50分の1の人が発議をしたら、それは協議をしてほしいということであって、合併をしなさいということではありません。協議を、だからしていただいたということでありまして、そういう意味では、50分の1が、要するに法的な強さを持っている協議会で協議をしたら、板倉町の、さも過半数の人が要望しているような形で、おおむね何が何でも合併に持っていくような性格のものではないというようなことを言わんとして、口足らずか、いつも申し上げておりますが、合併協議会の最初の挨拶は、事務方も多分必ず市長がするわけですが。私はノーと言ったのですよ。それは、こういった、今言った言葉の誤解

も受けたりですが、その場で繕って挨拶をしなければ閉会の挨拶はできないのですね。

[何事か言う人あり]

○栗原 実町長 だから答えはもう言っているではないですか、そういうことです。私は言ったことは、決して法を破ってとか、そういうことではないということであり、だから全て今までやってきた流れの中でも個人的な考えは述べましたが、法にずれて合併協議会を間違った方向に運営をしてきたとは思っておりません。個人的な考え方は別でございます。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 町長が言われているのを、そういうのをご都合主義というのですよ。50分の1だろうが1人だろうが、これは法律で決まっているのだから、そういうルールとして、だからそれは尊重されなければならないのですよ。そんなことを言ったら、いつも言われている、民間人の何も分からない人の意見は参考にしたら間違えだと。プロの職員の意見は正しいのだと、そういう官尊民卑的な発言を度々していますけれども、だからそれを民主主義の否定だと私は度々指摘しているのです。先ほど効力がない、効力がなかったら法律ではないでしょう。法律というのは何か効力があるから法律ってつくるのだから。その後の、さっき言った法定協議会で決まったことが各自自治体の議会で否定される。それは当然ありますよ。衆議院だってそうでしょう。衆議院で可決したって参議院で否決されるのですよ。憲法だって国会で発議して国民投票すれば否決されることもあるのですよ。それは大事なことからダブルチェック、トリプルチェックってされるのですよ。それが法律に効力がない、効力があるからそれをやっているのですよ。

それで、先ほどの法的効力の問題ですけれども、法定協議会で決まったことはどうなっているのですか。地方自治法の7条で、地元の議会で議決を経ると。そうしたら、なおかつその後、県議会の議決も必要とするわけでしょう。その後、総務大臣の承認も得るようになっている。3段も4段もくぐって成立すると。それはそういうややこしく、民主主義って面倒くさいのですよ、物すごく。そういうことをつくっているわけで、法定協議会の議決は効力ないのではないのでしょうかと、あるからそういうことをしなさいと言っているのであって、そういうことですから、答弁いいよ、それは聞いていないのだから。

「それはだめですよ」と言う人あり]

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 私は、拘束力がないとか効果がないということを言っているのではないのです。個人的な考えを述べて悪いと、だって合併協議会の席というのは個人的な考えを述べる場所ですから。会長も副会長も全部委員なのです。会長はたまたま館林市の市長ですから、発言を控えたことはあるでしょう。私には最後の挨拶が常に求められていましたから、法定合併協議会であっても、私が考えるには完全ではないということ述べたにすぎなく、それを履行した事実はございません。全て青木さんが述べられたとおり、全部一歩も一つも逆らわずに全部協議をしてきたつもりでございます。それも館林市の会長と逐一法に触れるかどうかも協議をした上で、今日まで来、絶対多数をもって今日の休止が決定したわけでありまして、その経緯について何か議論があるのですか。

「ありますよ」と言う人あり]

○栗原 実町長 それは青木さんの勝手でしょう。個人的な見解でしょう。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 だって、法律というのは個人的な見解と違うのでしょうか。そのために個人では意見が対立するわけですよ、何のことでも。それはいいのですよ、対立しても。では、対立して意見が合わなかったときはどうされるのですか。誰が判断するのですか、それ。

〔皆さんに判断してもらおう〕と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 皆さんではないよ。最後は裁判所で判断するのでしょうか。そういうことになっているのです、世の中は。例えば日本と泉佐野市で何でしたっけ、ふるさと納税の問題だって、意見があったら裁判になってしまうのです。裁判所が判断するしかないのですよ。国といえども主張できないのですよ。第三者に委ねなくてはならない。そういうのが日本の仕組みだから、しょうがないでしょう、それは。

〔承知していますよ〕と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 それで、続けて聞きますけれども、先ほど言ったように町長は法定協議会は民主的に運営されていると否決を強調しているのですけれども、これは頭隠して尻隠さずだ。その場限りのご都合主義の典型だと思うのですよ。この合併協議会は、文字どおり法律に基づいた協議会です。その合併協議会を尊重するどころか軽視、無視とまでは言わないけれども、軽視しているのではないですか。合併特例法に基づいて設置されている合併協議会の存在、役割を軽視している。無視しているとまで言うては言い過ぎかな。軽視しているのではないですか。法律軽視は、これは民主主義の否定とも言えるのではないですか。公務員が入職時にみんな提出しているのでしょうか、宣誓書を。国民主権、法律尊重するという宣誓書をみんな提出しているのではないですか。民主主義は基本中の基本、大前提でしょう。この国民主権、法律尊重の大原則は、特別職の公務員にも適用されるのではないのでしょうか。公務員ならずとも、日本人誰も適用されているのではないのでしょうか。この議会だよりの151号に法定協議会の万能論も欠点があると。協議会で協議は成立しても、それぞれの議会での否決で泡と化すので、協議会万能でない。充て職の委員は問題であると。しかも少人数による協議会の運営は問題である。そして、協議会への丸投げは避けるべきであるとかという記述があるのですけれども、これはあれではないですか、自ら選んだ委員を、人格を否定しているのではないですか。

〔議長〕と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 それで……

〔長くて、質問が。逐一答えていかなくちゃだめですよ〕と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 それから、この法定協議会の中でこんな発言もされているのですよ。何も知らない皆さんに適当にやっってくださいと投げ出すわけにはいかない。皆様方の意見に委ねるのはいかがかと、こういう発言しているのです。この一連の発言は、民主主義の否定になるのではないのでしょうか。この法定協議会の委員は、法定協議会の規約の7条に基づいて選任しているのではないですか。人数も、その充て職と言われる職の人も、それで選んでいるのではないですか。法定協議会を否定されているのでしょうか、これ。

そして、こんな記述もありますよ。協議会万能論を……これ「は」だろうな、「を」と書いてあるのだけれども、万能論は欠陥を感じると。よって、最後は大局的判断は首長になるということはやむを得ないと考えていますとはっきり言っています。それで、法的にもあえてそのようになっているのであろうと思います。どこにそんなような文言が載っているのでしょうか。こういう見解を独裁というのではないですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

○10番 青木秀夫議員 ちょっと待って、まだ終わっていないのだ。

「一方的に言われてるばかりじゃだめじゃないですか。適切なときに適切な、ちょっと議長、言わせてください」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 なぜこの法定協議会の役割を否定されるのですか。幾らでもできますよ、後で。

「いや、後じゃないですよ」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 館林の副市長などは、幹事会の中で協議事項は法定協議会という場で協議すべきであると再三主張しているのですよ。議事録にみんな載っているでしょう。何か所もありますよ。法定協議会を軽視の一方で、第14回の法定協に配付された今後の方向性についてというペーパーがあります。そのペーパーには記述されているのですが、協議会の外で幹事会を中心に頻繁に議論されているから、民主的に慎重にされていると。プロの職員が10回も15回も議論しているのだと。だから、民主的にやっているのだと言いますが、これこそ官尊民卑的な発言ではないのでしょうか。そして、協議会が難航している、難航していると。難航しているのは、これは幹事会の中での難航であって協議会では難航なんかしていないのですよ。議題が上がってこないのですから。平成30年の法定協議会では、協議事項の議決を一つもしなかったでしょう。一つも上がってこなかったのですよ。合併に賛成するも反対するも、これは自由なのですよ、みんな。ですけども、回りくどく幹事会で幹事会だと言っているのは、そんなことをしなくても合併協議会で議決すれば簡単なのですよ。休止になるのも解散になるのも成立するのも、その場でできるわけですから、それを避けるというか、もっと具体的に言えば阻止してきたのではないですか、どうですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 まず、今の関係ですね。幹事会と会長の関係、会長というのは副会長の私も含むでしょう。でも副会長ですよ、法的には。会長の命によって幹事会を開催し、会長の命によって協議または調整するものとする。調整できなかつた場合というのは書いていないのですね。普通調整できなければ、会長のもとに調整できないということで判断を仰ぐということになるのだらうと思いますけれども、そこまでは書き込んでいないということです。それが1つ。

要するに、全体の協議の流れも、もちろん法定協議会が一番重要な場所ですが、その前段でいろんな方が重要な協議を行うのですから、理解の差にも多少差があるだらうということ踏まえ、予備的に、いわゆる多角化とか、協議の種目によってすり合わせをし、それを上げてという段階的なものを踏んでいくというのも、これ承認をされているわけです。それを幹事会が、先ほど館林の市長はと言いますけれども、館林の市長も最後のときにはそういう幹事会で諮ることもいいだらうということで、うちの副町長と対立をしたところもありますが、それはずっと前から何回も言っているという表現ではない、私は適切ではないと思います。だから、その都度例えばそういったものを……

「書いてあるじゃないですか、15回も……」と言う人あり]

○栗原 実町長 書いてあるといたって、その前の13回とか12回とか、そういったところからはそんな話は全然出ていませんよ。それはそれとして、本来であれば指示を仰ぐべきだらうと。仰いだと思うのです、会長に。幹事会では話が煮詰まらなと。ですから、そこから先は会長に聞いてくださいと言っているのです。

す。この場で何で我々が言わなくてはならないのですか。正直言って、会長と私は、板倉町の会長は全体の副会長でもありますから、私も一緒に相談を受けていますけれども、青木さんが言ったこと全て事実ですよ、私が発言したことは。今でもそう考えていますから。法定協議会という、偉い学者さんと法曹関係でつくられたものでしょうから、完璧のように思っていましたけれども、浅学非才な私では、いっぱいこれで本当に民主的な話し合いができるのかなという意味で、先ほど言ったようなことを発言はずっと今でもしております。ということで、否定もしませんが、そう個人的な考えのもとに考えは述べておりますが、やっていることは、これ以上丁寧にできないというところまでやってきたつもりでございます。

そういう意味では、例えば後ほど出てくるかどうか分かりませんが、8者会議とか、須藤市長と1対1でちゃんと2時間も3時間もかけてとか、いろんなものを踏まえ、あるいは板倉町の議会の実態は反対派のほうが多いですけども、その議会が最後は否決できる力を持っているとすれば、どのようにしたら賛成を多数にできるか。青木議長、あなたも議長ですから、骨折っていただきたいということも言った記憶もありますし、それはないといえば水かけ論になりますから。ですが、全て町民のためを思い、自分の考えは考えとして持っていますが、でも法律で決まっている協議会であるから、そのとおりに進めてきたと、こういうことでもあります。ちなみに、先ほどの結論であれば、幹事会はちゃんと役目を果たし、市長に報告をし、市長が、丸投げと言っては表現が適切かどうかはしれないけれども、協議会で決定してもらえと言えばそういう方向になったに違いないと思っています。私は異議を、もしかすると申し上げるかもしれませんが。市長や町長には公約があり、責任があり、いろいろ含めて、それを法定協議会だけで法に認められていても、だから最終決定力は協議会が持つということは書いてありません。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 町長は幹事会の会議録、見ているのですか。

「[見えていますよ、全部取り寄せて]という人あり」

○10番 青木秀夫議員 取り寄せて。私も情報公開で取り寄せたから、もうあるのでしょうよ。ある意味では分かるでしょう。読めばどういうことだかがよく分かるでしょう。先ほど町長が8者協議の話しましたけれども、この30年2月19日に開いた8者協議、町長はすごく強くこれにこだわっているのですよね、なぜか。

「[はい。じゃ、理由を申し上げます]という人あり」

○10番 青木秀夫議員 それで……

「[そこで1回答えさせてください。こだわっている理由を申し上げますから]という人あり」

○10番 青木秀夫議員 ちょっと待って。令和元年の12月の板倉町長の閉会挨拶の中に、議会だよりに載っているのですよね。8者協議については私がね、私が中身をうそついているという記述があるのですが、私はうそなんかついていませんよ。事実を述べているだけで、いつでもどこでも誰に対しても同じことを言いますから。そういうのはうそと言わないのですよ。認識の違いなのです。それで、あの8者協議、皆さんよく聞いてみてくださいよ。8者協議、8者協議と言っていますけれども、議題もない、資料もない、議事録もない、職員もいない。だから私は8者協議なんていうのに当たらない、茶飲み話か立ち話程度に毛の生えたぐらいなものだというふうな認識だと言っているのですよ。それは今でも変わっておりませんよ。8者

協議、今村議員も一緒に出ていましたよね。その8者協議の時間、どのぐらいあったでしょうか、60分だか70分だかよく分かりませんが、そんな程度だったと思うのです。その時間のうち栗原町長が、大げさに言えば約50分程度話していましたよね。須藤市長が2問だ、二言言った。二、三分というのだから数分でしょう。私も数分話したかなという記憶があります。今村さんは途中で退席してしまったから、ちょっと記憶ないのですけれども、館林の議員も一言、二言言ったかなという気はするのです。そこに8者協議の中心人物である館林の副市長、中里副町長も同席していて一言も発しなかったでしょう。一言も何も言わなくて、それは覚えているでしょう、本人のことだから。そういう8者協議なのですよ。

[何事か言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 していないですよ。だから私は8者協議、8者協議って、どうしてそんなにこだわっているのか。うそを言っているのは町長のほうですよ。

〔議長〕と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 それで、私が内容を言うから。

〔「だったら手っ取り早く言ってくださいよ。あっちこち飛んでいて、こっちだって答弁のしようがなくなっちゃうから」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 8者協議は、12月の挨拶の中で書いてありますように、インターネットに載っていますよ、この言葉。8者協議は事前から日時、場所、内容を設定した館林市からの要請であった。会議であったという記述があるのですが、これ事実と違うのでしょうか。板倉町から持ちかけた話なのでしょうよ。どちらが持ちかけても問題ないと思うのですけれども、なぜこれ、館林市から要請があったなどうそを言わなければならないのですか。

〔議長、ここで一言言わせて〕と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 ここに31年1月31日の……

○延山宗一議長 栗原町長。

青木議員、ここは栗原町長からの答弁を……

○10番 青木秀夫議員 答弁ではなく、これ言わなくては答弁できないよ、まだ言っていないのだから。1月31日の第15回の法定協議会の中で、須藤市長がその件について発言しているではないですか。よく聞いておいてください。町長もあそこで行って聞いていたのだよ。議長、副議長の参加にこだわったのは、栗原町長のほうで、2人で話し合ってもいいけれども、議会に同席していただくというご提案で8者協議、8者会議ということになったのであります。こういう記事がありますよね。覚えているでしょう。なぜこの30年2月19日の8者協議に前々からこれにこだわっているようなのですけれども、何か意味があるのでしょうか。大体私はその意味は分かっていますが、推測ですからこの場では申し上げませんが、この8者協議の私の指摘に反論してください。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 まるっきり特殊な理解ですね。申し訳ありませんけれども。話は館林から参りました。その理由は、先ほど言ったように幹事会から上がった内容が、いわゆる提案ができないほど緊迫した状況で、両者が一歩も譲らないということで、市長に幹事会の会長の館林の副市長から、法定協議会の会長に上がっ

たのでしょう。それを受けて、須藤氏から、正副町長とでも意見、この打開を図ったらよろしいかということをごちらへ打診が来たわけですから、それはそのとおりでよろしいと。そうしましょう。でも、いつも何か問題が起こるときに、議会さんは、失礼ですが、問題の責任は指摘するけれども、一緒に物を考えようとしないうちに受け取れる場面も多々ありますので、合併協議会のそういう今後の方向性を慎重にやるためには、政治は大統領制と議会二元代表制を持っていることでありますから、しかもうちのその当時時点での青木氏の論理は、お金は館林は十分ある。私と同じに給食費ぐらいは当然浮くからというふうなことも含めて、館林が大うそをついているのだみたいな表現も含めて、そういう論理展開をしていた、ちょうどその時期ですから、私どもも議長と一緒に、あるいは今村副議長とも一緒に物事を、いわゆる密室で決めるというよりも、行政が、例えば幹事会だけだつて勝手にやっているなんて言われるわけですから、町長と副町長と館林の正副市長でやっただけでは公開性が担保取れないからということで両者に正副議長を加えてもらったということです。

正副市長も何の発言もしていないなんて、先ほど青木さんが言えば、知らない人はそのようになりますが、小山副市長は、これは議事録はありませんけれども、私が直後に書き取ったものです。だからそれ信憑性がないといえば信憑性ないでしょう。私もうそは述べられませんから。先ほど私のことをまたうそつきだなんて言いましたけれども。例えば小山副市長、いずれもみんなで寄るためのみんなの発言を聞きたいがために寄った会議でもありますから、非公式ですよ、非公式で、ですからメモも取らない、第三者も入れない、だけれども、8人であればほかの7人がどういう話し合いをしたか、それは分かるわけですから、1人の人がうそだと言ったって、うそでない場合もありますよ。そういうことを恐れて私が直後に書き取っておいたものがあります。小山副市長、館林として合併後の新市をシミュレーションしたが、板倉町の水準に合わせると、市長が言ったとおり年間8,000万円の不足が見込まれる。新市の持続あるまちづくりを進めるために市の水準に合わせていただけないか。市長の案に歩み寄りていただきたいということを言っているのです。向こうの市長さんが述べたのであれば、中里案も言えということで、合併することにより板倉側のサービスの水準が下がるのでは、町民の理解が得られない。合併による消滅効果で生じる財源を充てれば板倉町が申し上げているサービスは可能と思うので努力してほしい。相反した意見を述べているのですよ。

さらに、青木氏は、一、二分か、さっき何分かと言いましたけれども、相当述べていただいたのですよ。述べてくださいと私のほうからたしか言ったのですよ、今村氏にも。例えば青木氏はこういうふう述べたと思う。私の聞き違いが幾分かあるかどうかは別として。合併の効果で捻出できる財源を充てれば給食費の無償化はできると考えている。基金も持っていく。しかし、須藤市長は、合併を進めたいが、板倉町のサービス水準に合わせるのは難しいと言った。あるいは館林市の財政力指数は県下4位である。財政も健全だと思うので、市長の発言の意図は分からないとか、何か我々に言えないような事業の計画でもあるのかとか、また別の施策に振り向けるとも言ったが、住民サービスに使うのか、それとも財政の健全化に使うのかというようなことを青木氏もじかに市長に確かめたわけですよ、あの場で。私が言っているのは、青木さんが茶飲み話かどうかは別に関係ないのです、私は。私はそのときの会談の雰囲気、これはこのまま前に進むのは無理だと。大きくその時で判断をした、それがその時期だということを述べているので……

[何事か言う人あり]

○栗原 実町長 もう少しだよ、まだ。だつて青木さんだつて自分の好きなだけしゃべっているのではないで

すか。遠藤副議長、館林市の悪いところばかりでなく、いいところも見てもらいたい。館林固有の施設、文化会館・三の丸芸術ホール、つつじが岡公園、茂林寺等々の優位性を板倉町民に知ってもらって、合併賛成の方向を何とか見いだしてもらいたいとか、それに加えて、河野議長、館林のね。館林市としては合併を進めたいと考えている。板倉町長の判断にかかっていると。これは館林の言うことを聞いてほしいと言わんばかりの感じであった。肝心の今村副議長も一応発言をされています。一番最後に、今村さん、せっかくこの場に臨んだのだから、発言してくださいよ。給食などのサービス水準の扱いで、首長間に考え方に違いがあると。合意することが非常に難しいようである。サービス面以外でも都市計画税の取扱いが大きな課題である。板倉として、サービスが下がることは合併により影響は与えないと思うというようなことも含めて、この発言、私はちょっと用があるので申し訳ないが、ここで退席させてもらおうと。そういった全ての8氏ですね。青木さんを除いて、これを確認しましたところ、それは今までの付き合いの中ですよ。それ否定はしていませんよ。そんな内容だったなということですよ。その会談を受けて、私は、青木さんがどうのこうのではなく、茶飲み話だって何だっていいのですよ。私は板倉町の長として、正副議長、その前に、いわゆる押しくらすで、がちんと四つに組んでしまった流れの中ですよ、そういう状況であるといえ、この先非常に難しいという判断をしたのがこの8者協議会であったということを述べたにすぎないということです。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 難しくするために8者協議を開いたのでしょうか。今村議員だって知っていますよ、そんなことは。あのときのこと、そんな話なんか出ていないですよ。だって、どこかの一人一人発言しろといったことを何か思い出して、まとめて何かつくったのではないですか。まあ、いいや。そんなもの。

日本の、今はもう中学生だって勉強しているのですよ、憲法なんていうものを。相当詳しく勉強している。憲法の三大基本原則は何かなんて高校入試の定番になっているのです。三大原則の一つが基本的人権の尊重でしょう。町長は基本的人権の尊重を侵すようなこともしているのですよ。言論の自由、表現の自由というのは基本的人権のうちの最たるものだと思うのです。町長はそれを気がついていないのではないですか。

それで、議会だよりの152号にこんな記述があります。議会の品位を考えるといかがなものかと思うとか、一般質問にはふさわしくないと考えるので一考すべきであるなどという記載がされています。町長にも言論の自由があるから何言ってもいいのですよ、人に対して。これはお互いさまですから。でも、他人の言論にブレーキをかけたり介入するのであれば、議員の品位とは何かとか議会の質問とはどうあるべきなのかという一定の基準、根拠を設けて示さなければならないのです。町長も国会質疑など知っているでしょう。今国会質疑、全てインターネットにも収録されている。過去のもの全て見ることができます。安倍総理などは、日によると、1日7時間もの間に、うそつくな、ごまかすなと30回も50回も言われていますよね。それに対して安倍総理も、うそなんかおまえが言っているのだとかとって質疑者に反論しています。また、委員会の委員会席や傍聴席のやじ、怒号の渦も録画されておりますよ。よく見てみてください。

また、町長はこんなこともしているのですよ。板倉議会だよりの編集発行した議会だよりに対して、印刷直前に町長がいろいろと変更しろとか介入しているのではないですか。これ問題ではないのですか。

〔議長〕と言う人あり

○10番 青木秀夫議員 例えば、まあいいですよ。平成30年の、聞かなくては分からないでしょう、何のことを言われているのだから。

「一つ一つ答えますよ」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 平成30年3月議会の145号の私の一般質問の大見出しの件で変えてくれと。変更してくれと。私の家に押しかけてきたでしょう。覚えているでしょう。

「誰が」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 町長がですよ。来たでしょうよ。延山さんと本間さんと来たでしょう。そういうふうに忘れてしまうのだよ。

「行った」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 来たよ。

それから、令和元年6月議会だより、150号、同じく9月の151号、同じく12月の152号と3回連続して私の一般質問の大見出しの変更を求めて広報委員が来ています。大見出しの変更を求めている実質的な指揮者は町長なのでしょう。違いますか。

「はい、議長」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 まあ、待ってください。大見出しの……

「だめだ、議長。こんな……」と言う人あり]

○延山宗一議長 青木議員に申し上げます。

間もなく通告時間となります。簡潔にまとめてください。

「何事か言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 全部言わなくては分からないではないの。

「口頭で自分でしゃべって、後で何、質問まとめて答えやってくれなんて、そんな無理な話はない」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 そんなの自由だよ。

「一つ一つ答えます。議長の計らいに従ってください。議長」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 そんなことないよ。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 だって、議長が仕切っているのですから、しょうがないではないですか。

○10番 青木秀夫議員 議長が仕切っているのではない、私質問しているのだよ、まだ。

○栗原 実町長 質問したって答えがなくては質問にならないから。

○延山宗一議長 再度申し上げます。青木議員に申し上げます。

間もなく通告時間となっております。

栗原町長、答弁のほうをお願いいたします。

○栗原 実町長 今何と言いましたっけ。延山君と本間さんと3人で私が行った。2人だよ。いいかげんなことを言わないでくださいよ。

「本間さんと来たよ。延山さん……」と言う人あり]

○栗原 実町長 2人だよ。私は議会、少なくとも私も、私の議員は……

「行っているよ」と言う人あり]

○栗原 実町長 だから2人だよ。俺が行ったの、一緒に。

「一緒にには……」と言う人あり]

○栗原 実町長 一緒にには行かないよ。行った記憶はないし、例えば……

「行っています」と言う人あり]

○栗原 実町長 行っているの、俺が。一緒に……

「先に行っています」と言う人あり]

○栗原 実町長 先に行っているというのは、それは別の用か何かで行ったのだろう。一緒にには行っていないよ。

それはそれとして、私は基本的に議会で起こったことは、議会議員出身ですから、町長、行政は基本的には不介入ということは承知しておりまして、議会から広報委員が全員が、この見出しは過激過ぎてというふうなことが出たのですけれども、町長どうですかと見せられたから、これは過激だな。相談に行って、本人が直す分は相談に行くのですから、強制的に直していませんよ。全部直したところは青木さんが了解したのでしょうか。そういったことで手続はちゃんと民主的に踏んでいるつもりです。それも含めて、さっき青木氏が町長は民主的な議論をしていないとか独裁的だと言いますが、青木氏にだけは言われたくない。今の青木さんには言われたくない。私からすれば、あなたは随分、自分も随分と確認の取れないことを、うそでは言いませんけれども、八百並べて、さもこういう皆さんの席で、だから一つ一つ説明をさせれば、何十時間でもやればいいのですから、今日は別として。ということで、ぜひこういった形でまとめて質問して、答えは、こちらだって全部書き切れないですから正確な答えになっていない。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 では、最後に。時間が無いから私もやっているのであって、まだ2年も3年も続くから、続けてやるようにしますよ。でないと、やはり質問というのは、いろんな内容を言わなければ、あれは何ですかと聞けないでしょう。

最後に聞きますけれども、町長は合併の発議者でありながら、ちょっと延山さん、頼むよ。議会の中で何の働きかけもしていないと。私していませんよ、何も。そのとおりですよ。私は何事も最終意思決定は個人の自主的な判断でやるというのが私の考えですから。個人の人格を尊重しているのですよ。私は役場の中においても、みんな小林さんとか川野辺さんとか、大体さんづけして呼んでいますよ。みんな年下の人もさんづけして呼んでいます。みんな人格を尊重しているからなのです。

そういうことで、私は法定協議会の幹事会や事務局に対しては、合併協議会で協議すべき資料を各委員が判断できるように、いろいろ出せ、出せと。中里副町長なんかにも再三言っていましたけれども、出さなかったのでしょうか。そういうことです。こんな指摘もされているのですけれども、自分の考え、思いと違った結果になったので、人を攻撃しているなんて町長が言っている。これは誤解ですよ。合併協議会のなんて私は休止ではなくて解散になると予測していたのですよ、最初から。誤解ですよ。町長選の選挙の頃から私はそういうふうには言っていましたよ、ほかの人にも。どうせ町長選が終われば合併は潰れるよと。その方向に行くからと。承知しておいたほうがいいよと。館林の関係者にもその辺言っていましたよ。邑楽郡の首長からも何回か聞かれたことがあります。栗原町長、本気で合併する気なんかいと。いや、する気なんかないよ。

2年もたてば分かるよとあって、私はそういうふうに言っていますよ。そうですからね、私は自分の意に反してとか、そんなことは全然ないのです。私の思っていたことが現実になっただけだという認識ですので、それに対してどうのこうのと問題にはしておりません。

それで、大体そもそも世間では、ちまたでは私が合併発議者で、町長と共同歩調で進めたなんていうわさがいっぱい出ているのです。現実は違いますよね。27年3月議会の私の質問に対して、町長は1市1町の合併など論外だと答弁しているのではないですか。その合併反対論者の町長と合併を推進しようなんて共同歩調を取るはずないですよ。それを誤解している人がいっぱいいるのですけれども、そういう事実もここで説明しておかなくては。

○延山宗一議長 青木議員に申し上げます。

通告時間を超えておりますので、注意します。

栗原町長、答弁のほうをお願いいたします。

「俺まだ聞いてないんだよ」と言う人あり]

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 だって時間ですよ。そこまでで、またこの次やってください。

今言われたように、何の働きかけもしていないと、議会に対して。そういう話は私はさせていただきます。今青木さんが言うような話も一部事実であるかもしれません。でも、例えば合併に対して、できるところまで話し合いをしたということも事実であります。合併する気がなかったら、幾らでもぼっこす気は、やれたらやれたかもしれないですね。板倉町は反対派のほうが多かった。私が見て、議会も多かったですからね。いろいろ考えますと、民主的な議論だとか、あくまで述べているのは、私は個人的にはこう思うけれどもということでごさいます。それは今の民主的な自由の社会の中で、個人の見解を述べるのは勝手であります。それは皆さんが合併協議会においても、両市町の委員さんがいて、一に、栗原町長の発言はいかがなものかというものは聞こえましたけれども、それを注意も受けませんし、認めていただいたということでもあります。何よりも青木さんが言うように、青木さんも14回、15回あたりで協議会で、今言った幹事会に議論をさせろとか、あるいは決まらなかったら議論を我々に丸投げという表現ではまずいけれども、我々に任せてやらせてくれとあって、そういう話も言っていたのですよね。その結果として、22名のうち、私も休止に賛成をしましたから、市長も賛成でしたから、議会だよりには19のうちと書きましたが、それに2名プラスされるのですよ。ということも含め、そういう民主的な結論をたどっているということでもあります。

いずれにしても、意見の違いが相当あるようですので、何年やっても多分意見の違いは埋まらないと思いますけれども、これでふだんは仲よくやるのだからね、世の中って不思議なものだけれども。そういうことで、ぜひよろしくをお願いします。

○10番 青木秀夫議員 延山さん、1分ね。私は合併協議会が休止になったなんていうので腹立っていることなんてないですよ。予測が現実になった程度でして、第15回の合併休止になった、31年1月31日でしたか、その30日の前日に、私は夕方5時頃、館林の市役所にいたのですからね。そんななることぐらい知っていたのですよ。だから、そんな腹立つなんて、そんなことはないですよ。そういうことです。

○延山宗一議長 青木議員に申し上げます。

通告時間を超えておりますので、注意します。

○10番 青木秀夫議員 では、また次回に引き続き。

「またよろしく願います」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 中途半端になって申し訳ないです。どうもどうも。

○延山宗一議長 以上で青木秀夫議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

1時30分より再開いたします。

休 憩 (午後 零時 3 3分)

---

再 開 (午後 1時 3 0分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、荒井英世議員。

なお、質問の時間は60分です。

[7番 荒井英世議員登壇]

○7番 荒井英世議員 7番、荒井です。午後は私、質問者が1人ですので、1時間ほどお付き合いのほどよろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。まず最初に、第2期の総合戦略について質問いたします。第2期総合戦略につきましては、令和2年度から令和6年度までの計画期間ということで策定されました。ご承知のとおり、総合戦略は長期的人口分析データに基づきまして、地域の人口減少、それから経済縮小による少子高齢化に歯止めをかけ、人々が将来に向かって安心して暮らせる基盤づくりをすること、そのために町を活性化するまちづくりを戦略的に展開するためのものと思っております。今回の策定に当たりまして、第1期の総合戦略、つまり平成27年度から平成31年度までの5か年の進捗状況、それからその検証を踏まえて策定したものと思っておりますけれども、まず検証過程について質問いたしたいと思っております。

なぜ私が検証過程にこだわるかですが、実施事業全般に言えることですが、PDCAサイクルによる進捗管理、計画と実施と評価と改善ですか、そういったものが大切である。この徹底が必要なことは言うまでもないと思っております。昨日の町長の施政方針の中でも、このPDCAサイクルによる進捗管理、これに触れていましたけれども、事業の選択と集中、そういった部分からちょっといろいろこだわってみたいと思っております。

まず、第1期の総合戦略の推進体制を見ますと、総合戦略本部、これは町長や課局長が所属しています総合戦略本部、それから有識者等で構成する総合戦略会議、また具体的な総合戦略事業の検討や立案をする町の課局長を中心とした部会が3つ、これは雇用創出部会、子育て支援部会、移住促進部会、3つあります。これにつきましては、総合戦略につきましては、第1期の策定時に平成28年3月議会におきまして一般質問しております。そのときの回答を参考にお聞きいたしたいと思っております。まず、3つの部会、各課局長を中心とした3つの部会ですけれども、第1期の総合戦略を策定する上での部会という位置づけであるということでした。具体的な中身を検討する上で、存続するのか、あるいは新たな考えで部会等に代わる組織をつくるか。その当時、検討課題であるということでしたけれども、今回の第2期総合戦略をつくる上で組織として

まず機能したのか、お聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

第1期の総合戦略策定に当たりまして、ただいま議員おっしゃいました部会を構成しております。雇用創出部会、子育て支援部会、移住促進部会を構成し、その上に総合戦略本部を設置して策定したわけでありませぬ。この部会、3部会につきましては、計画策定時の部会ということで、その後の検証に当たっては、外部有識者の総合戦略会議というのがありまして、その中で検証をしたという経緯であります。

以上です。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 そうしますと、先ほどの有識者会議、これにつきましては第1期の総合戦略の策定時には、数回の会議を開いて区切りをつけたということなのですけれども、28年度以降は新たな検証作業をする会議等を設置したいということでした。当時の回答の中で、もし設置したとするならば、その第2期の総合戦略策定に当たって、有識者会議ですか、これは開いたのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

有識者会議につきましては、年1度検証ということでお願いしております。東洋大学の先生を座長といたしまして、農業委員会の会長、商工会長、社会福祉協議会長、区長会長、それから農協と商工会の青年部と学校長ということで検証をいただいております。当時、検証する組織をつくるかどうかということでありましたけれども、その検証委員会で行っているということでありまして、第2期の総合戦略を策定するときには、総合計画と一緒にありますけれども、外部の検討委員会というのを組織して検討いただいたというところあります。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 そうしますと、その有識者会議ですけれども、何名ぐらいですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 ただいま申し上げました総合戦略における有識者会議につきましては8人です。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 次に、総合戦略における実施事業について質問いたします。

先ほど申しましたけれども、今回の総合戦略策定に当たりまして、第1期の総合戦略の検証を踏まえて策定したと思いますけれども、第1期の総合戦略の実施事業を見ますと、91事業が掲載されておまして、うち新規事業が24、拡充が5事業でした。これはあくまで27年度から31年度までの計画期間中の実施事業ということですので、ただこれは毎年度ローリング、要するに見直しをかけていると思いますので、掲載事業全てが計画どおりにいくとは私は思っていないけれども、その中で特に新規事業として掲載された、24事業

あったのですけれども、その中で5年間の計画期間中に実施されなかった事業がありましたら、幾つぐらいあったのか、またその理由についてちょっとお聞かせください。私が拾ったところでは、例えばみのりの里事業とか、ワークライフバランスPR事業、地元就職応援事業というのがあったのですけれども、これは計画期間中に実施されなかったものなののでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

ご指摘のみのりの里事業、ワークライフバランスPR活動事業、地元就職応援事業、これにつきましてはみのりの里事業につきましては、実施していないということでありまして、これについては、事業を手がけようとしたけれども、できなかった事情もあったということでありまして、ワークライフバランスと地元就職応援事業につきまして、ちょっとお待ちください。では、担当課長のほうからご説明します。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねの産業振興課担当の3事業でございます。まず、ワークライフバランスPR活動事業、そして地元就職応援事業、こちらにつきましては実施している実績がございます。ご指摘のみのりの里事業につきましてですけれども、こちらの計画が平成27年11月に健康の郷季楽里の直売部門の閉店という時期と重なってございまして、こちらの事業内容が町外の方への貸し農園ですとか、都市との交流を図るといような事業内容だったものなのですけれども、その後、季楽里のほうで指定管理者制度におきまして指定管理者を設置いたしました。ついては、そちらの指定管理者のほうがその事業のほうを実施するというので、みのりの里事業については展開できませんでしたが、所期の目的については達成しているというふうに考えてございます。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 そうしますと、季楽里のほうでそれに代わるような事業を実施したということであれですね。

それから、地元就職応援事業というのはやったのでしたっけ。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 こちらにつきましては、新規掲載事業ということで、これまで手をつけられなかったということなのですけれども、現実的には町主催ではございませんが、企業局によりますニュータウンの産業団地に進出した企業の企業説明会、また本年3月にも開催予定だったのですが、現在のところ中止に至ったというところがございます。そのほか町の広報紙を活用いたしまして、平成29年12月号の広報紙等でも進出企業の事業内容等々を紹介しているということ、そちらについて実施しているというふうに認識してございます。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 それでは、次に第2期の総合戦略の実施事業なのですけれども、総合計画の中に全て含まれると思いますけれども、さきの役場の総合計画の説明会、2月18日でしたか、説明会があったので

すけれども、実施計画は総合計画ですけれども、前期4年、後期4年の8年間、そのときに実施事業としては250事業あると説明されました。当然その中には総合戦略事業も含まれていると思いますけれども、その第2期総合戦略の計画期間中、5年間ですけれども、その中に含まれる実施事業、具体的にこれだというのはいいのですけれども、どのくらいあるのでしょうか、事業として。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

それぞれ農業振興、商業振興等ありまして、トータルいたしますと185事業ということになっております。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 185事業。それが例えば新規の部分ですけれども、新規の部分というのもあります、幾つか。もし事業名が分かれば幾つか教えてほしいのですが。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 新規事業につきましては、ちょっと今確認をしますので、後ほどご報告いたします。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 分かりました。

それから、第2期の総合戦略を見ますと、新たな重点施策としまして6項目挙げられております。1つが関係人口の創出と拡大、これが板倉町への人、資金の流れの強化ということなのですけれども、2つ目が新しい時代の流れを力にすることで、SDGsを原動力とした地方創生等、3つ目が人材を育て生かすということで、これが地方創生の基盤をなす人材の掘り起こしと育成、4つ目が民間との協働、NPO等ですね。5つ目が誰もが活躍できる地域社会をつくるということで、女性、高齢者、障害者、外国人等、誰もが活躍できる社会ということです。6つ目が地域経営の視点で取り組むということなのですけれども、地域のマネジメント、これら6つの項目が今回新たに総合戦略の中で重要な視点として設けられたわけなのですけれども、6つの重点施策に基づく具体的な実施事業なのですけれども、総合戦略の4つの柱がありますよね。雇用、子育て・福祉、移住・交流、地域づくり、その総合戦略の4つの柱の中において、この施策の6つの方向性に基づいて実施される事業ですか、令和2年度において実施される事業というのがもし分かりましたら説明願います。例えば令和2年度の新規事業としまして、例えばですよ、子育て・福祉の関係でワンストップ相談窓口とありましたよね。これなんか恐らく新規で、その4つの柱の中に含まれてくるのですけれども、そういった形で何か令和2年度において実施される実施事業、新規の部分、それもしありましたら願います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 荒井議員ご指摘の新たな重点施策というのが総合戦略の板倉町の基本的な考え方の中で6つ出ております。本町への人、資金の流れを強化すること、新しい時代の流れを力にする等々、今おっしゃられたとおりですけれども、この総合戦略の考え方が、現在第1期計画で、令和2年度からの計画

ということであります。令和2年度からの計画でありますので、新規事業を展開するに当たっては、いわゆる3年度以降の予算上での検証ということで、令和2年度に内部で検討して、予算化は令和3年度からという、そんな考え方であります。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 了解しました。

それで、次の2つ目の質問なのですが、実施計画におけるSDGsについてお聞きしたいと思います。SDGsにつきましては、まだ認知度ですか、そう高くないと思っておるのですが、これ2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにて記載された、2016年から2030年までの国際目標ということで、貧困問題、それから質の高い教育など、17のゴールを設定しております。この17の目標について、総合計画の中の説明の中では、板倉町の実施計画に位置づけるとありますけれども、これはどういった形で位置づけていくのでしょうか。それをお聞きいたします。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

SDGsにつきましては、今議員おっしゃったような国連において17の国際目標ということで定められているものです。目的としますと、貧困や格差、食料、エネルギー不足、地球温暖化などを世界の国々で一人一人が協力をして解決できない課題を解決していくということが目的だということであります。これにつきましては、総合計画、総合戦略の中でそれぞれ位置づけるということでありまして、具体的には実施計画、事務事業評価がありますが、その中で該当する17の国際目標のうちに関係が深い項目を実施事業、事務事業評価指針の中に取り入れると。どの項目が該当するかということを入れるということでの考えであります。

例えば貧困をなくそうでしたら、例えば歳末たすけあい運動事業とか、全ての人に健康・福祉をとということであると、やはり同様な福祉関係の事業が入ってくるのかと思います。飢餓をゼロにというような項目につきましては、農業関係の事業が含まれている。そのようなことになるようであります。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 事務事業評価の中の評価シートに取り組んでいくということなのですが、SDGs、これについてはちょっと私も調べてみたのですが、2018年ですか、国連本部で開かれたSDGsに関する政治フォーラムで、日本は2030年に向けて民間企業、それから市民団体へのSDGsの取組を普及しながら、オールジャパンで取り組むということで表明したそうです。このSDGsと地方創生がどのようにかかわっているのかということなのですが、このSDGsの取組が世界全体の経済、社会、それから環境ということですので、地方創生もミクロ的に見れば地域社会の経済、社会、環境の取組であるということからだと、関連性ですけれども、思っているのですが、以前この総合計画、要するに実施計画ですか、その中にSDGsを取り入れた説明としまして、補助金ですか、補助金絡みの話があったと思います。この地方創生と中長期的な持続可能なまちづくりを積極的に展開している自治体に対しまして、優れたものに対しまして、国ではSDGsの都市に選定しまして、その中で提案されたSDGsモデル事業を選定して、選定されたモデル事業につきましては、定額補助で上限2,000万円の補助があるというふうに書かれていたのですが、これはただ、国に応募して、まず選定されなければならないということなのです。

けれども、補助金の関係ですけれども、そういった認識でよろしいのでしょうか、このSDGsについては。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 今議員おっしゃったモデル事業、SDGsのモデル事業で2,000万円という話は、ちょっと今確認それもいたしますけれども、以前説明した総合計画の中にSDGsを位置づけるということにつきましては、国と県が推進している中で、今後そのような条件といえますか、補助金、交付金を受けるに当たっての町での取組について問われることもあるので、そういう意味での補助金ということでありましたので、今言ったモデル事業に対しての補助金ということはちょっと確認をしてみますけれども、ちょっと今のところ分かりません。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 分かりました。ちょっと確認してみてください。

次に、3番目ですけれども、台風19号における検証を踏まえて、今後の災害対策ということで質問したいと思います。質問項目の中で、まず避難所の運営が最初、それから次に平時からの対応についてが次になっているのですけれども、ちょっと申し訳ないのですが、順番を変えて、まず最初に避難所の運営、それから次に、最後の板倉町地域防災計画の見直し、次に平時からの対応、最後に防災リーダー等について質問したいと思います。

今回の台風19号、これは本当に板倉町にとって、ほとんどの人が初めての体験だったと思います。役場においても、現在様々な角度から検証を行って、今後の防災対策に生かしていくものと思っております。最初の質問ですけれども、まず避難所の対応についてお聞きいたします。避難行動調査集計速報、今回の広報紙ですか、掲載されておりましたけれども、全員避難した、一部避難したというのが57.7%、一方避難しなかったのが41.1%、避難先は町内の避難所が70.4%でした。やはり現状避難先としましては、指定された避難所へ避難するというのが一般的な行動だと思います。

そこで、避難所の対応についてお聞きしますけれども、この間の検証を踏まえて、主にどのような課題があるのか、ちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、先ほど森田議員の質問の中で、一応課題については整理中であるというのがありました。その中で避難スペースとか、ペットの問題、それから物資の提供の問題、そういったものがいろいろ出てきたのですけれども、もっと詳しく、どういった課題が、今検証中でしょうけれども、どういった課題が出ているのか、もうちょっと詳しくお願いします。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 それでは、ただいまの避難所での対応の問題点ということで、午前中、森田議員さんの質問の中でも答弁させていただいた部分はありますが、ということで今お話をいただきましたが、特に最後に自由記載で書いていただいた部分なんかを拾ってきますと、避難スペースの関係とかトイレ、駐車場の関係というのが出ております。また、物資の配布については、やはり避難所によって配布を当初から行ったところと行ってないところと、職員に対しての周知が徹底されていなかった。また、毛布とか、そういったものについても、やはり数量的に不足していたというご指摘等、ご意見等がございました。

また、ペット関係については、今回各避難所では受入れを行いませんでしたが、そういったものについて

の事前の周知とか、そういったものについての必要性というものもございました。

それと、防災情報に関しましては、避難された方々に対します避難所での情報提供ということでテレビの設置とか、また防災ラジオでの周知とか、そういった情報提供がやはり避難後も欲しかったという多くのご意見をいただいております。

また、受け付けの対応についても、特に職員からもやはり人員の配置が不足した部分があるというような指摘が多ございました。そういったところが主な避難所関係に関する課題というような状況というふうに認識しております。

以上です。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 そうしますと、こういったいろんな今回の課題が抽出されてきたと思うのですが、そういった部分を今整理中ということですが、後であれですか、検証報告か何かを出す予定はあるのでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 そうですね。今申し上げたとおり、住民の皆様、また各行政区長様、職員からいろんなご意見等をいただきましたので、これをまとめた段階で、関係者の皆様から、実際台風の対応に当たられた関係者の方にお集まりいただいて、災害の検証会議というようなものを開催させていただいて、課題を検証して、その結果から改善を図って次年度からの災害対応に当たりたいというふうには考えております。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 今検証会議を開催したいということなのですが、その検証会議、こういった組織形態になるのですか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 町はもちろんですし、議会の代表の方もお願いしたいというふうには考えております。また、消防関係と区長様、そういったメンバーが中心になるかなというふうに考えております。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 時期的にはいつ頃でしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 現在の区長様につきましては、3月いっぱい、今月いっぱいで改選になりますので、できれば年度内に何とか開催できればというふうには考えているところでありますが、そんな状況でございます。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 地域防災計画についてお聞きしますけれども、今回の台風19号につきましては、この地域防災計画のいろんなマニュアルですが、そういった部分を参考に対処したのではないかと思いますけれども、改めてこの地域防災計画、平成25年にできていますけれども、この中のいろんな事項、例え

ば避難収容活動という節があるのですけれども、そういった中で避難所の開設、運営ですか、そういった部分について細かく書かれています。改めてこれ読み直すと、すごく細かく書いてあるのですけれども、例えば避難所管理職員の業務という形で、避難人員の実態把握から町本部との連絡調整、そういった部分、それから男女のニーズの違いへの配慮ということで、避難所運営体制の女性の参画とか、避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。それから、プライバシーを確保するために間仕切り等を設置するとか、かなり細かく書かれています。できればこの地域防災計画を再度いろいろ検討していただきまして、今回の台風19号の実際の検証ですか、検証整理、整理後にいろんな課題が出てくると思うのですけれども、その課題と地域防災計画を再度全て見直す中で、もう一回防災計画、これは再度つくってもいいのではないかと、そんな感じがします。どうでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 議員おっしゃるとおり、現在の防災計画を策定以来、大きな見直しは行ってきておりません。ということで、これまでの経年の修正箇所、変更箇所もございますし、今おっしゃられたとおり、実際避難行動を行った中での課題、改善点というのは見えてまいりましたので、そういった部分を盛り込んで防災計画の見直しには当たるようになるというふうに考えております。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 よろしくお願ひします。

次に、平時からの対応ということなのですが、豪雨災害時の平時からの対応についてお聞きしますけれども、逃げ遅れゼロということで、逃げ遅れゼロに向けてマイタイムラインの作成ですか、これについてお聞きします。マイタイムラインにつきましては、住民一人一人がそれぞれ合った避難行動を取るということで、早く言えば、自分の逃げ方を手に入れるということです。例えば同じ地域に住んでいまして、高い土地に住んでいる人とか低い土地に住んでいる人とか、家族構成も違いますし、いろんな逃げ方が違うと思うのです。マイタイムラインにつきましては、これも平成30年9月議会におきまして、やはり質問しています。そのときに落合課長さんですけれども、落合課長の答弁によりますと、今後調査研究をしていきたいという前向きな答弁をそのときいただきました。今回策定された総合計画の中に、基本計画の災害への備えの中で、マイタイムラインの作成について普及啓発をするということで掲載されております。期待しているところなのですが、今後その作成について具体的にどのように進めていくのか、ちょっとお聞きいたします。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 マイタイムラインでございますが、マイタイムラインにつきましては、台風等が接近して河川の水位が上昇したときに、自分がどういった行動、避難行動を取るかということで、時系列に事前に整理をしていただいているものであります。こちらについては、やはりまずは自分の命は自分で守っていただくということから非常に重要なことだと思っております。現在作成をさせていただいております板倉町の防災マップ、洪水ハザードマップと地震のマップと併せたものになりますが、その中におきましても、町からのタイムラインと併せまして、ご自分やご家族がどういった行動を取っていただくかということ

入いただくマイタイムラインのページも併せて設けて掲載させていただくということを考えております。そういったものを掲載させていただいた中で、また行政区での説明会等々の中で、ご自分に合ったタイムラインをつくっていただいたりとか、また地域でのマイタイムラインをつくっていただくというふうなことに取り組んでいただければと思います。

既に、毎年10月に小学校4年生を対象に水防学校の実施を、合の川河川防災ステーションにおいて、利根上さんと板倉消防署さんの協力もいただいて実施をしておりますが、その中で利根上さんからの説明の中で、4年生の児童の皆さんに対してマイタイムラインの作成というものについても既に説明をいただいておりますので、そういったものをご家庭にお持ち帰りいただいて、ご家族でも相談いただいたりお話しいただくようなところも既に動き始めているところです。

以上です。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 まず、手法の関係なのですけれども、以前やはり話したと思うのですけれども、できれば旧行政区単位に開いてもらって、グループ単位で、グループ討議ですか、グループワーク、そういった部分でやるのが理想的かなと思っています。例えば今の防災講習会やっていますよね。DVDですか、あれ流して一応それ見てやっているわけなのですけれども、防災講習会、そういった部分ももう一回やり方改めて再度検討してみて、その中で例えばこういうマイタイムラインの作成ですか、一応グループごとに作成していくという。それぞれの避難ルートとか、地図の上に落としていくとか、そうすればお互いの、一人一人の絆ですか、コミュニケーション、そういったものができると思うのです。ですから、自助と共助、そういった部分が併せてできる可能性があるのではないかと思うのですけれども、その辺の手法ですけれども、初めはやはり、ただやれといっても分からないと思うのです。ですから、その辺は例えば各行政区の担当職員がいますよね。その方にその場でいろんな、リーダーではないのですけれども、なっていただいて、作成の手助けをしていくという、そういった仕方はどうでしょうか。提案ですけれども。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 行政区の防災講習会につきましては、今年度は開催はいたしませんでしたが、これまでは毎年4月の区長会議におきまして、区長さんに開催、4月から6月までのできるだけ多くの皆さんにお集まりいただく機会で開催をいただきたいということで毎年お願いしてまいりました。できれば議員さんおっしゃるとおり、旧行政区単位で開催いただきたいというお話等も区長さんにはお願いしてはおります。ただ、その行政区のご都合により、役員さん主体であったりとか、そういう場合もあったということでありませぬ。内容的にこれまで大きく変わらない、ここ数年、という状況もありましたので、やむなしかなというところもなきにしもあらずであります。今回内容的にもハザードマップも作り直しますので、そういった機会、今ご提案いただいた、これまでも行政区担当職員、防災講習会も担当職員のほうで説明を実施してまいりましたが、そういった方法等も検討しながら、できるだけ多くの方に周知をしてまいりたいというふうを考えております。

また、先日、3月8日の日の上毛新聞に、水害避難を時系列ということで、モデル地区で作成というような記事も出ていました。これが一応館林市、明和町、板倉町も一応モデル地区を想定されているというよう

な状況であるということでもあります。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 確かに上毛新聞に掲載されていましたが、来年度からマイタイムラインの普及に努めるということで、モデル地区ですか、ではそれに板倉もモデル地区ということで一応選定されているということでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 担当の会議では、元年度中にそういったモデル地区の選定を行うということにはなっているそうなのですが、実際にはまだ県からはお話をいただいてありませんが、県の想定の中では館林市、明和町、板倉町でモデル地区をとというような考え方のようです。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 そういった形でできればモデル地区に選定して、いろんな支援があるでしょうから、それをいろいろ活用して、できればマイタイムラインの普及に努めていってほしいと思っております。

次に、防災リーダーについてお聞きします。この防災リーダーなのですが、基本的に例えば各自主防災組織ですか、そういった中で当然防災育成士、当然リーダーとなるあれなのですが、それ以外に例えば自主防災リーダーという部分があるのですけれども、地域のリーダーとして、防災のリーダーとして役割を果たす方ということですが、当然育成士ですか、防災育成士、当然入ると思います。あとは自主的な自主防災リーダーですか、そういった人たちというのはどんなふうに、例えば育成とか、いろいろ書いてありますけれども、そういったところはどんなふうにこれから考えているのでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 とりあえず現時点では、町内にも防災士の資格をお取りいただいた方が31名いらっしゃいますので、この方々に県の危機管理室主催の防災士の役割とか活動事例、そういったものを研修会ということで、来る3月22日の日曜日になりますが、明和町と板倉町合同でそういった研修をまず受けていただいて、防災士の役割について一度確認していただくような、そんな機会を考えております。その後3月30日を考えておりますが、町内で町の防災士の方にお集まりいただいて、意見交換をいただくような予定で今準備を進めさせていただいているところでございます。そういった、まずは防災士の方についてはそういった形で情報交換等々をいただくような場を設定させていただいて、進んでいきたいというところでございます。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 防災士と防災育成士ということではなくて、一般の例えばそういう民間資格を持っている人以外の方も31名の中に入っているわけですか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 すみません。防災育成士さんという……

〔「防災士」と言う人あり〕

○落合 均総務課長 ええ。防災士ではないですか。防災士。防災育成士という資格は……

〔「防災育成士ってありますよね。それは防災士」と言う人あり〕

○落合 均総務課長 防災士。

〔同じですね。それが31名〕と言う人あり〕

○落合 均総務課長 すみません。30ですね。

○延山宗一議長 栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 31人か36人かは別として、現在いらっしゃいます。それをざっと分けると、県の募集している防災士に直接、意欲があつて自ら登録し、受験をしてという方と、あとは特定の資格を持っていけば免除と。そういう細かい手続はと。それが消防団の過去分団長以上の経験を要する方というので、だからそれが30の、県に直接受けたから6名かなと思っていましたけれども、いずれにしても5対1か6対1の比率で現在30名あるいは36名ぐらいいると。その人たちが、直接県のそういった試験を受けて認定された方については、最低限の防災士とはと、そういうものも含めて、いわゆる勉強し、一定の認定を受けた方ですが、先ほど言った消防団関係の人は、冊子も含めて分厚いものが送られてきているのです。その消防団の経験者の方々には、受験料とか認定料も町から補助金が出ておりますので、資格があれば無条件で合格をするということの代わりに、送られてきたものをしっかりと読破というか、資料を読んでいただいて、自己認識を強めるかというところが条件になっているのだらうと思いますが、個人的に果たしてそういったものもやられているかどうかも含め、先ほど言ったスケジュールで、まずは明和町と共同で、県の危機管理室から来られる指導者を中心にして浅い、まずは知識、その後30日に板倉町は板倉町でやっていただいて、まだ顔合わせそのものもしておりませんし、組織化が必要であれば当然組織化もしなくてはなりませんし、あるいはその際に、町が防災士の皆さんにどういったものを求めるべきか、役割を。また、防災士さんがそういったものを、逆に言うと受けられる状況があるのかどうか。館林市等では、防災士さんについては、自分で積極的に勉強していただいて、いざ災難が起こったとき、できる限りの、特に避難所等についての手助けを行うという、それだけがただ一つ前提になっているような形でありまして、ではそれでは、そういった方を、例えばそのまま今の話を受け止めると、本番に来なかったら、その人を当てにして、行政区の、例えば区長さんの隣に位置づけに置くとか置かないとかというのはこれから考えるのだけれども、そういったことにしたときに、肝心の、自分の自由でいいというような考え方も、ほかの先行例なんかを見ますとありますので、最低限、あまり大きいハードルを掲げるわけにもいかないけれども、できるだけ最優先で、それが基本的には防災士の役目になっているのですけれども、最前線でできるだけ最優先で皆さんの避難等々、防災に関する先頭に立って、その役割を果たすというのが、いわゆる目的になっているわけですので、ではそれを具体的にどういうふうにして、それに対して応えられ、ある意味では、例えば免許は取ったけれども、やる気はないよといってもそれまでなのですね。ということも含め、組織化をするとかも含めて30日に板倉町で第1回目の防災士さんの認識度の共通性とか、いろいろそういったものも含めて意見交換を行いつつ、だんだんそれを重ねていきながら、人の上に立つ資質を十分に備えていただくような方法を取ってまいりたいというふうに考えております。

○延山宗一議長 落合総務課長。

〔落合 均総務課長登壇〕

○落合 均総務課長 すみません。先ほど私答弁させていただきました町内在住の防災士の方ですが、36人いらっしゃいます。36ということで数字のほうの訂正をさせていただきます。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 基本的にそういった防災士が各地域地域での防災リーダーですか、そういった部分で役割を担うと思うのですけれども、先ほど自ら登録した部分と特定の部分とありますけれども、自ら登録した部分というのは、要するに例えば一般公募ではないのですけれども、そういった形とはまた違うのですか。

[「一般公募でいい」と言う人あり]

○7番 荒井英世議員 一般公募ですか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 そうですね。一般公募という形になりますが、こちらは区長会の中で、区長さんに各行政区で防災士の方がいらっしゃらない行政区もありますので、そういった行政区も一応お話をさせていただきながら、県のほうの資格取得のための講習を受けていただける方の推薦をいただくような形でお願いをして、まずはそんな対応で、今年も3名の方にお取りいただきました。

○延山宗一議長 荒井議員に申し上げます。

間もなく通告時間となりますので、簡潔にまとめてください。

○7番 荒井英世議員 そうすると、確認ですけれども、各行政区に防災士ですか、全部配置されているのですか。全行政区。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 全行政区にはいらっしゃいません。お住まいの行政区は全ての行政区に防災士の方がいらっしゃるという状況ではございません。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 最後の質問です。

これは神奈川県茅ヶ崎市の例なのですけれども、ここは一般公募と、それから自主防災組織会長からの推薦ということで、防災リーダーをお願いしているのですけれども、年2回ぐらいの研修があるらしいのですけれども、その研修の修了者には、今後の防災リーダーとして活動する際に、着用、着るあれですね、ベストとかジャンパーとか、これ黄色いのですけれども、そういったものを貸与しているというのがあるので、例えば災害時に避難所にそういった方たちが行きますよね。そうするとやはりそこに集まった、例えば町民が、その人に相談すれば行政の本部と色々なコンタクトを取れるとか、いろいろプラスになるという部分があると思うのですけれども、今後の課題でしょうけれども、その辺はどうでしょうか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 当然組織化をするほうがよろしい。組織化をするためには、例えば30人の防災士が最低、この程度の認識で、だって人の命を左右する立場にもなりますから、最低この程度の共通する認識を持っている方であればならないとか、いろいろなものが、先ほど言ったように行政区にいるところといないところ

は、ではどうするのか。あなたは向こうの行政区の防災士で向こうの行政区へ行ってということもできるのかどうかとか、いろんな例えばそういったものを踏まえた上で、なおかつ例えば今のところ防災士さんというのは決して、今日も午前中ですか、昨日ですか、交通指導員の身分保障から、あるいは手当ですか、報酬ですか、そういったものも全く今のところは、いわゆるボランティアですから。そういったことで、いわゆる本当にサービス精神旺盛な方々で、何の報いも求めない。ただ、いざというときに人の先頭に立ってそういう活動をするという趣旨に賛同された方が受験をされているということと理解を一応しているのです。だけれども、果たしてそうなのかというものも確認作業もしなくてはならないと思うのです。やるよやるよといって、ふだんは講習はいっぱい受けても、いざ本番のときにはほとんど出席しないといったら、そういう役割果たしてもらえないし、組織の一部へそういった方を位置づけたら、その人が来なくてはどうにもならなくなってしまう場合もありますから。だから、比較的上っ面だけを見ていると、しかもあと一番考えるのは、一つの行政区にリーダーが何人いればいいのかと。リーダー。極端に言うと板倉町の一番上のトップには町長が1人でよろしいと。2人いるのなら2人のほうがいいかもしれないけれども、2人が話し合っ意見が分かれたときにはどうするかという問題も含めて、各町でトップは1人ということになっているのだろうと私は理解しているのです。例えば区長がいて、区長さんが、では何かあったときにはこちらの人に頼むよと。全て私は権限移るといったほうが区長さんは楽だと思うのです。だけれども、それに代われる能力と指導力と、みんなから認知されたものと、いろいろが合体しなければ、防災士さんとして、俺はすばらしいのだと自分で胸を張っても、周りの人が認知をしなければだめだということとか、いろんな難しい問題もあると思っています。しかもそれがほかの役職と違って、その人の判断次第で、うっかりすると組織が動く場合と壊滅的な打撃を食う場合とあるということも含めると、防災士さんの役割というのは慎重に、なおかつやはりしっかりとした意思のもとに、これは人間ですから、その日は何が何でもという100%はないにしても、ただそこら辺が、先行事例を見ると、防災士さんをまとめて出発をさせている流れの中で、どうもまとまらないと。30人寄ると30人三様であると。だから、できる範囲内で勉強してくれて、当日何かそういうときに万が一あったときには来られる人が来て、リードしてくれればいいですよという当てにできるかもしれないし、当てにできないかもしれないような位置づけで、館林なんかはそういう状況にあるというような話も聞いていまして、それが真実かどうかも含めて、我々行政のほうでは確認作業もしながら、やはりこうあるべきだという論と、でもこうあるべきだと言ったにしても、受ける側が、とてもとてもそれではハードルが高くて受けられないとか、当てにするほうと当てにされるほうといろいろ合議をしながら、ですからそれを、明和町を皮切りに、その次は板倉町独自で、明和と館林と板倉、こんな小さい近隣でも、昨日も言いましたけれども、浸水区域の深さは7メートル、8メートルと2メートル、3メートル、ゼロメートルまであるわけですから、同じ防災士でも全然認識を改めてもらわなければということも、例えば考えられるわけです。ということも含め、慎重に、なおかつ入念に出発をさせたいと思っているのですが、果たしてそれが、まずはできるかどうかも含め、慎重に対応してまいりたい。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 以上をもちまして、町長の答弁で予定時間がちょうど終わりましたので。

○延山宗一議長 ここで、企画財政課長より、荒井議員の質問に対する回答をしたいとの申し出がありますので、許します。

根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 すみません。先ほど荒井議員のご質問にお答えできませんでした、SDGsのモデル事業ということでありますけれども、調べますと、SDGs未来都市というものがあるようです。全国で31都市が選定され、その中でモデル事業が10事業ということであります。上限が2,000万円ということで。この辺ですと、みなかみ町が「水と森林と人を育むみなかみプロジェクト」というので、これはモデル事業ではありませんけれども、31の中に選ばれています。また、宇都宮市が、これもモデル事業ではありませんけれども、「SDGsに貢献する持続可能な“うごく”都市・うつのみやの構築」ということで選ばれております。そのようなモデル事業がありました。すみませんでした。

それと、令和2年度で総合戦略に位置づける新規事業があるかとのことでありましたけれども、これについては先ほど答弁したとおり、令和2年度からの事業でありますので、令和2年度以降での検討ということになりますので、ご了解いただきたいと思います。すみませんでした。

○7番 荒井英世議員 分かりました。ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○延山宗一議長 以上で荒井英世議員の一般質問が終了いたしました。

---

○議案第13号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

議案第14号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第15号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第16号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第17号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○延山宗一議長 日程第2、議案第13号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第6、議案第17号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました補正予算関係5議案について、昨日の本会議終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分ご承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第13号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、議案第14号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○延山宗一議長 委員長による報告が終わりました。

これより議案第13号から議案第17号までの5議案について一括して委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより議案第13号についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

す。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ○散会の宣告

○延山宗一議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

今後の日程ですが、明日11日は総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

12日、16日、17日の3日間は予算決算常任委員会を開催し、新年度の予算関係議案についての審査及び委員会採決をいたします。

本会議最終日の19日は、新年度予算関係議案について、予算決算常任委員長より審査結果の報告の後、議案ごとに審議決定いたします。

また、閉会中の継続調査及び審査について決定する予定となっております。

本日はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

散 会 (午後 2時40分)

# 3 月 定 例 町 議 会

(第 1 1 日)

## 令和2年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年3月19日（木）午前9時開議

- 日程第 1 議案第18号 令和2年度板倉町一般会計予算について  
日程第 2 議案第19号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第 3 議案第20号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計予算について  
日程第 4 議案第21号 令和2年度板倉町介護保険特別会計予算について  
日程第 5 議案第22号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計予算について  
日程第 6 閉会中の継続調査、審査について

---

### ○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

### ○欠席議員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
鈴木	優	教育長
落合	均	総務課長
根岸	光男	企画財政課長
丸山	英幸	税務課長
峯崎	浩	住民環境課長
橋本	宏海	福祉課長
小野寺	雅明	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
多田	孝	会計管理者

小野田	博	基	教育委員会 事務局 長
伊藤	良	昭	農業委員会 事務局 長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小林	桂	樹	事務局 長
川野	辺	晴	庶務議事係 長
福知	光	徳	行政庶務係 長兼 議会事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○延山宗一議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いします。

次に、執行部より、3月9日の本会議における今村議員の質問に対する回答をしたいとの申出がありましたので、これを許します。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 3月9日にご審議頂きました議案第7号、交通指導員設置条例の廃止についてのご審議の際に、今村議員から、交通指導員の現在の非常勤公務災害制度と4月からの制度改正後の補償内容についてご質問を頂きました。手持ちの資料がございませんでしたので、後日回答させていただくこととなっております。そちらについての答弁をさせていただきます。

現在の非常勤公務災害制度と4月からは、今回の制度改正に伴いまして、新たに設けられました、町村会が加入の取りまとめを行っております自治体委託業務等災害補償保険制度、この保険への加入を予定しております。それぞれの両制度の補償の違いを本日、お手元に資料としてご用意をさせていただきましたので、その資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ごらん頂きたいと思っております。

資料は1枚紙となりますが、非常勤公務災害制度と自治体委託業務等災害補償保険制度の補償内容の違いという資料でございます。補償の種類、補償の細分類、支給される状況、令和元年度まで、こちらが現行の非常勤公務災害補償制度の補償内容となっております。右端が、令和2年度から加入を予定しております、自治体委託業務等災害補償保険制度の補償内容となっております。

まず、療養補償につきましては、現行が医療費等にかかった額で、保険適用が、ご自分の加入される保険はお使い頂かないで、限度額、限度日数なしということになっておりますが、2年度からは、医療費等にかかった費用、こちらについては限度なしで、日数なしで適用となりますが、基本的にはご自分の加入頂いている保険をお使い頂いて、自己負担分について、限度なしで医療費分を負担させていただくということとなります。

次に、休業補償でございますが、現行は3,600円の日数で、限度額がなしということでございますが、変更後が4,000円の、日額は上がりますが、最大30日までということになります。

次に、傷病補償年金、障害補償の関係でございますが、これまでは、現行では年金制度という制度が設けられておりましたが、変更後は1回のみの一時金という形になります。そのために、最高の限度額は引上げとなっているような補償内容でございます。

同様に、介護補償、遺族補償につきましても、これまでの年金という形から一時金という形に変わりました。

て、限度額が引上げの補償内容ということとなっております。

表の一番下の葬祭補償関係については、これまでは49万5,000円で、変更後が50万円ということで、ほぼ同額ということとなっております。

ということで、まるきり同じ補償内容ということではございませんが、こういった形で新たに設けられた制度に対しての対応ということで、交通指導員さんもそうですが、行政区の区長さんをはじめ行政区役員さんについても、こちらの自治体委託業務等災害補償保険制度のほうに加入させていただいて、もしもという場合は対応させていただきたいというふうに考えております。

表の欄外となっておりますが、板倉町、本町以外でも、近隣で明和町、千代田町、邑楽町、大泉町については、この新たな保険制度のほうに加入予定ということでございます。館林市さんについては、民間の保険会社のほうに加入予定ということで、そういった情報がございます。

ということでございますので、現行と変更後の比較ということでご説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 以上で質疑を終結いたします。

---

○議案第18号 令和2年度板倉町一般会計予算について

議案第19号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第20号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第21号 令和2年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第22号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計予算について

○延山宗一議長 日程第1、議案第18号 令和2年度板倉町一般会計予算についてから日程第5、議案第22号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計予算についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

〔森田義昭予算決算常任委員長登壇〕

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました、令和2年度各会計の当初予算関係5議案につきまして、3月12日から17日までに3日間をかけて審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、昨年同様、審査の冒頭に、予算編成方針及び主な主要・重点施策等、政策的な予算に係る審査を割り当て、その後、各課局長及び各係長から、予算書による各事業の説明を受け、各委員による質疑を重ね、慎重なる審査を行いました。

細部につきましては、各議員十分ご承知のことと思っておりますので、省かせてまいります。

なお、執行部の皆様には、丁寧なご説明を頂き、慎重なる審査ができました。心より感謝申し上げます。  
次に、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第18号 令和2年度板倉町一般会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和2年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和2年度板倉町介護保険特別会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○延山宗一議長 委員長による報告が終わりました。

これより議案第18号から議案第22号までの5議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第19号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ○閉会中の継続調査、審査について

○延山宗一議長 日程第6、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

---

#### ○町長挨拶

○延山宗一議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。令和2年の第1回定例会閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

9日から19日までの11日間、精力的にご審議頂きまして、22議案、原案どおりご承認いただき、誠にありがとうございます。お疲れさまでございました。

この冬、暖冬と言われておりましたが、例年より12日早く東京のほうは開花宣言がなされたようでもありまして、例年ならば、社会も人も、年度末、年度初めの入学、入社、転退出等々など、各行事に合わせ、引越しや里帰り、レジャーや観光と一気に動きが活発化し、明るい笑顔の春になるわけではありますが、今年はお承知のように、今のところ一変してしまっております。パンデミック、世界同時株安あるいは経済システムの崩壊の心配、あるいは医療の限界の心配、あるいはパニック現象の出現、一定期間の社会生活の崩壊等々であります。

当初、東京や関西あるいは北海道の遠い地域のことと、このコロナウイルス関係については、他人事のように思われていた節がありましたが、いよいよこの1か月の間に、全国はもちろん、全世界に拡散をいたしました上に、邑楽郡内にも危険が迫ってきておまして、対応を強く今後意識しなければならない状況となってきました。現在も10名の陽性者、60名余りの濃厚接触者、最悪の場合、相当の広がりの可能性も想定され、今までも増しての注意を払わなければならないと思うところであります。連携を図りながら、情報収集、変化状況に即した対応を進めているところであります。

さて、2日目の一般質問では、森田議員からは、新型コロナ対策あるいは災害時の危険物対策、小学校再編に伴うスクールバス運行等々について、内容も分かりやすく、細部にわたって通告どおりのかみ合う答弁として、町民の皆さんも理解のしやすい質問であったと思っております。

本間議員からは、三県境平地観光を中心とした内容で、我が町の立場からは十分理解できるものでありますが、文字どおり3自治体共同の施策執行というところのわけでありますので、我が町の考え方どおりにはいかないと答弁させていただきました。

雷電神社の修復等にも言及されましたが、他の文化財の中に優先するものがあることも理解を頂いたと思っております。さらには、館林の日本遺産の関連も、市観光課には、うんと頑張っていたいただいて、その頑張っていたいただいた果実である観光客が、相当数押し寄せてくることになることを願いながら、板倉町としては、その観光客の活用計画をしていきたいというふうに思っておりますという答弁もさせていただいたところであります。

3人目の青木議員さんの質問についてであります。連続して4議会、合併吸収絡みの問題であり、当方からしますと、偏りのある性悪説に立った一方的解釈、勝手な断定、事実誤認等々入り混じった、質問先すら不適当な質問であり、加えて自らの質問の説明は長々と述べ、強引に自らの思惑、筋書に沿った答えを導き出す、断定的、決めつけ的質問と感じられるところであります。

一問一答方式の質問とは、答えを引き出すため、できるだけ簡潔に小質問のやり取りをし、その中からかみ合った答えを求めるものであります。事前通告は、いつも大質問を1つか2つだけ。この形は、ずっと見ておまして、青木氏だけであろうかと思っております。意図的に構成する小質問は全く通告せず、表現の

しようによっては隠しておき、自分だけは準備万端、答える側には準備をさせない。自らの持論を述べるだけの独り舞台の場合は、まさに質問のていをなしているのかどうかというふうには私は思っています。

答えを引き出すために質問するわけであり、むしろ相手に、たつぷりとまではいかななくてもどうかと思いますが、一定の時間を与える勇氣、度量の広さ、そういう品位などはないのでしょうか。会議議員の中で一番の年長者と思いますが、自分は好き放題時間を使っておいて、まだ足りない、もう少し言わせろ。相手側には、一言で答えろ、短く、簡単に、答えなくてもいい、今まで質問の中でよく出てくる青木氏の皆が知っているワンフレーズの言葉、これも自分勝手なことを如実に物語っていると思わずにはいられません。余裕がないのか。そんなことはないと思います。常に優位に立っていたいのか。あるいは自分は好きなだけ言い、相手には制限する、言わせない、ひきょうな方法と言えるのではないのでしょうか。

国会の野党の質問を例に挙げましたが、言いたい放題野党は言っていると。首相に対しても、うそつきの言葉を何回も言っている。それに比べて、まだ自分の質問は程度がよいと言わんばかりの内容に聞こえました。国会の野党の質問は、それでも当然答えを求めるときの質問でありまして、結果的には、答えろ、答えろと答えを請求しているものであります。それに対して、当事者の首相を例に取れば、あるいは自民党、与党、野党のやり取りを例に取れば、当事者の首相は答弁をおっくうがったり、与党もまともに答えなかったり、または同じ答弁の内容の繰り返し、逃げて、代わりに事務方に答弁させる。あるいは、資料はなくした、忘れた、記憶にないなど答えにならない答えをすると、このことが世論、マスコミの批判的になっていることはご承知のとおりであります。

ですが、私の答弁姿勢は逆でございます。一つ一つ答えたい。適切なときに答えさせてくれと言っているが、要らないと。要らないというのは質問している青木氏のほうであり、私は不思議な感じが、質問しているながら答弁は要らない。後でいい。国会と我が町の議会の、特に青木氏のケースは真逆であります。

青木氏の質問は、質問の名を借りて、我々にはちょっと理解できない部分もある性悪説を述べるだけで、答えは短く、時には一言でなどと自分本位、利己的。答えまでも自分の思いどおりにしたいのか、勝手に書いた作文の発表の場になっていることを本人は恐らく気づいているのではないかとも思いますが、気づかないふりをしているのでしょうか。もしかしたら、こんな理屈は百も承知の上、一般質問の場も、議会だよりの自らの質問の編集の内容も同様に、性悪説の自分の流布に利用する場としているだけなのかと、関心ある町民さんの指摘もございしますが、うなずける気もいたします。目いっぱい自分だけ述べて、答弁したいと言うと、要らないと言う。公の場の私物化とも言わざるを得ませんし、フェアではないということでもあります。また、答弁はこの次でよい、あるいは次の議会でよいというのが、典型的な独りよがりの発表の場と言わざるを得ないわけでもあります。

質問の品位についても出ました。なぜか自ら関係のない例を挙げて、私は目上にも目下にも、さんづけで丁寧に呼んでいると言っておりましたが、誰にでもさんづけで呼ぶから品があるとの自己評価のようですが、私はそうは考えておりません。品位とは、行動で相手を尊重し、言いたいことを十分言わせ、周りの意見は十分に聞き、互角に扱うこと。自分の主張はしっかり述べることは、もちろん当然のことでもありますが、それも踏まえて、自分に対する評価は周りの言うことも当然聞きながら、最終的には無礼な言葉を使用しないことということで捉えております。品位がないとは、限度を超え、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉を言うものと議員必携に書いてございます。

また、あなたのつける議会だよりの手盛りの見出しは、この1年、発行するたびに、広報委員あるいは正副議長の全員が一致して、表現がきつい、不穏当との評価。毎回そうではないですか。広報委員長、発行責任者が毎回当人に変更要請に行くこと自体も、それを表しております。指摘されても当然著作権を、あるわけですから、楯に直さないようですが、問題ならば訴訟でも起こせと言わんばかり。このことも品位云々に曲がるのではないのでしょうか。世の中には常識があり、常識とは、皆の考える基本的な考え方が常識かもしれませんが、その上に、さらにその上に法があるものと思ひまして、少数ですが、よく法が、法がと言う人がおりますが、法を楯に裁判など、よほどのことの際の最後の手段であると思っております。

私の合併協挨拶や発言の随所に、民主主義者とは思えない発言があるが、いかがかとの指摘がありました。正々堂々議会だより、あるいは協議会だよりに掲載することはおろか、記者会見や民衆の前で堂々と私も述べておりまして、言論の自由の中で、法の批判をしようが、何を言おうが、何の問題もありません。しかし、法を守ることについては、自分の考えは別として、法に沿って堂々の行動をしているつもりでございます。

このことをご都合主義と先般の質問の中でも指摘をされたようでありますが、当たっておらないと思ひます。法定協議会運営でも、22人中20人が認める、そういったことも事実でありまして、私にすれば、貴殿こそがご都合主義ではないですか。何より自らの持論を全体の間でも述べ、そして議論の終結にも賛成し、あなたの主張を扱う意見が、3分の2を超える圧倒的多数で否決されたということをつまてたつても、幹事会の特定の一員の責任として、あるいは法的にはぶつける相手も違うということをも分承知の上で不満をぶつけ、たしか休止の結果は認めないと、今回の一般質問の間でも言っているのは、悲しいが、青木氏だけでありますし、通用、これもしません。

自らが民主主義遵奉者を主張しながら、決まったことに対し、いつまでも少数持論を繰り返していることこそ、自由民主主義国家であるからこそ、もちろん許されているのでありましようが、むしろ法を守ること自体、法の批判をすること自体がいかげなものかという民主主義否定論者そのものものでは、私からすれば、ありませんかということでもあります。

法定協も万能ではありません。法に沿っての委員構成にも疑問がありますし、協議の仕方も問題点はあるでしょう。合併協に丸投げは不賛成。私は全部賛成とは言うておりません。これを言うことは、自分の選んだ委員を否定することであるということでも、ご指摘がありました。否定もしておりません。そのとおり、考え方はそうありますが、その皆さんにしっかりと議論をしていただいているところでもあります。

これは、まさに言論の自由であり、権利であり、言い換えれば、例を例えれば、殺人罪に対して賛否の論評を加えることさえできるこの民主社会であればこそであります。法に対し物を言うことが問題だと、官尊民卑につながると、民主主義をさも尊重していると言ひながらの、私にすればめっちゃめっちゃな持論は、自己中心的、排他的、自由言論抑圧論者を証明しているものと言ひます。

質問は簡潔に、答弁は丁寧な、事実に基づいて、誰のためか。町民のために議論をする、これは議員必携にある言葉であります。

町長がうそつきと断定をされましたので、それはそのままあなたに返します。そして、青木氏にだけは言われたくないとも、質問の間でも申し上げましたが、非民主的を考える場合にはどちらなのでしょう。

ちなみに青木氏の質問、この間私が録音を聞かせていただいて、計時いたしました。40分強。1時間のうち40分強。丸山、中里、栗原は、3人合わせて、でもまだ私が手を挙げて今させてくれとか言っているのも、

まだ足りないという青木氏の質問要求を議長に制していただいて発言して、それでも合計で20分であります。それでもまだ足りないという青木氏でありますので、ぜひ要領よくご質問を頂きたいと。何時間充てても、自分の納得のいくまでというのはできるはずはありません。それか、独りでしゃべってみたいなら、別の場所でお願したいというふうにも思います。何を言っても、事実は私は一つだと思っております。

ついこの間の議会ももちろん録音にありますが、8者会議の内容の青木氏の発言も事実ではありません。何も証明がないということを楯に、さも自分が言っていることが正当だと申し上げておったようですが、少なくとも会議に臨んだ7人の発言も事実ですし、7人それぞれが自らの胸に手を当てれば、それは証明することは簡単でしょう。事実でないことを自分に都合よく断定して他人に話すのを世間では何と言うのでしょうか。うそと言うのではないですか。もっと正確に、事実が分かるように一問一答方式でやりたいものであります。

ちなみに貴殿の質問方式は総括質問。質問は総括、答えは一言で一答、一答でという、総括質問一答方式になっていると私は考えております。時間もハーフ・アンド・ハーフを頂いて、フェアに町民のためにということで頑張りたいというふうにも今後も思っておりますので、青木氏の質問に対して私の考え方を述べたようであります。ぜひフェアの精神を求めたいと思います。

荒井議員については、2020総合計画についての具体的実施方法や台風19号についての平時からの防災意識向上と各家庭及び個人の避難計画、防災リーダーの活用と避難所運営の具現化等々、今後重要な提言を頂きました。

一般質問の内容や各委員会における質疑等、全て一応参考にさせていただきます、よりよい形を目指したいと思います。そういう意味では、この11日間、それぞれ言論の場でありますから、かんかんがくがくのスタイルの場合もありましたが、一つ一つが私にとっても糧でもありますので、議員各位全ての皆さんに心からご努力、ご尽力を感謝を申し上げまして、ありがとうございましたと締めさせていただきます。

海外客減少はもちろん、卒業式も入退団式も、花見も夕食も、スポーツ大会も墓参り、お葬式まで影響が出ていると言われ、今日から北海道が、一部いわゆる拡散防止の対策を緩めたようでもありますが、特定の業界はもちろん、経済全体が本当に不能になるのではないかなというような初めての状況が現在続いております。しかし、当邑楽郡におきましては、現状ではまだ拡散防止策の解禁は、できるどころか、さらに、もしかすると強まる可能性まであるということも含め、いつまでこの状態が続くのかと心配をするところであります。

ちなみに3月31日に計画されております聖火リレーにつきましても、つつじが岡公園での出発セレモニーは中止と決定をし、セレモニーそのものはやるけれども、それに対する招待者あるいは見学者は、寄っていただかないという、そんな決定のようでもありますし、沿道の応援も十分間隔を取って、基本的には自粛をしていただければというような動きに現在なっておりますが、正式に今日の午後、東部振興局長が私のところへ参りまして、直近のそういったものに対する具体的な明言を頂くような形になっておりますので、上から一方的に通告を受けるだけでなく、考え方によっては議論を申し上げながら、合意を取ったものに対して、うちの町も協力してまいりたいというふうにも思っております。

そういう意味で、この先ウイルスの進行状況などで、当役場あるいは我々議会、あるいは埼玉県の副知事

でしたか、ところまでもう陽性者が出ているというようなこともありまして、いつ、誰が、どこでと。例えばこういう形で私自身がしゃべることで、マスクをしていないというの、エチケットから違反をしているわけでもあるのでしようけれども、お許しをいただいて、ちょっと長い青木氏に対しての反論も含め、申し上げましたが、新年度予算成立ということで、普通であれば、執行部主催の会費制懇談会等も行われる予定でもありましたが、とんでもない状況でありますので、あしからず、当然中止ということで、もう既に計画が立ってございます。

いろいろそういったことも含めて寛大なご処置とご理解をお願い申し上げまして、本日閉会のご挨拶いたします。大変ありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○延山宗一議長 以上をもちまして令和2年第1回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉 会 （午前 9時34分）